

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出、第四百十二回国会開法第九号)

○杉浦委員長 これより会議を開きます。

第四百十二回国会、内閣提出、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

各案につきましては、第四百十二回国会におきまして既に趣旨の説明を聴取いたしておりますので、これを省略するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○杉浦委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○杉浦委員長 本日は、各案審査のため、まず午前の参考人として中央大学総合政策学部教授堀澤美東洋君、國學院大学法学部教授新倉修君、弁護士田中伸君、以上三名の方々に御出席いただいております。

この際、参考人各位に委員会を代表して一言、あいさつを申し上げます。

参考人各位には、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお聞かせいただき、審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

次に、議事の順序について申し上げます。

堀澤美参考人、新倉参考人、田中参考人の順に、各十五分程度御意見を述べいただき、その後、

委員の質疑に対してお答えをいただきたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は委員長の許可を得ることになっております。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。

それでは、まず堀澤参考人をお願いいたします。

○堀澤参考人 既に皆様、今おしかりを受けていたけれども、わかりにくいレジュメをお渡しいたしました。まず、この三法を制定するに至りました基本的な構想、コンセプトについてお話を申し上げます。

このような考え方が世界で動き始めたのは、ここでも書いてありますように、アメリカのジョンソン大統領の偉大な社会構想というものが始まりです。その当時から私は世界の動きを見てまいりましたが、それにおくれること約三十数年、四十年、今に至ってもなお、日本は新しい社会へ向かって刑事法をどのように活用するかという道を探し得ていないということに大きなショックを受けています。

まず、各国で考えられてまいりました基本的な構想と申しますのは、かつての刑法がならず者対策であったのに対して、現在では、それらのものまで含めて、富裕や上層、中産階級の個人利益を断片的に保護することだけではなくて、国民全体が安心して生活が営むことができる基盤をどのように整えるか、そのために刑法、刑事法というものはどのような役割を果たすことができるかというところに目が向けられました。むしろ、犯罪の発生した後の摘発というよりも、それに先手を打って対処するような方法が各国で選ばれるようになりました。その重要なものには、共同体での警察といいますが、コミュニティポリシングと言われるようなものがございます。

ところが、その後の、特に冷戦の崩壊後に、経済的な権益を求めて活動する人々が犯罪を伴って暗躍するようになりまして、ポーターレスに活動

することが目立つてまいりました。そのため、各国における治安状況は非常に悪いものになりました。そうすると、安心して生きるといふ基本的な権利が皆さん脅かされるわけがございます。そういうものでないところにどうやって我々の社会を誘導するかということを考えなければなりません。

次に、このような継続的、反復的、計画的に行われる諸活動というものを、刑事法ではなく、民事法あるいは行政法で規律すればいいじゃないかというような議論がありますが、民事法の領域にありましては、財産法の領域では、まず最初に同意を得て、対価を払って次の行為をするというような対処の仕方をしますが、このような対処の仕方、これを財産原則と申しますが、これも、これによってこういう事態を収拾することはできません。

第二番目に、実際に行いました活動の後でその損害分を支払う、あるいは租税としてそれを払うというような措置がございます。これを損害賠償あるいは租税引受原則というふうに民事法や租税法の領域では申しますが、この原則を用いることも、このような反復的、継続的な活動によって劣化され崩壊されてしまった被害者の家族の復活それから地域社会の安全の回復のためには役に立ちません。

したがって、各国では、刑事法の制度を用意する、それと同時に他方で、より犯罪が発生しないような安全な社会を築いていくための多くの方策を練っていくこととなります。その一つの前提にすぎないということになります。

さて、ジョンソン大統領の偉大な社会構想というものを受けて、その後社会不安が高まりました。特にIRAの活動等がございました。あるいは炭鉱労働者の争議等がございましたUKにおいては、サッチャー首相が同じような構想を持ち出しました。その後、現在に至るまで、ブレア政権もこのような法制をより積極的に進めていく提案をし、実際にそれを行っております。また、ドイツ

においても、現在、シュレーダー・カンツラーがこのような方向に向かっての立法を進めていくことを考えております。

つまり、個々の犯罪というよりも、計画的に練られております犯罪行為をなくすことによって、人々の安心を確保する基盤をつくり上げていく必要が今の社会においては非常に高い、しかも、それは低層、中層の人々にとつて非常に高いということに目を向けなければならぬと思います。したがって、この法律は、通常人の目の高さで物事を見ているのであって、有産者が無産者から財産の剝奪を受けるとか攻撃を受けるとかというものを考えに入れた立法ではございません。

次に、したがって、検討がされました歴史は非常に長いので、検討の期間が短いのではないかと。これは極めてショックであります。私がこの問題を扱いましたから既に四十年を経過しておりますが、日本は、私がいろいろのことを書きまして、一向に何の反応もしない。報道機関も何の反応もしない。それほど日本は治安が安定していると言えるのだろうか、その点を考える必要があると思います。特に、オウム事件等が発生しまして、そこに巻き込まれた被害者たちの生活の状態は大変ですけれども、それについて、皆さん、どれだけの関心を寄せられているか。そのことを思うと、余りにも立法の遅さに、残念で仕方がございません。

さて、三法の特徴でございますが、第一に、この法律は団体規制立法ではありません。つまり、破壊活動防止法のような法律ではございません。継続的、反復的に、計画的な、組織的な活動が表に行われて、それが犯罪行為であるというときにだけ処罰をする。したがって、思想とか宗教とか、そういうものをせんざくするものではないでございます。

これは、アメリカでマッカーシズムの例を経験したもので、RICO法と申しますが、御存じだと思いますが、ラケットティア、インフルーエン

スト・クラブ・オーガニゼーション・アクトというものがございすけれども、この法律でとりました手法が同じでございす。

さて次に、刑罰の加重が選ばれておりますが、全住民の脅威という違法性の強度が非常に高いものでありますから、したがって刑の加重が行われるということになります。

次に、法というのはシステムでございす。したがって、あるところで処置をすれば、あるところに影響を及ぼすという観点から申しまして、新しい制裁として、犯罪収益の剥奪というものを導入いたしました。これは、一方で犯罪をペイさせてはいけないということと、もう一つは、そういう方法をとることによって、犯罪活動を将来行うことができず、しかもその組織の体質を改善することができ、そこで得られた収益を被害者に簡便に回復することができ、こういう考え方に基づくものでございす。

それから次に、今度は、創設された違法度の高い犯罪、これを前提犯罪、プレディケイト・オフENSESと申しますが、この犯罪は実際に行われたら犯罪なのですが、組織的に、密行的に行われた場合には、大きな影響力を及ぼすにもかかわらずその説明ができない、とすれば、絵にかいたもちでございす。

このような対処の仕方では、社会の安全を壊しながら、多くの収益を得る寄生虫のような人々をこの世の中からなくすることができない。したがって、現実に行なった場合には、それに対する摘発を効果的に行わなければならない。通常の方法によつては摘発をしにくい場合が多いので、しかも現在いるようなサイバースペースが用意されておりますから、それらによつて連絡が行われるのを、基本権の制限をすることなく、デュープロセスの原則を十分に考慮に入れながら事実の解明を図るという対処がどうしても不可欠でございす。

それから、本三法は、それぞれ対象が違い、内容が違いますので、三つのところに分かれてまい

りますけれども、基本的な構想は同じでございす。これはアメリカで行われております、アクトというものを定めた後で、それを分解して各法律に分けていくのと同じやり方の一つでございす。

さて、基本三法の持つ問題点と、それについての私の見解を申し上げます。

刑の加重の問題でございす。それからまた、組織の活動であると思われるのに、個人の犯行に加重をすることはおかしいではないかというような御議論がございす。ところが、これについては、組織の体質改善には収益没収、権利剥奪を行います。組織の頭脳だけとして働く人間、自然人と、手足となつて活動する人々、それらが悪質な活動を行う意図を十分に持つている場合には、この犯罪の持つてゐる社会に及ぼす影響度の強さを比較して、加重をするという措置をするのは当然のことであらうと思ひます。この法律は、組織それ自体を処罰する法律でないことは、先ほど申し上げたとおりでございす。

次に、収益剥奪、凍結と無罪の推定の問題でございす。これは、収益剥奪は科刑、量刑でございす。量刑の領域には無罪推定の原則は働きません。それから、捜索、押収活動に無罪推定原則は働きません。このことは皆さんよく御存じのとおりであります。公判の審理における証明の構造をどう考えるかに関して無罪推定原則というものはあるのです。

さて、ところで、このような活動は、行われたときから実はその者の収益にはならない。その者には法律上の権限が与えられてはならないもので

よく、不可罰的事後行為ということが言われますが、これは、泥棒などの場合に、物をとつて食べてしまったという場合は、それに対して刑罰を科せば、当然その刑罰がその行為までも吸収して評価しているからそういう言葉でたまたま呼ぶだけでありまして、さらに一層の犯罪を行うとか、それによつて不当な収益を獲得するというような

者を処罰しないで放置していいという考え方は、刑法ができまして以来一度もあつたものではございせん。そのこともよく御承知だと思ひます。行為が行われた段階でその者の財産上の権限がなくなるということですから、その段階から押さえておく必要がある。そうしないと、それが分散して、善意の者を通して社会に環流させてしまうことによつて、犯罪者が利得を得ることを防がなければならぬからでございす。

多くの者が法という制度を守り、社会の秩序を守つて生きているのに対して、一部の者だけがこの安全なインフラを壊して利益を得ようというのは無賃乗車活動です。いわゆるフリーライダー活動です。これは、いずれの刑法の考え方によりまして、適切な処罰がされてしかるべき犯罪行為であることは明らかでございす。

次に、電子監視の問題点について取り上げてみます。

憲法十三条は、公共の福祉の限定がございす。生きる権利、一定の質の生活をする権利というの、人間のこの世の中で生きる基本的な権利です。したがって、生きる権利を妨害してはならない、殺してはならないというのが基本的な社会の義務です。それを放置していいわけはないのです。したがって、これが公共の福祉の要請にかなうことは明らかであり、その限度で十三条の幸福追求権は制限をされる。

これは、幸福追求ということを言いました。いわゆる幸福功利主義の人々、ベントナムから始まつて現在に至るまで、社会全体の利益を考へるのですから、利益効用をすることによつて、ユーティリティ、効用を一定の限度に高めるために不当な活動を制限するという利益効用の手法を用いることを当然のことと考へ、公共の利益を優先させるという考え方を功利主義の立場がとつてゐるの、皆さんよく御存じのとおりでございす。

次に、今度は、二十一一条との関係ですが、これは、検閲禁止との関係から申しまして、事前の抑制はできないが事後規制はできるのは当然のこと

であります。したがって、犯罪が発生したということがわかるか、あるいはもうすぐ犯罪が発生しようとしているときに、大きな被害が発生するのを手をこまねいて待つというようなことが許されていいはずはございせん。したがって、通信傍受との関係で、事後的な規律を行うことについて問題はないと考へなければならぬ。

それから次に、今度は、明示性の要求でございす。この点が非常に問題なんです。

家ですと、あるいは物ですと、それを非常に限定することができず、これから将来行われる会話というのは、明示すること、限定することが難しいとございす。そこで、その点についてかなり周到な立法をしなければならぬ。そこで、傍受の期間の限定であるとか中間報告であるとかいうことを講じて対処をしなければならぬのです。外国におきましては、通常三十日以上の有効期間がありますが、日本の今度の場合には十日にしましたのは、十日後のときに、中間報告によつて次の令状発付の際に限定を加えることができるようにという配慮、つまり中間報告をもつと公然と社会的に明らかにすることとでございす。

それから、将来の傍受についての疑問がございす。捜索・押収というのは、その捜索・押収が行われたその時点で、要件があるかどうかの同時性が問題になるものでありまして、その点もほは問題はないと言わざるを得ません。

さて、マネーロンダリングについてですが、これは、収益を剥奪しましても意味がなくなつてしまふので、こういうものが定められてゐることに

証人の保護は、こういう生活を営んでゐる方々がさらなる二次的な危険を受けること、犯罪者による第三次的危険を受けること、こういうことを避けるためにどうしても必要であると思ひます。

さて、立法をさらに展開していただきたい点を申し上げます。

現在、被害者に帰属するものの没収は行いませんが、被害者帰属の財産も国の手で没収していただきたい。そして基金を設けていただきたい。そして簡便に被害者に補償が行き渡るような方法を考えていただきたい。それから、マネーロンダリングは、もつと有効に働くように考慮していただきたい。さらには、収益剥奪に限定すべきでなく、国際的な犯罪が広く行われますので、国際共助を十分にしたい。それとマネーロンダリングに際しては、金の流通関係というものを、やはり疑わしい場合には報告する義務を金融機関に与えていただきたい。そういう要望を申し上げて、私の簡単な意見を表明させていただきます。(拍手)

○杉浦委員長 ありがとうございます。短く恐縮でしたが、質疑の際にまた十分お願いいたします。

次に、新倉参考人をお願いいたします。

○新倉参考人 新倉です。

私は、お手元にレジメをわかりやすくワープロで打ってきました。しかし、これは包括的なものではなくて、骨子の程度です。

法案は、今、渥美参考人の方から御紹介ありましたように、もともとは一つであったのが三つに分かれたということですが、それぞれについて疑問があるということで私はお話ししたいと思います。

この法案は、もともとは、法務省の資料でも明らかのように、アルシユ・サミットでの……(発言する者あり)私はちよつときよう持つてきて、向こうに預けて、コピーをとっていただいて……

○杉浦委員長 では、順序を変更させていただいて、先に田中参考人からお願いしたいと思いますが、どうも恐縮です。

では、田中参考人、よろしくお願いいたします。

○田中参考人 それでは、突然ですが、何とかやります。

私は、弁護士立場から意見を述べさせてもら

います。

レジメをあらかじめ配付していただいておりますので、それを参考にさせていただきますと思います。

まず結論的に言いますと、ぜひこの三法案を通していただきたいというのが結論です。

それに至る主だった道筋、考え方ですけれども、一つは、日本においても諸外国と同様に、一般犯罪とは違った組織犯罪、法案では組織犯罪というふうに着かれていますが、私は組織犯罪というふうには呼ばせてもらいます。それが日本でもう既に発生している。今後その発生の可能性がある。組織犯罪というのは、個人及び社会について極めて危険性が大きい。だから、これは一般犯罪とは違って、組織犯罪に対する捜査、検挙、処罰、これについては新たな立法が日本で必要なんだということを述べたいと思います。

現在国会に提案されている三法案は必要最小限の組織犯罪対策法案であって、実際にはもつと幅広い組織犯罪対策が可能なものでありますけれども、この最低限度のものをぜひ通していただきたい。一部修正がなされても、制定がなされるべきだということです。

私が主張する組織犯罪というのは、以下のような事件です。

一つは、暴力団の抗争事件です。この暴力団抗争事件というのは今なお続いているわけですね。現実には、私が住んでいる京都でも、警察官の人が誤認で暴力団員によって殺されたんですよ。そういう事実があります。平成九年には、オリエンタルホテルで歯医者さんが殺されているんですね。そういう事実があります。だから、暴力団抗争事件は終わっていない、これを銘記していただきたいと思っています。

また、企業対象暴力事件、企業が何ゆえ暴力団あるいは総会屋、そういう組織に金を出すのか、これを考えていただきたいと思っています。

一つは、企業の倫理観が麻痺しているということもあるでしょう。けれども、大きな理由は、や

はり犯罪組織というその脅威、これがあるんだらうと思います。この恐ろしさゆえに、企業は多額の金を出している、高島屋にしても、暴力団員にお金を出し続けてきたわけですね。

その次に、薬物、銃器密輸事件、これも考えていただきたいと思うのです。

新聞にも最近出ておりましたけれども、ことし一月、浜田沖で、海上保安庁が何と百キロ押収した。それから、平成十年八月の高知県沖では三百キロ、これは押収はされていませんけれども、三百キロの自供があるわけですね。毎年こういう覚せい剤が密輸されているということはもう明らかだろうと思うのです。

百キロの覚せい剤というのはどのくらいの害悪かということをお考えしてみたのですけれども、刑事裁判で問題になるのは、一回の使用量が〇・〇五グラムというのが多い方だろうと思うのです。〇・〇三グラムという例もあります。それでいくと、百キロだと、結論的にいいますと二百万回です。一人が一回使ったら、二百万人の人がこの害を受けるわけです。社会が壊れてしまうのです。現実には百キロ拳がったのです。これはほんの一部だと思っています。私は、もつと多くのものが密輸されていると考える方が素直じゃないか、だから、この対策をどうしてとらないんだということをお考えください。

それから、オウム真理教事件も言われていますけれども、私は実感します。同僚の弁護士が殺されているのです。私は、職務上やむを得ないという、やむを得ないことはいないけれども、職務をやっていたらそういうことはあり得るというふうな思っています。しかし、本人だけでなく奥さんとも子供も殺されたのです。これはやはり組織犯罪だからできることなんですよ。単なる個人では三人も拉致して殺せないですよ。こういう組織犯罪というのを見通さずじゃなくて、日本でも起きているということで取り組まないとけないというふうに私は思います。

この種の犯罪はやはり特色があるわけです。ど

ういう特色かというと、組織により行われるのです、組織のために。それから反復、継続して行われるわけです。非常に深刻な被害というのを起こすわけです。しかもプロによる犯行で、なかなか摘発しにくい。手口が専門化しているわけです。役割分担して、練りに練ってやってくるわけです。ですからね。オウム事件でも明らかだろうと思います。すし、密輸事件でもそうですし、警察官が殺された事件でもそうです。プロの犯行なんです。それで、組織維持のために利益追求行為というのが必ず行われるわけです。そういう特色のある一群の犯罪がある。これを一般犯罪じゃなくして特別の対策をとって取り締まっていかなければ、この日本社会は危うくなる。

私は、実際に暴力団相手に訴訟を起こしたり、交渉したりするときに思うのですけれども、あれだけ無法なことをやっておいて、刑罰が甘過ぎる、それから取り締まりがなかなか摘発されない、これはどういふことかと。私は、法を守る法治国家の一員として、刑罰が緩く、その手段も限られているということだったら、やる気を失ってくるんですよ。だから、こういうことはいけない、やはり秩序を守る、そのためには、きちっとした刑罰を事前に用意して、それで捜査をして、裁判でも、迫害を受けるようなことのない適正な裁判を実現しないといけないと思うのです。

そのために、今回の三法案は、刑罰の準備という意味では、犯罪収益の没収について手当てしています。それから隠匿、収受、マネーロンダリングについてもやっております。それから刑の加重というふうな、違法性の高いものは重くする。そういうふうな、あらかじめ組織犯罪に対する刑罰を用意しているわけです。

なおかつ、それを捜査するのに従来の捜査手法ではだめだ、やはり通信傍受という新しい手法を入れないと組織犯罪には切り込めないということとで、通信傍受が提案されているわけですね。最後に、裁判で、傍聴席にずらつと暴力団員が並んでいるようなところで発言などできないのです

現実には具体例で考えてみても、きょう挙げておきましたけれども、密輸事件、これは現場を特定しないと立件は難しいですね。現場を特定するのは非常に困難なのです。それはやはり海外から来る組織と国内組織とが連絡をとり合っている。それは携帯電話で連絡をとっている場合がある。そうになると、一つでも二つでも挙げることができ 가능성이あるのですよ。一つ挙げたら百キロです、二百万回。そういう可能性があるので。だからぜひ、銃器とか覚せい剤、そういうものに対して通信傍受を認めないといけない。

それから、暴力団抗争事件でも組同士は頻繁に

時間もなくなってきましたので、最後に、まとめのことを言わせてもらいます。

私が言いたいのは、犯罪組織にはコントロールがきかない、民主的コントロールがきかない、彼らは生の暴力を持っているのです。よく皆さん考えてください。暴力団が、一人けん銃を一丁持っていたら、八万人で八万丁あるんですよ。そんなにかもしないけれども、彼らの暴力というのは潜在力はすごいのです。私はだから恐れています。いつやられるかもしれないことを常

レジュメが行つてゐると思ひます。

先ほどの続きですが、要するに、一つの案が三つの法案になつたということですが、それども、もとものとゆへんは、一九八九年フランスで行われたアルシユ・サミットでの、国際的な組織犯罪に先進国が協調して取り締まりをやろうということ、それが起因だつたわけです。そういう観点から見えていきますと、今回の法案のねらいは一体、そういう国際的な問題を扱つてゐるのかというと、どうもそうではないわけで、では一体何を対象にしてゐるのかという点で、私たち刑法の研究者七、八十人で意見書を出して法制審議会に再考を求めたわけです。

もちろん、今お二人のお話にあるように、犯罪

ところが、今回の法案はそういう国際マフィアを対策にしているわけではありませんし、また、国際的な麻薬組織を、国境を越えて日本の政府が何かしようという話では必ずしもないわけです。そういう意味で、専ら国内的な問題としてこれをとらえ直しているという点で、どうしてもやはり対象のギャップというのが出てくるのではないかというわけです。そのギャップというのは、それ

で果たしているのか。いいのかというの、要するに、今までの法律ではどこが不十分なのか、そこが十分明らかになっているのだろうかという点が、私としては疑問に思うわけです。

組織犯罪ということでは、対策として、先ほど最小限とさせてこの程度というようなお話がありましたけれども、とりわけ大きな改正ではなくて、個人責任を追及するという範囲でやるというふうなお話になっているわけですから、組織犯罪と個人責任の追及というのは、要するに目的と手段という関係です。それがうまく適合しているのかという感じがします。

また、組織犯罪ということであれば、先ほど二人のお話にもありましたけれども、まさに組織として行われるわけですから、組織に対する直接的な制裁というのをなぜ考えないのだろうかというところが大きな疑問として残ってくるわけです。法人処罰を直ちにやれということではございませんけれども、もう少しやり方がいろいろあるのではないかと、その辺の検討が必要なのではないかという感じが言えます。

また、現行の刑法との関係でいいますと、組織として行われた犯罪は特に重くするというところですけれども、その場合、共犯との関係で、現行法のやり方とどこかそが生じるのではないかと、この点について十分検討しなければいけないということなのです。

とりわけ、レジメに書いてありますけれども、組織的な犯罪ということに対して、これを法案はどう定義しているかということなのですけれども、これを読んでみても、直接的にはやはり組織的な犯罪に対する定義というのはいわゆる「団体の活動」として挙げていっているのは「団体の活動」ですね。「団体の意思決定に基づく行為であって、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。」「団体の活動として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたとき」ということが刑を加重する場合の要件として挙げられているわけで、これを少し整理して考え

ると、組織的な犯罪というのはこういうものを指すのかというふうな了解できるわけですが、それと、法案全体は、別に刑の加重規定だけではなくて、後に書いてありますけれども、さまざまな手段を盛り込んでおりまして、それぞれ少しずつ対象がずれてくるという感じがするわけです。

さらに言えば、我々は盗聴法と呼んでいますけれども、正式には犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案というの組織的な犯罪に必ずしも限定してはいないということで、一体この対象を全体としてどうとらえたいのかという点について、やはり十分吟味する必要があるのではないかと、このように思います。

それからまた、対策として幾つか挙げられているわけですが、重罰化という点でいいますと、確かに重罰化は必要なのがあるのかもしれない。しかし、それも現行の法定刑の枠内で賄えると思えるようなものが多々あるわけで、そういう意味で、重罰化とは一体何を求めているのか。現在の法律ではヒットマンによる殺人は十分処罰されているというならば、それはどうしてなのか、そこら辺の検討がなければ組織的な犯罪として行われたものを重罰化するということを決める十分な理由にはならないのではないかと、このように思うわけです。

さらに、一つ一つの犯罪を重くするだけではなくて、未遂の場合それから予備の場合によつては処罰するというところで、これは刑法の言葉で言いますと、法益保護の早期化というふうな言われる現象なのですね。これは未遂を、既に処罰しているもの以外にさらに処罰しようということですが、これも、これは要するに、実際に法益侵害が行われる前に処罰が発動する。処罰が発動するということが、同時に警察の捜査も行い得るということになつていくわけですが、実際、こういう規定が本当に必要なのだろうかという点についても十分検討する必要があるのではないかと、さらに犯人ですね。組織的な犯罪にかかわった犯罪者を厳罰した場合に、それに右に倣えて、加

重処罰が行われるわけですが、これは要するに、一種の事後的な共犯に対して、対策の網の目を広げよう、こういうことで、あえて言えば、横への拡大という現象だと思います。その場合も、十分気をつけなければいけないのは本犯ですね。実際は、組織的な犯罪として行われたものに対する刑罰よりも、その犯人を厳罰したということによつて処罰される刑が重くなつてしまふ。軽い犯罪をやった犯人をかくまつた人は、犯人が処せられる刑よりも重く処罰される。これは我々の普通の平等感といいますかバランス感覚からいって、やはりちよつと行き過ぎではないかという感じがするわけです。

それから没収も、犯罪組成物件とか供用物件を現行刑法よりもさらに広げて没収できるようにしよう。これは犯罪収益の問題とも若干絡むわけですが、これも、さらに重要なものは、犯罪収益関連行為の処罰化ということで、犯罪収益を使つて事業等を支配しようとする罪を新たに処罰するとか、あるいは犯罪収益の隠匿行為あるいは收受行為とか、それから国外犯を処罰するとか犯罪収益に関する没収とか追徴、それからここで法人の処罰も可能な前罰規定が出てくるわけですが、かなりこれは、先ほど最小限と表現されましたけれども、最小限以上に広がつたものになつていくわけですね。

これは国際的にも、マネーロンダリングということで、犯罪収益をいかに剥奪するか、剥奪することによつて、そういう組織的な犯罪活動を弱めていくということ、そういうねらいを持つものなのですから、ただ、気をつけなければいけないのは、正常な経済活動に伴うものとそれとの区分けというのは十分できるのだろうかという疑問がやはり依然としてあるのではないかと、このように思います。

とりわけ混同財産、個人の正当に取得した財産と一緒になつてしまつた場合は、そのものについても没収できる。没収だけではなくて、後で出てきますけれども、没収保全命令ということで、事

前に、刑罰の言い渡しがある前に、保全という手続で、持っている人から取り去ることができるといふ形になつていくわけで、これが実際には経済活動を著しく困難にさせてしまふ危険性が多々ある。この点をどう考えるのだろうかということですね。

それから、疑わしい取引の届け出というのがありますけれども、これについても若干コメントしますと、例えばスイスでは、銀行には届け出というものを課しているわけですが、スイスの学者に言わせると、届け出というのは、義務づけするといふシステムと、それから銀行の権利という構成の仕方と、二通りあると。スイスでは権利だといふ形にした。つまり、それは権利行為だといふことによつて、銀行の守秘義務を解除するといふことになりまして、銀行としては届け出するといふことを進んで協力できるようになるわけですね。

日本では、それを義務づけるといふわけですが、もつと強く銀行に協力を求めるという形になるわけですが、それが銀行にとつてはやや不名誉な扱いを受けるというところで協力は得にくくなるんじゃないかということで、スイスではむしろ、義務づけというよりも協力するための権利という扱いにした、そういうような工夫もめづらしい方がいんじゃないかというふうに思われます。

国際共助というのは、先ほどの国際的な組織犯罪に関連して日本でも協力しようということですが、これ自体としてさらに検討する必要があるわけですね。というのは、我々が知つている情報は法制審議会までの状況で、そこではこの国際共助の問題は必ずしも十分検討されていなかったように思います。先ほどの渥美参考人の方もこの規定ではまだ不十分だといふような御意見もおありなようなので、この点についても、唐突にここで一気に国際共助のあり方というのをこのように決めてしまつていいんだらうかという疑問が残るというところです。

今までの日本の刑法は、余りにも裁判官に刑の幅を多く与え過ぎて、裁量的な処理がされ、国民に、一体なぜこれを我々が危険と見なければならぬかという意識を失わせているという点があることを考えなければいけないと思います。

○山本(有)委員 通信傍受に特化してお伺いいたします。

これは、憲法三十一条、三十五条、デュプロセス及び令状主義、この典型的な原則からすると、やや違ったものじゃないか。すなわち、令状ですから、予告をして、そして特定をしなきゃならぬ。さらに、告知、聴聞の機会を与えるというような考え方でいきますと、会話や通信に対して、当事者に予告した場合、目的の会話や通信は絶対とれない。そのジレンマの中にこの通信傍受があるわけです。

そうしたときに、先生は、三十五条の令状主義の明示性、これをどう解釈されるのか、お聞きいたします。

○渥美参考人 これについて歴史的経過がございまして、まず一つは、無体物については、アメリカ合衆国憲法の第四修正、日本の三十五条に関係するものですが、これは適用されない。ほかの国でも、無体物については適用されないというふうには考えましたので、昔は、無体物である会話については、令状規制とかデュプロセスの原則は当てはまらないというふうには考えられてまいりました。

ところが、無体な活動であっても、特に電話の場合、その当時は電話が問題だったわけですが、家の中で話しているのと同じような守秘性と申しますか、そういうものがございまして、したがって、家の中で行われた会話と同じように、有体物の中で、守られるべき人の権利を保障すべきだという考え方が生まれてまいりました。

そうしますと、今先生御指摘のように、今度は、無体物になりますと、犯罪と関係ある部分がどこだということを限定することが有体物より難しくなります、難しくなるだけです。有体物の場

合にも、やはり場合によれば、その犯罪と関連する一切の資料というふうな形で明らかにしなければならぬような場合が、組織犯罪の場合にはございまして。そういう場合と比較したときにどうであるかという問題が出てくる。

それを限定するのに、明示するのいろいろな工夫をしようじゃないかというので、当初、アメリカ人が考えましたものが、一九六八年の法律の中に体现いたしました。

これができる段階から、私はアメリカ人との交渉を一緒にしたことがあるので非常に深く記憶に残っておりますけれども、彼らは大変な工夫をいたしまして、時間の制限、犯罪に関する話がされる可能性があると限定するとか、あるいは通信、会話の機器に対する限定をするとか、さらには、会話を聞きましたらば、その会話を全部封印してとっておくとか、それから、責任者を明確にするための種々の方策を講ずるとか、種々の考慮が行われることによって、普通の無体物を、昔は放置して憲法上の保護の対象になかったものを、今度は保護の対象に入れていく。と同時に、今度はそれに見合った明示性の保障を十分にしていなく、こういう配慮を行っているわけです。何も配慮がなされていないというわけではございせん。

難しゅうございますが、今まで経験が既に各国において三十年以上ございまして、それをかりれば十分明示性の要求を充足することはできる、私はそう思っております。

○山本(有)委員 ありがとうございます。これで終わります。

○杉浦委員長 次に、北村哲男君。

○北村(哲)委員 民主党の北村でございます。

お三人の先生方、参考人の方々、どうも本日は御苦労さまでございます。

民主党は、この三法案についての最終結論はまだ決めておりません。私自身は、個人としてはやや批判的な立場であります。特に本日は、いわゆるマネーロンダリングの問

題について先生方にお伺いしたいと思っておりますが、まず田中参考人と渥美参考人の方に、相互にお伺いしたいと思っております。

田中参考人は、お出しになったメモの中で、多少の修正はあってもというふうなお考えを最初と最後に述べておられます、ぜひ成立させてほしいと。私は、先生のお立場である、犯罪は最大の人権侵害であるとか、あるいは渥美先生のおっしゃった、犯罪に対する民主的コントロールはきかない、これは全く至言である、そのとおりだと思っておりますし、その対策自体は必要なんです、罪刑法定主義という面から、この法案についてやや疑問の目を持っております。

まず、一番最初に申しましたように、田中参考人が、冒頭と最後にレジュメの中で、多少の修正があっても早急に制定されるべきであるというところを言っております。事実、この法案は提出されたときからもう修正済み。何か修正はないかというお話があったし、出されたときも、自民党もある程度見切り発車しておられるわけですから、我々も、ではどこを修正すればどうなるかという点は今模索中でありまして。あるいは、修正すれば完成するものなのか、修正してもやはり難しいのか。私は、その焦点は、やはり罪刑法定主義の問題も相当大きいと思っております。

その点からですが、田中参考人には、まずマネーロンダリングの問題に限って、修正可能な部分はありますか、まずお伺いしたいと思っております。

○田中参考人 マネーロンダリングの問題点として、その前提犯罪が多過ぎるのではないかと、この点が審議されるべきだろうと思っております。

広く犯罪収益を没収するという観点からいくと、広いほうがいい。しかし、正常な取引、経済活動があるわけですから、その隠匿、收受の前提犯罪のところをどの辺で線を引くか。これは十分御議論いただくべきではないかというふうに考えます。

○北村(哲)委員 簡単に結構ですが、渥美先生は

いかがでございましょうか。

○渥美参考人 人々の基本的な生活に影響を及ぼすようなものが何であるかということに基づいてお考えになられる必要があると思います。権益を拡大するとか、あるいは大きな利益を收受する、人々の日常生活上の財産的な生活の基礎というものを大きく危うくするもの、その点では、限定すべきもののほかに、つけ加えていただきたいものもあるのです。

これは、大型詐欺罪と言われますものをどういう形で定めたいかという問題になります。こういう活動をもっと規律すべきですし、それから、いわゆる市場としてみんなの共通物であるものをおかしく使うことである人々に大きな損害を与える、証券取引法違反とか銀行法違反とか、そういうものに組織的に介入してきて、多くの人々の生活が害される場合があります。それらについて、どこまで取り組んでいいのか、どこまで取り込んでいけないのかということも十分御審議賜ればありがたい、そう思います。

○北村(哲)委員 今の御理解だと、最低限今のままでいいというふうなお考えになるんですかね。

○渥美参考人 今のものでも、一つずつ検討されて、それが大きく影響を及ぼすものであるかどうかということ議員の方々の目で御検討願いたいと思っております。

○北村(哲)委員 田中参考人に、引き続きお伺いしますが、今、前提犯罪の限定の話が言われましたが、今までの麻薬特例法では、不法収益については処罰をするという犯罪類型を設けている。いわゆる不法収益等の隠匿と、それから不法収益收受という二つの類型を規定しておるんです。今度の法律ではさらにもう一点、株主の地位を取得して事業支配をするというところを入れてあるんですけれども、この犯罪を加えたということについてはどのようにお考えでしょうか。

○田中参考人 ちよつとレジュメにも書きましたように、犯罪収益は競争力が強い、こういう言葉で言っているかわかりませんが、要する

に、経費が少くない、なおかつ税金とか社会保険料を払っていないですね。だから、そういうお金が合法企業に向かった場合、これは非常に社会にとつて脅威になる。だから、単に隠匿、收受を防ぐだけでなく、健全な企業に対する投資、それも規制の目を向けていかなければいけない。

例えば、山口組が一部上場企業株を買ひ占めたという騒ぎが起きたことがあります。それは、犯罪組織は、摘発を免れるため、合法企業に侵食しようとする傾向があるわけです。だから、企業そのものを支配しようという、そこを押さえておかないと、単に隠匿、收受だけでは十分でない。だから、役員の変更という場合に限って今回企業投資の処罰を設けている、これは必要なことだろう、犯罪組織の非合法から合法企業へ、犯罪組織の得た収益の特性、そういうものを考えて、ぜひ必要な立法だろうと私は思います。

○北村(哲)委員 確かに、例を出されれば、けしからぬ問題だから処罰をしなくちゃいけないという対象になるかもしれませんけれども、不法収益で株主の地位を取得して、さらにその株主たる地位でもって役員変更するというふうな、非常に長い経過でもって、結論が悪いから、しかも目的罪という形で禁止しているわけですね。それを見てもちよつと、随分経過があつて、しかも目的罪という形で、構成要件として非常に幅広いような感じがして、どこで歯どめをするかというのが非常に難しいような感じがします。

私は、今の、不法收受でもって株主の地位を取得する行為とか、あるいは法人等に対する債権を取得する行為とか、あるいは不法収益で法人の株主に対する債権を取得する行為そのものが既にマネーロンダリング、すなわち隠匿罪になるのではないか。そのあたりで押さえれば、それ以降の行為というのは、これはもう無限に広がるわけですから、一つだけ、支配する目的で役員を首にするとか、そういうものの類型を設けてこにつくるということは法律として非常に不自然な気がするんですけれども、そのあたりはいかがなんでしょうか。

うか。

○瀧美参考人 その点は、確かに、最終的な目的まで立証しようとする、犯罪捜査も大変です。し、実際に働きません。だから、それよりも、個別的な行為を規律して処理する方が有効であるというのをおっしゃるとおりです。アメリカでは、その部分についての規定はありますけれども、ほとんど働いておりません。だから、その分は削つたつて、今おっしゃるようなものを処罰するということをおやりになればよいと思います。

○北村(哲)委員 ありがとうございました。まさに、私の説がやつと通つたような感じがします。もう一つの点ですが、例えば、平成八年に出された警察学論集の十月号、これは瀧美先生も大論文をお書きになつていらっしゃるけれども、この中で、先生の論文じゃないんですけれども、人見信男さんという、これは警察庁の方なんですけれども、その方が言つておられるのは、組織犯罪が手を出しそうな犯罪類型に拡大すべきであるというふうな言い方をしておられる。その例として、賭博罪とか銃器密売とかのみ行為、これが非常に組織犯罪が手を出して、お金を集めて、さらにそれを使う、そのことにやはりターゲットを絞るべきであるというふうな言い方。

あるいは、浦田さんという方の論文でも、どの行為を処罰するかは各国の経済取引の実情に依り取り締まる必要がある、すなわち、日本型の経済取引はヨーロッパと違うんだというふうな言い方をしておられますよね。そういうふうに見ると、何もかも欧米のシステムの平行移動はよくない。

今回の法律を見ますと、アメリカ型みたいに、がさつと持つてきておられて、すべてを処罰されるようにしておる。だから、犯罪類型でも、今言うように、むしろ日本の組織犯罪がやりやうなもので、そして、日本型のものというふうな形でマネーロンダリングを処罰すべきであると言つておられるんですけれども、今回の法律は、まさにアメリカ型をそのまま受けているような気がするんです。

ですけれども、そのあたり、いかにお考えですか。

○瀧美参考人 その点、非常に苦勞をするところ。日本型のものとか向こうのものと、具体的に違つていからどうするかということになります。日浅からずして暴力団が違つた方法をとるといふ場合にどうなるだろうかということになります。ただ、警察の活動としては、日本特有なものというものにマニュアルをつくつて限定をしていく、そういうことはぜひとも必要です。

ですから、捜査規範等々をつくつたり、内部のマニュアルをどういうふうにするかというのは、各国の実情に合わせて処理をすべきだという警察担当者の言われることはよくわかります。しかし、それを個別的に細かく定めるということになると、これは非常に苦勞をいたします。それだけ申し上げます。

○北村(哲)委員 アルシユ・サミットのもとに設けられているFATF、金融活動作業部会の勧告では、九〇年では、四十項目の勧告の中で、前提犯罪を麻薬犯罪から重大犯罪に拡大するというふうな言っているんですけれども、特に、それを麻薬犯罪に関連する重大犯罪というふうな九〇年では言つておつて、しかも、九六年から今にその改正の勧告が出されて、そういう限定なしに一般のといふふうにするという、そういうふうな解釈をしていふと思うんですけれども、しかし、それだからといって、日本では、やはり麻薬特例法では麻薬に特定した。

そして、日本の犯罪類型、いろいろな犯罪の形を見てみても、先ほどの田中先生なんかの例を見られても、やはり一定の犯罪類型に限定を加えて、そして徐々に拡大していくという方が、罪刑法定主義、あるいは、そのほかの一般に広げることによる問題点を克服できるというのか、問題を出さないような気がするんですけれども、その辺は田中先生はどのようにお考えでしょう。

○田中参考人 自身は、やはり数を減らして、まず、大方の合意が得られるもの、麻薬とか銃器

とか、そういうものから徐々にやつていくという考え方に賛成しております。だから、網羅的に最初にたくさんやるといふのは、捜査機関のなれといひますか、運用をなかなかし切れないうと申すので、やはり最初は限定して出発した方がいいというふうな考え方をしています。

○北村(哲)委員 私も非常に同感なんですけれども、田中参考人、例えばそれはどういふものですか。私が先ほど、銃器、賭博、のみ行為、それから、もちろん麻薬はそうなんですけれども、あつた、どういふふうなものが考えられますか。

○田中参考人 暴力団の資金源になつていふもの、典型的なものであつて考えられるのは、外国人の密入国です。これはすごく利益が上がつていふんじやないかというふうな推測されています。だから、暴力団員がかかわつていふふうなもので利益を生じるもの、これに注目して考えてみればいいのではないかとこのように考えています。

○北村(哲)委員 ちよつと別項に移りますが、第五章に「疑わしい取引の届出」という規定がございます。先ほどもお話になりました。しかし、これについては、その実効性が極めて少ないとの報告があります。

しかも、先ほどの警察学論集を見ますと、これは若干古い、二年前のものですが、麻薬取締法におけるその報告というのは、施行されてから三年間のうち、たつた一件という報告もあります。その後は多少あるようなんですけれども、それから、銀行の実務からいっても、建前は理解できるけれども、金融機関が個々の取引についての判断を求められてもとてもできない相談だといふふうな言われて、すなわち実効性が非常に薄いんだといふことが一つあります。

もう一点では、やはり個人のプライバシーの問題。非常に幅を広げれば広がるほど、自分の財産がどこかに通報されているという個人の心配と、取引の安全という問題があります。特に私が指摘したいのは、ことしの三月二十五日の産経の夕刊で、アメリカが通報義務化を撤

回、資金洗浄、市民及び業界の反発を受けてという大きな記事が載っております。「米金融当局は、その防止策の一環として進めてきた金融機関に資金洗浄の疑いのある取引の通報を義務付ける計画を撤回した。」すなわち「プライバシーを侵害する」との人権団体や金融業界の猛反発に遭ったもので、国際的な取り締まりの流れに影響しそうだ。云々。そして最後に、しかも、金融界では「銀行にとって新たな負担が生じる上、顧客の信頼も損なう恐れがある」と導入に反対してきた。経過がある。この結果、ことし「六月にドイツで開かれるケルン・サミットでは、再び対策の見直しを迫られる可能性が出てきた。」という論評が載っておりますけれども、大体、この疑わしい取引の規定というのは、そもそもいろいろな問題があるようです。

一つ言うと、法制審議会を通らずに、大蔵省あたりの要請からきた、いわゆる行政監督的な立場から規定されたものであるから、刑事法としてはおかしいのではないかと、あるいは、刑罰が全然規定していない、何かおかしいのではないかと。しかし、刑罰規定がないにしても、性格からいうと、もし、これを黙って見過ごしたら、これはマネーロンダリングの共犯なわけですから、行く行くは、立法化されれば、これは犯罪から出てきたお金だと思っても、金融機関が当局に黙っていたら当然共犯になりますから、これは銀行にとっても大変な問題だと思ふのです。

そういう性格のものを、処罰もなしにばんと、行政取り締まり的な届け出義務として規定することの問題と、それから、今の業界と市民団体との反発とか、それについてはどのような御意見をお持ちでしょうか。

○渥美参考人 そこで、それに対応する方法としては、極端な二つの方法、やり方がございます。一つは、一定金額のものを、それについての報告をさせるということです。それ全部を集めまして、それが同じところから出所しているかどうかということ明らかにする。それから、もう一つ

は、資金の流れを明らかにして、集まってくるところが同一であるかどうかについての報告を一定金額についてさせる。こうなりますと、ニュートラルに処理できます。

それから、もう一つは、明らかに犯罪だと思われるようなものについて、それを無差別的に無視して処理をする銀行の活動、この活動を処罰する。

この二つの方法で対処すれば、その問題は多くなく対処できるんだと思います。前者については行政上の処理だけ、後ろについては刑罰付きの処理をするというやり方がございます。恐らくケルンでもそういう提案が出てくるんだと思いますが、ただ、途中の中間的な金融機関についてどうするかというのは、これは大変な難しさがござい

ただけれども、実際に、資金洗浄を行うことによつて国際的に覇権を握るような、我々がコントロールできない、そういう大きなやみの集団がある。それが政治も動かすし、経済も動かす、それから日本経済に対してヒットするというような現実がございしますので、それらは十分御参酌の上で御検討を願えればと思います。

○北村(哲)委員 そこは、考えれば考えるほど難しい問題だと思ひます。

最後に、新倉先生、先ほど、スイス銀行がこれを権利としてとらえるとか、あるいは義務化というお話がありましたけれども、これに関連して、今のアメリカの措置とか、それから銀行は、果たして銀行に対するこの「疑わしい取引の届出」ということがどういふふうな意味合いを持つかについて、もし御意見があればいただきたいと思ひます。

○新倉参考人 要するに、犯罪といかにともに戦うかということとどうつくるかという問題だと思ふのです。

義務化というのは、非常にある意味では安易にできるわけですが、実際、その義務をちゃんと履行しているかどうかというのはどうやって

チェックするんだという問題は常に出てくるわけですよ。

そういう点で、だから、単に義務化すればいいという問題じゃなくて、やはり銀行が、先ほどの渥美参考人の御意見ですと、コミュニティの一人員であつて、社会の安全について自分たちも責任があるんだという立場を自覚するようなことを仕組みとして設けないと、うまくいかないんじゃないかと思ふのです。

そういう意味では、スイスのやり方は必ずしも万全ということじゃありませんけれども、スイスには長い守秘義務の伝統がありますから、それから少なくとも解除してやるといふのは、スイスにとつては非常にいいやり方ですし、それから、名譽を重んじるスイスの銀行としては、権利行為としてこれをやるんだということでもうまいって

いるというふうに聞いていますけれども、日本ではまたいろいろな事情がございまして、どうか、いろいろと検討した方がいいと思ひますけれども、やはり情報の公開とか、そういうものと含めてやっていかないと、うまくいかないと思ひます。

○北村(哲)委員 もう時間もありませんが、田中参考人に。

情を知つて犯罪収益を受け取った者は收受罪に当たるわけですが、弁護士会なんかの資料を見ますと、弁護士は大体犯罪人を相手にしていますね。弁護士を取つたらこれが適用されるんじゃないか。

ちよつと調べてみたら、アメリカなんかはまさにそのためにこれをつくつたような感じで、アメリカには組織のブレンとなつていて弁護士とか会計士がいる、その検査のために非常にこの法律が役に立っているという報告があります。

でも、翻つて日本を見ますと、ずばりと言いますか、例えば、例としていいかどうかわかりませんが、和歌山の保険金詐欺事件がありました。強烈な弁護団が捜査陣と対抗しました。しかし、千何百万円という弁護士料を先にもらつていてという

報告もありましたね。どう見ても、これは保険金詐欺から出てきた金だと思ひえないのです。そうすると、それを押さえてやれば、まず弁護士活動はばかつてできなくなりますよ、すぐに。それについてはどのようなお考えでしょうか。

○田中参考人 弁護士の職業利益を代弁するわけではありませんが、確定的に犯罪収益ということを知つていないとだめだといふふうに私は理解しています。だから、単に疑わしいというだけでは犯罪収益の收受罪に当たらない。アメリカの弁護士にも私はその点聞いたことがあるのですけれども、弁護士は先払いで必ずもらひなさい、後になると犯罪収益だといふことがはつきりしてくる場合がある、そうなる後でもらうのはやはり故意がある、ところが先にもらつていゝ場合はわかりませんという。そういうことで、私は、構成要件的に犯罪収益だといふことを知つていないとだめだ、そこで当たらないんじゃないかといふふうに理解しております。

○北村(哲)委員 これは何も弁護士に限らず、一般的な收受罪はすべてそうだといふふうにお聞きしてよろしいわけですね。わかりました。

終ります。

○杉浦委員長 次に、上田勇君。

○上田(勇)委員 公明党・改革クラブの上田勇でございます。

きょうは、三先生方にはお忙しいところ御出席いただきまして、大変貴重な御意見をちょうだいすることができて、まことにありがとうございます。三名の先生方のお話を伺ひまして、それぞれ見方に対する程度の差はあるものの、基本的な視点ではかなり共通している部分が多いのではないかと、いふふう感じた次第です。

一つは、三先生方とも暴力団等の犯罪組織による今の社会への脅威というのは非常に深刻になつていてという理解は共通されております。その対策がまた必要になつていゝといふことは共通されていゝといふふうに理解いたしました。また一方、この対策が行き過ぎる余り、通信傍受などで

よく問題になっておりますけれども、直接そういう犯罪組織にかかわりないところまで権利の侵害があつてはならないといったところについて、ほぼ同じようなお話だったというふうに理解しております。

もちろん、その両方のバランスというのでしようか、程度については若干の意見の食い違いがあつたがゆえに、今回の提出されている法案についての評価も分かれていたのではないかとこのように思います。私どもも、今申し上げました二点について、そのバランスがどうあるべきかといった点が今党内での議論の焦点になっておるわけでありませう。

そこで、今伺いましたお話の中から、それぞれの先生方にちよつと御質問させていただきます。まず、新倉先生にぜひ伺いたいのですが、先生のお話の中で、今回、法案で導入されます通信傍受の捜査手法について、その対象が余りに広過ぎるというお話がございました。そこで、その対象といつても、それはいろいろなものがあると思ふのです。傍受の対象になる人の犯罪組織との関係性の問題であるとか、もちろん対象犯罪の問題であるとかいろいろな手続の問題であるとか、そういったいろいろな点があると思ふのです。先生のお考えからして、この通信傍受の対象、余りに広過ぎるということでありましたけれども、どの範囲ならば認められるというふうにお考えなのか、ちよつとその辺をお聞かせいただければと思ひます。

○新倉参考人 大変際どい御質問で答えに窮しますけれども、私が申し上げたかったのは、つまり、対象犯罪をどうとるかということも確かにありますけれども、そもそもは、通信の傍受ということとは、渾美参考人のお話にもありましたけれども、事前に対象となる通話を特定するのは非常に困難だということなのですね。だから、捜査する側からすれば、何でもできるというふうにしてもらいたいという気持ちはすごく強いということにはよくわかるのですよ。何でも聞ける、その中で好

きなものを証拠として使える、こんなすばらしいことはないということにもなるわけですね。現に、アメリカではかなりの広いことがやられて、そのために大変膨大なお金をつぎ込んでいくわけですよ。ところが、実際の効果としてどうかというところ、実効法廷でうまく使えるのは非常に限られている。

そういう点で、フリーハンドを与えて費用をかけて効果が上がるかという点から考えても、そこはやはり難しい問題があるのではないかとこの感じがしますし、それから、通信機の特定制というだけでは済まないわけで、通話者の特定も必要だということになると、氏名が不詳な人との通話ということにも及ばざるを得ないわけですし、その中には当然、普通の人のいますか犯罪とは関係ない人が含まれている可能性が多々あるわけですね。

実際に、札幌地裁であつた件については、傍受された通話のうちほとんどは恋人との会話であつた、それほど関係ない会話が捕捉されてしまつた、ということですね。つまり、プライバシーをそういう形でこつそりと侵害されるといつたことに對する不快感、これをぬぐい去るのはやはり非常に難しいのではないかと。だから、これはやはり対象になる犯罪を限定すれば解決するということではないのかというふうにお思ひます。

さらに言えば、先ほどの繰返しになりますけれども、法案では、直接過去に起こつた犯罪について関係のある通話の傍受だけではなくて、この通話は傍受するに値するかどうかということと調べるための傍受とか、たまたま聞いているうちにほかの重大な事件の証拠となるような発言があつたというふうな場合でも統括して傍受ができるか、これはやはりほとんど広がるわけで、広がるというものはまさに、効果を求める捜査のあり方といひますか、あるいは通信傍受という捜査手段そのものの持つてくる宿命じゃないかと思うのです。だから、それをいかに限定するかというのには、はつきり申し上げて、私の立場からは困難と

言わざるを得ないわけですね。

○上田(勇)委員 次に、田中先生にお伺ひいたします。

田中先生のこれまで暴力団事件に対する取り組みというのは、お話を伺ひまして非常に敬意を表するものであります。今回の法案の中で、いろいろな慎重論の立場からのお話の中では、一つは、例えば通信傍受などについては必ずしも犯罪組織による行為であるところまでは特定されてはいない。例えば暴力団対策法みたいな形で明らかに犯罪組織であるといったことまで特定をせずに、数人の共謀というふうな要件になつていくわけでありませうけれども、例えばこれを暴力団対策法のようなものと明確にした形で対象を絞るといふことになつた場合に、現在いろいろ取り組まれているような暴力団関係の事件だとか犯罪組織関係の事件に對して有効性が失われるのかどうか、その辺は御意見があればちよつと伺ひたいというふうにお思ひます。

○田中参考人 この通信傍受の場合は、私は十分限定されているというふうにお考えしております。というのは、一つは対象犯罪が限定されている、それから犯罪が犯された疑うに足る十分な理由、それからほかの方法では著しく困難だといふ補充性の要件、そういう実体的な要件もあつたし、それから手続的にも、捜査機関に封印だとか提出だとか報告だとか、そういうことが事細かに規定されております。だから、広がることは私は考えておりません。

それで、あと暴力団対策法との関連で、行為でなく、行為者で通信傍受を限定してはどうか、そういう御議論もあろうかと思ひますけれども、近代刑法の原則は行為主義、何人であるかと犯罪に触れる行為をした者を捕らえていく、この大原則を崩してはいけなかつたと思ひます。また犯罪が行われてもいらないものに対して行政的に中止命令をかける、それに対して、中止命令に違反した者に対して罰則を加える、そういう二重の構造に

なつては行かぬわけですね。だから、これは刑罰法規ではないわけですね。

犯罪組織かどうか明らかにしたもののだけ通信傍受しない、そういうことではいけないんじやないか。人によつて決めてはいけない。つまり、暴力団であっても、こういう通信傍受の今の要件に該当しないような通信をしている場合がありませう。暴力団だから何でもかんでも聞いていい、それは乱暴な議論だろつと思ひます。

だから、そういう方向で考えるんじやなくて、あくまでもその行為者がどのような行為をしているか、またそれが疑うに足る理由があるのか、他の捜査方法でできないのか、そういう要件を吟味していつて決める。だから、今のこの提案されている通信傍受法のやり方が正しいというふうには考えております。

○上田(勇)委員 あと、済みません、渾美先生にお伺ひをさせていただきます。

今回、この法案を勉強するに当たりまして、いろいろ過去の文獻等読ませていただきました。先生は本當に、先ほどおっしゃつたように、私の手元に九二年六月の論文があるんですが、そういう意味では、もう長くこの問題については検討してきたといふことは、全くおつしやるとおりで、全く敬服する次第でございます。

今私のところにコピーをいただいた論文の中でも、先生が通信傍受について、憲法二十一条、三十五條あるいは電気通信事業法などいろいろな角度から分析されていて、結論として、通信傍受は法律上認められるけれども、おのづとそれについては厳しい条件が課せられ、実施に当たつても制約が加えられるんだという結論になつてはいるわけでありませう。

先ほど伺ひましたお話の中で、今回の法案についてはその辺は十分措置がされているという御意見見だつたというふうにお思ひます。もちろん条件も細かく定められておりますし、あるいは不当に行われた場合についての抗告等の措置もとられてはいるんですが、ただ、ここで、私、実際的な問題を

考えるときに、もちろんこの法律上は権利侵害に對して十分な措置を講じられているという御意見だと思ふんですが、実際に一般の市民が捜査当局によつてそういった権利侵害を受けた場合に、法律で定められていたとしても、なかなか実際にはそれは對抗できなくて、時間もかかるしお金もかかる、弁護士さんも頼まなきゃいけないという中で、法律上はそういう對抗措置が定められていても、結果的には泣き寝入りになってしまうというようなこともあるのではないかとこのように思ふんです。

ちよつと抽象的な言い方で申しわけないんですが、その辺まで含めて、それは法律で十分保障されているのか、あるいは、そういったことについて捜査当局としてどういった点を留意すればいいのか、それについて御意見を伺えればと思ひます。

○渥美参考人 非常に細かい問題についてどう対処するかということですが、これは、最初行つた行為が違法であるということと明らかにすること、それから、違法な活動が行われた場合に、その者の責任が追及できるようにすること、それから、自分が何を聞かれたかということと事後になつてはつきりわかるようにすること、この三つが基本的に大切で。

これらについて、この法律で定められたもののほかに、ほかの国で行われていますように、それぞれの法執行機関がかなり詳細なマニュアルを作成します。そのマニュアルと、各省庁で検討したものが、こういう、ほかの国では国会に相当するところの委員会で審議をされるというようなことが行われます。日本ですと、法律は法律、あとはこれというので分けてしまひますけれども、いろいろな御工夫をなさればよろしいと思ひます。マニュアルの作成に至るまでは、具体的事例がないにもかかわらず、知らないにもかかわらず細かくつくつてしまふということは無理ですから、それらについての措置を講ずること、これが大事だろうと思ひます。御工夫をぜひ願ひたい。

それからもう一つ問題は、被害を受けた者に対する通知ですけれども、これは封印をすることによつて、聞かれたと思はれる者はいつでもそれを申し出ることができ、それについて情報の自由を認めて、それに対して接近することを、ある一定の要件があれば求めることができる手続を定めるべきだろうと思ひます。

さらには、一定の疑いが内部で起こつてまいります場合、好みのためにそれを聞いていたとなんとかということがある場合に、それらに対する内部的な規律を十分行うような制度を設けなければならぬ。そのために、請求者とそれから上司との間の関係が明確になつておりますが、事後的にそれをどうするかということについても各国の例を見ながら配慮する必要があると思ひます。

いずれにせよ、いろいろな工夫が具体的事例についてはいくらでもありますけれども、それを法案として出したもの、それから実際にマニュアルとしてつくり上げるものとの間に違いがあつていいと思ひます。最高裁判所は、あるいは裁判所はこれを判断して、法律に書いてあるけれどもその限界を超えているという場合には適用違憲の判断を下せばいいんですから。裁判所に御努力いただければ処理ができますので、それを、現在想定できる範囲に限定して法律をつくるというのは少し早計であらう。いろいろな方法を考えられるとよろしいと私は思つております。

○上田(勇)委員 時間が参りましたのでこれで終わります。ありがとうございます。

○杉浦委員長 次に、達増拓也君。

○達増委員 自由党の達増拓也でございます。まず、田中参考人に質問させていただきます。

この組織犯罪関連法案の中でも最も重要なポイントが通信傍受だと思ひますけれども、その通信傍受につきましても、田中参考人、暴力団対策にとつてはもうこれは必要不可欠であるということ、末端の行為者と組長との、上層部との連絡の把握でありますとか組同士の連絡、また密輸の現

場特定等、そういう必要不可欠である理由を述べられました。

暴力団関係のそういう通信、連絡がどの程度行われているのか、今現在そういうのを包括的に通信傍受をしてないわけですので、警察あるいは政府の方でそこを正確に把握することは、これはだれにも今できない状態なわけでありましてけれども、先ほどの麻薬の取引の量ですとか銃の既に入っている数字等を聞くと、そういう組織犯罪にまつわる通信というのは実際にかなり行われているようでもある。そういうところを、現場の感覚と申しましようか、実際のいろいろ取り組んでみて、どのぐらいそういうことが広く行われていると感じていらっしゃるでしょうか。

○田中参考人 私は民間人でありまして、捜査機関ではないので詳しいことはわかりません。だから、正確なことは申し上げられませんが、ただ、民暴対策で警察の人と懇談する機会がありましたので、そこで警察官の捜査の苦労というのを聞いたことがあります。

それで、密輸事件は特にそうだ。必ず密輸の場合は国内の組織も動く、それから外国の組織も動く。しかも、百キロというようなことでしたら多額の金を動かすわけですね。そうすると、国内で必ず動きが生ずる。そうすると、警察としてはそこを察知して、検挙しようというふうに警察も動きを開始する。ところが、できないのは現場を押さえない、こういうお話なんです。

なぜ現場を押さえないのかというと、国内組織の方もタミーを使つて幾つか地点をごまかすというのか、巧みにすり抜けるわけですね。それを携帯電話で連絡をとり合つてゐる例がある。そうすると、彼らはそれでピンポイント、この地点というふうにするのですけれども、警察の方は特定できないために、せつかく国内の動きをつかみながら逃してしまふ例がある。だからすべてでさうというふうには私は申し上げるつもりはないのですけれども、そういう例があるなら、それ一つでも挙げたら百キロ挙がるかもしれないのです。

ね、そうしたら二百万回助かると。私はそういう具体的な数値は持ち合わせておりませんけれども、そういう例があるということを知っておりま

す。

○達増委員 組織犯罪は、本質的にその行為者や指示者との間での連絡がある、そうした連絡の部分を押さえないければ組織犯罪の全貌がつかめないということ、まさに通信傍受が不可欠ということになると思ひます。他方、通信傍受、実際やると、その組織犯罪には無関係な通信、プライベートなものを多く傍受してしまうという指摘もなされておりますけれども、引き続き田中参考人に伺いたいと思ひますが、その指摘についてはどのようにお考えでしょうか。

○田中参考人 もちろん、それは十分に考慮しなければいけないことだろうと思ひます。だから、法案で、プライバシーとか通信の秘密とか表現の自由とか、そこに極力配慮するというのはだれしも認めることだろうと思ひます。

では、プライバシーに反するから一切いけなかつたという、そういうことではない。必要最小限度でやりなさいということが必要なので、例えばアメリカでも、八割は無関係な通信で、二割が犯罪に關係する通信だというようなワイヤタックブ・レポートがあります。だから、無関係な会話が聞かれるということはあるのだらうと思ひます。

しかし、ここで皆さん考えていただきたいのは、通信傍受は何でもかんでも認められていないのですよ。前掲犯罪が極めて限定されている。つまり、生命、身体、安全、それから社会全体の利益、そういう点で罪名がごく限定されている。しかも、十分な理由がないとだめなわけですね。

だから、そういう意味で、非常に限定した場合に、プライバシーを侵害することが、それはあるでしょう。だけれども、そういう場合は、法は、やはり生命を救うんだ、社会の安全を救うんだ、百キロの覚せい剤を防ぐんだ、そういうところで――私も、プライバシーを侵害されたら嫌だと

思います。自分の個人的な会話を聞かれたら困ると思うけれども、そういう非常に危機的なことが問題になって犯罪捜査の場合は、その場合は譲るべきだというふうな整理をすべきだと考えます。一〇〇%防犯法はできないだろう、しかし、極力プライバシーの侵害等を最小化することはできる、そういうふうな努力していくべきだと考えます。

○達増委員 究極的に、個人の生命を守るために、他の個人のプライバシーについてある程度犠牲にする、そうしたことを社会的コンセンサスとして持ちながら、社会全体として組織犯罪と戦う。

それで、渥美参考人に質問いたしますけれども、そうした社会的な合意のもとに政治決断をして取り組んでいる例が、イギリス、ドイツについておっしゃられました。イギリスもドイツも労働運動の発祥の地であり、かつメッカであり、労働争議の歴史も深い。そういう意味で、そういった立場からはかなりの反対もあつてしかるべきですけれども、現在の社会民主主義路線の政権が非常に強力にこの組織犯罪防止についてコミットしている。その政治的背景、社会的背景についても少し伺いたいと思います。

○渥美参考人 その点、非常に重要なところであります。かつては、ならず者対策が警察の対策であり、刑法の対策だったのです。ところが今は、みんなが安心して社会生活を営めるかどうかということが一番重要な点になってきたのです。政府がその役割を果たさなかつたら、一体だれが果たすんだという関心が非常に強くなってまいりました。

もう一言申しますと、生きる権利、殺してはいけない義務というのですか、生きる権利というのは、今、多くの法哲学者によって、切り札となる権利と言われます。利益衡量される権利じゃないのです。これが示されたらほかのものはもうとまらなければならぬというほど重要な権利であると言われます。

労働党の人々や中道左派の人々が考えられましたの、まさに今、安心して生活を営めるようなところまで来た人々、それらの人々の無知につけ込んで、あるいはその人の中に入り込んで、その人たちを一定の過激な活動に引っ張り込むとか、あるいは財産を奪ってしまふとか、そういう活動が非常に広行われるようになってきたからです。それらの人の立場を代表すれば、中道左派の人々、労働組合を背景に抱えておられる方々は、その人たちの一定の質の権利の保障が必要だ。健康で文化的な生活を保障するには、最低限度、犯罪からの、生活を壊されない権利を保障する必要があるというコンセンサスが生まれてきたのです。

これは哲学的に考えてみても、ほかのものと比較考量すれば何とかできるものと、それから、人間が自分の生活を奪われてしまったらそれ以上何も残らないというものと、この間に区別があるのが当然で、それを法哲学者の多くは切り札になる権利と呼んでおります。

そのような安心した社会というものをつくり上げて、その上でみんなが自分のいろいろな主張を十分展開できる、そうすれば自由はより豊かなものになる、こういう考え方が今、中道左派の人々によつても強く支持されるようになった理由であるかと私は聞いております。

○達増委員 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○杉浦委員長 次に、木島日出夫君。

〔委員長退席、橋委員長代理着席〕

○木島委員 日本共産党の木島日出夫でございます。三人の先生、ありがとうございます。最初に、三人の参考人の皆さんに同じ質問をしたいと思ひます。

私も、暴力団抗争や銃器、麻薬、あるいはオウムの事件などに見られるように、組織犯罪が今日の我が国社会において放置できない重大な問題になってきているということは、そのとおりだと思います。

問題の核心の一つは、そのための対策、手段、方法が本当に妥当であるかどうかだ、有効であるかどうかだということだと思ひます。とりわけ通信傍受、盗聴とも言われますが、この方法を捜査機関に与えることが、現代社会のもう一つの大きな基本的な価値である私生活の自由、プライバシー、この保護との関係で妥当かどうかだということだと思ひます。突き詰めると、警察、捜査当局によつて、市井、市民生活が監視される社会になるおそれがあるによつて出てくるのではないかとこの問題の詳細な吟味が必要だということではないかというふうに思ひます。

そこで、渥美先生からは明示性の問題とも言われましたが、田中先生からはアメリカの話もありましたが、私も、最近、アメリカの自由人権協会副理事長のバリ・スタイン・ハードさんの講演を直接お聞きいたしました。

細かいことははしませんが、犯罪に関連ある傍受すべき通信と、犯罪に関連ない傍受すべきでない通信との区分けが基本的には不可能だという、通信の本質にかかわる問題が提起されました。そして、アメリカ政府のデータでは、田中先生からもお話がありました。犯罪関連通信の数は、一九八四年から一九九四年までの十年の間は、二五%から一七%に減少した、一九七〇年代初めには五〇%であったと。彼は、六軒に四軒が犯罪に関係がない傍受をされている、私生活が盗まれていくと。彼は、最後の締めくくりとして、私は、日本が、我が国衆議院の轍を踏まないことを切に希望します、こう結ばれたわけでありまして、この基本問題についての、三先生の基本的見解と認識をお聞きしたい。

○渥美参考人 お答えします。

その問題が一番重要なことです。

他方、今、木島先生もおっしゃいましたように、それでは善良な市民が暴力団あるいは組織犯罪のえじきになってよろしいかという、そうじゃありません。

そこで、先ほど申し上げましたように、生きる

権利との関係で問題を考えなきゃなりません、アメリカがそうなりました理由の一つというのは、マフィアがほとんど動けなくなつてしまつた。そこで、最近入つてくる情報、マフィアに關係しないもの、つまり犯罪に關係しないものが多くなつてきたということ、私は直接この問題を扱つておりますスミスという女性の検事から聞きました。

それで、確におつしやるような点がございまして、かなり謙抑的に運用するべきであることは当然です。したがつて、その電話によつて犯罪的な会話が行われる蓋然性が高いかどうかについて、裁判所による十分慎重な事前の審査を行わなきゃならないし、それから、行つた結果を十分封印して残しておくべきだ、それで、責任追及された場合にはそれを明らかにすることができるよう措置を設けておくべきだというふうに思つております。

○新倉参考人 状況の認識については、多分、今の渥美参考人と私も同じように考えたいと思ひますけれども、先ほど、關係ない電話が八割、關係のある電話二割、これでも我慢できるといふような御発言もありましたけれども、要するに、どこでみんなは我慢できるかということについては本当に合意はできるだろうか、そこがやはり一番肝心じゃないかなというふうに思ひます。

それから、盗聴という手続は限定できないわけですし、令状という手続を踏むことによつて辛うじて、裁判官にそこはきちとチェックしてもらおうという仕組みになつていきますけれども、現状で裁判官にそういう重い仕事をやつてもらえるような状況というか条件があるんだらうかということ、私としては非常に危惧しております。

つまり、裁判官は、令状の申請があつた場合、それが犯罪に關係あるかないかということ、判断する資料をほとんど持つていないんじゃないかというふうに思ひます。ですから、最終的にはやはりそれは事後的なチェックということで、どこの

国でもそこへ話がいくと思うんですけども、それも現在の法案では非常に不十分で、事後的なチェックによつて通信傍受の濫用を防ぐということとは難しいと言わざるを得ないわけですね。

さらに言えば、通信傍受を捜査手段とする場合に、これは、捜査側に対する国民の信頼というものはやはり不可欠だと思うんですけども、そういう捜査機関に対する国民の信頼をいかに築くかということが、盗聴問題を考える前にまず問われるべきじゃないかというふうに思います。

○田中参考人 私、先ほど申し上げましたとおり、プライバシー、通信の秘密、表現の自由、これは民主主義社会では最大限保障されなければならぬということを確認します。

けれども、一方では、先ほど渥美参考人も言われましたように、生命、身体、安全が害されて表現の自由は保障されない、通信の秘密は保障されない。生命が絶たれたところには次の議論はないんです。だから、そういう危機的な場合を想定して、文明国家として最終手段を設けておかないといけないんじゃないやありませんかというのが問題提起なんです。

例えば、皆さん考えていただいたらわかると思うんですけども、企業の取締役の子供さんが誘拐された、犯人間では連絡をとり合っていることがどうもわかったと。それで、この電話を通信傍受すれば、その子供さんの安全について一歩でも二歩でも前進するかもしれない。結果的に、通信傍受という制度がなかったために捜査機関は犯人間の電話を通信傍受できなかった。その結果、捜査がおくれてその子供さんが亡くなった。

つまり、通信傍受ができないことによつて一人の命が失われるということはあるわけですね。そのときに、表現の自由、通信の秘密のために一人一人が亡くなつてもいいんだ、私はそういう結論はとれない。そういう場合には、やはり通信傍受を認めた法律があつてしかるべきだというふうに私は考えております。

○木島委員 時間がありませんから、本法案には

たくさん論点はあるんですが、一点だけお聞きします。

法案の基本構造として、傍受そのものは、令状が発せられますと捜査官に基本的にゆだねられて、立会人の基本的なチェックや中断権はないわけでありまして。

それで、問題の一つに、犯罪に無関係であつて傍受された通信の取り扱いであります。そうしますと、基本的にその場合は当事者に通知されないんです。だから、当事者は全く通知もされないまま、捜査官憲によつて自分のプライバシーなり会話が盗聴されたまま放置されるという基本的な仕組みになつていくわけですね。救済の手段が全くとられていない。この問題について、もうあと時間がありませんから、これは渥美先生だけにお聞きしましょうか、どう考えられますか。

○渥美参考人 この点は、まず、とりまして記録はそのまま残しておくこと、それから、それを一切その後使えないように封印すること、さらに、今おっしゃられたような事態について通知を行うべきかどうかについては、審議される価値は十分あると思います。

もう一つ、ついながら申しますと、ACLUは、この法律とほとんど似ておりますRICO法、それが通信傍受を用いることを当然予定しておりましたけれども、それに対して反対しませんでした。賛成しました。つけ加えます。ACLUというのは、先ほどお話しになられたアメリカの団体です。

○木島委員 まだ時間があるので、では、一点だけ先生に。

確かに、記録は封印され、保存はされる。しかし、捜査官憲から捜査に全然関係ない一市民の会話が盗み聞かれたという事実は残るんです。それで、その盗み聞かれた市民に対して、そのこと自体は通知も行かないんです。国会に報告されるのは恐らく数だけでしょうから。全くその市民の権利は、一〇〇%救済されない、救済どころか知らされもしない。ここは基本的な問題だと思つて私

は先生にお聞きしたんですが、その点についてどうですか。

○渥美参考人 その点について、先ほど申しましたように、封印をし、しかもそれが悪質な場合にどう対処するかについては御工夫願いたいというふうに申しました。

一々全部報告をしるというふうになりますと、犯罪に関する会話がでないものというのは相当多くございまして、それを全部通知しております。したがつて、封印をして絶対使えないようにすることというのが、組織的な決定として一番重要なことだろうと思います。

悪質な場合についてどうするかということは、皆さんで御検討願えればというふうに思います。

○木島委員 時間の関係でもうやめますが、盗み聞かれた情報が捜査官憲によつてどう利用されるか、それを食い止める担保が全くないということが問題だと思つておられます。

次の問題について、三人の参考人の先生にお聞きします。

法案は、いわゆる予備的傍受、あるいは別件傍受も認めておるわけでありまして。これは、日本の犯罪捜査の担い手である刑事警察機構が、刑事司法警察あるいは予防警察から、警備や保安などを目的とするいわゆる行政警察へと質的に変化、変貌するのではないかと。民主主義国家の基本として、刑事司法の基本として重大問題ではないかという根本的批判があるわけでありまして、これに対する三人の参考人の基本的な見解をお聞かせ願いたいと思います。

○渥美参考人 簡単に申します。

予備的だとおっしゃいますが、犯罪に関係するかどうかということをお調べするために、聞く範囲を限定するために聞くんですから、それをやめるといったらば、全部聞いてしまふということになりますので、それは少し乱暴な議論だと思います。それから次に、将来の会話とおっしゃいますけれども、それは、犯罪が行われたときには要件は

整っているわけですから、憲法で要求しているのはそれだけですから、犯罪を行つたときに要件が整つていなかったらば、その行為は前に令状が出ていても違法です。その点をよくお考えになつていただきたいと思います。

それからもう一つは、合法に聞いている場合にほかのものが入ってきたときどうするかというのは、これは逮捕に伴う捜索・押取の場合と全く同じです。現に権限があつて入つたところは合法に開かれた場所です。合法に開かれた場所はこのう場所と同じです。そこで犯罪が行われているものを放置するといふ人はいるでしょうか。それを別件だとか何とかというふうにおっしゃられるのは、それはおかしいと思います。意図的に最初からそれを考えたら別ですけれども、そうではなくて、合法的に活動をしている目の前で犯罪が行われているのを放置するなどということは考えられません。憲法できちんと書いてあります。したがつて、その限界を超えているものとは全く思いません。

○新倉参考人 渥美先生とはその点が全く見解が違つておられるわけでも、通信の傍受というのは、今お話にあつたように、実際は、やはり聞いていけばいろいろな話が入ってくるわけですし、それが犯罪に関係するかどうかについてそこで打ち切るということとは、実際あり得ない話なので、ね。だから、一カ所認めれば大体このぐらいの範囲になるだろうというふうに思われるわけで、その点で、プライバシーというものが取りざたされていきますけれども、私の立場では、やはりそこをクリアするだけの国民的合意はまだできていないのではないかとということで、反対したいというふうに思います。

○田中参考人 日本で今提案されている通信傍受法案は、私はまさに刑事司法手続の法案だと思つてます。裁判官がチェックをして、それで、要件、手続、それが厳格に定められているのです。私、イタリアのマフィア対策で実際に進みました。そこでは行政傍受ができるわけです。これは犯罪の

嫌疑なしに、マフィアと見込んだらできるのです。日本のはそういうものと全然違う。厳しく要件、手続が限定されている。だから、これを行政傍受だというふうに言うのはおかしい。刑事手続の正当な手続が定められているというふうには私は理解しておりません。

○木島委員 時間ですから終わりますが、まさに予備的傍聴が別件傍聴か否かは、徹底的にこの法務委員会で審議がされるべきだと思うのです。

私は、令状発付の要件として、本来の目的である捜査対象にしたい犯罪でないものがあつた場合も想定しているとか、将来の犯罪がなされるであろうことを想定して令状発付がされるということ、もう紛れもない、予備的・別件傍受を認める法体系系になっているというのを指摘して、それはしっかりとこの委員会で審議しなければならぬ課題でありますので、時間ですから終わります。

○橋委員代理 保坂展人君。

○保坂委員 社会民主党の保坂展人です。

まず、渥美先生に伺いたのですが、少しやわらかい質問からいたします。

ちょうど今、エネミー・オブ・アメリカというアメリカ映画が公開されています。これが、試写会を見に行きましたら、アメリカでテロ対策として、通信システムの保安とプライバシー法というのが議会で提案されて、それに頑固に抵抗し反対する下院議員が何と殺されてしまふ。国家安全保障局から殺されてしまふのですが、そこが偶然撮影されていて、そのテープの争奪戦をめぐって、撮影テープを受け取った弁護士が、最新のハイテク追跡装置、いわば衛星から場所を特定する、携帯電話から位置を調べる等々のハイテク機器で、サスペンス映画としても十分楽しめるのです。さて、これが、映画の中の話だからといって、多くの日本国民は見て、こんなふうになるのかなと思ひながら出てくる方もいるかもしれないのですが、実は、そこで使われている機器は実際に使われているものぞうなのですね。

実は、この前、バリー・スタインハートさんと

いうアメリカの自由人権協会の副理事長をされている方に国会に来ていただきまして勉強会をしたわけなのです。そうしますと、やはりアメリカの盗聴もだんだん制約が外されてきていて、特にデジタル技術の飛躍的向上によって従来の盗聴が不可能になるということで、デジタル通信会社に盗聴装置を置くことを義務づけたり、あるいは、先ほどの映画にもちよつと関連しますが、携帯電話の位置を特定する方策ですが、こういうものをしたり、相当に進化しているということなのです。

さらに驚いたのは、映画と同じなのですが、国家安全保障局の中にECHELONという通信調査の組織、スーパーコンピュータがあつて、あるキーワード、例えば大統領とか、何だantonという言葉があるとヒットして、そのヒットしたものを調べるというシステムであると日本に来て証言されているのです。アメリカの盗聴なり監視社会化に対する反省が生まれているのではないかと思ふのですが、その点、いかがでしょうか。

○渥美参考人 それについては、私は世界で一番最初にオーウェリアン・ソサエティというものを生むべきではないというを書いた者として、おっしゃられることはよくわかります。私のものを引用しないでオーウェリアン・ソサエティになるというのを書く人が多いのです。

そういう社会にはいけないことは確かなのですが、アメリカの場合にそれが出てくるのは、先ほど田中さんがおっしゃった行政的な傍受なのです。日本ではそれは今度は提案されておられませんし、そういう範囲まで広げて考えるべきではないと思ひます。それから、映画ではそうだとはいつても、実際にそれを使われる可能性というのは幾らでもあるのです。

それから、もう一つ考えなければならぬことは、皆さんにお考えいただきたいことは、日本では、本当に必要なこういう暴力団犯罪対策、先ほ

ど申しましたように、ACLUも反対されなかつたようなRICO法の運用の場合以外の場合に、私人が勝手に聞くこと、それから私人が勝手に盗聴機器を買うこと、その部品を買うことが放置されている、こういう国は非常におかしいです。ですから、本当に必要なものについては厳しくして、暴力団が連絡をとるときには勝手にやつていというふうな、こういう国、聞いたことがない。

おっしゃる懸念はよくわかります。アメリカの場合の轍を踏まないように、日本で行政監視というふうなことを、あるいは国家安全保障を中心にするようなもの、あるいは安易に向かうべきではないという保坂委員のお考え方には僕も賛同です。

○保坂委員 それでは、ちよつと先ほど北村委員から御質問あつた点なのですが、要するに、バーミingham・サミットでFIUを設立して、こういうことで、疑わしい取引、これを金融機関に届け出義務を付すという、これがアメリカ議会に、FRBの発表によると、数十万通の投書があつて、プライバシー侵害だということ、結局計画を撤回してしまつた、今回、ケルン・サミットでも大幅な見直しを迫られるだろうという報道があるのですが、このあたりはいかがでしょうか。

○渥美参考人 その点は、従来は銀行だけでよかったのです。銀行だけに義務づければよかったのです。ところが、日本で言われておりますいわゆる金融ビッグバンということになりますと、中間的な金融機関が全部関係してくるのです。それを全部網にかけようとしたからみんなは困るよということを言つたのです。ですから、それについてどう対処したらいいかということには非常に難しいです。恐らくそれについて限定的な対処をケルンでは行つたのだと思ひますが、基本的な金融機関による届け出義務と、それから無差別的な放置をした場合に故意犯として処罰するといふような、判例でとられた考え方は依然として認められていくものだとおもうに私は見ております。

○保坂委員 この点は、法制審の中にも入つていなかったことなので、大きく課題を呼ぶと思ひます。

次に、では、田中参考人をお願いしたいのですが、通信傍受における会話というのはクリンな証拠である、生ものというのですか、まさに生でとれるというお考えだと思ふのですが、実は、暴力団の中にこの法案に対する対策研究チームというものが当然できているだろうと推定するわけですよ。犯罪専門の人たちはそういうことは考えるわけですね。

そうしますと、こういうことが起きてこないか。つまり、携帯電話やあるいは電話によつていわれるおとり犯行計画を裏打ちする。それで、残るわけですね、クリンな形で。それによつてその指揮系統がまさに物証になるわけですから、本物の方は組事務所かアジトか何かでこそやつていてというところ、やはり室内盗聴までやらないうとこれはいかにのじやないかという話になつてきませんか。

○田中参考人 確かに、設例を仮定しますと、裏の裏をかくというかそういうことはあり得るだろうというふうには思ひます。

御指摘の点は、本当に役に立つのか、単なる通信傍受、電話回線、携帯電話にしても、それだけで役に立つのか、室内会話まで、バギングまで認めないためじやないか、こういう議論もあらうかと思ひます。

しかし、犯罪組織の実態として、この辺、私捜査官でないでこそまてわかりませんけれども、聞いた話では、伝聞で証拠能力がないかもしれせんけれども、犯罪組織は意外と古典的な手法を用いている。電話というものはコンピュータと違つてすぐ操作可能ですね。しかも、どこにでもあるというところで、これを用いやすいんですよ。だから、今の携帯電話、その傍受ということ、これは有効な場合が出てくる。全部の犯罪組織が進化して裏の裏をかくていくというふうなこと

は、私は考えられない。特に犯罪を行っているときですから、彼らも緊急事態なんです。そこまでするから、彼らも緊急事態なんです。だから、そういう危機的な場合に一つでも役に立つのを設けておくべきだ。先生御指摘のように、すべて効果があるという事は私は言えないと思うんです。

○保坂委員 それでは、もう一度渥美参考人をお願いしたいんですが、先ほど、むしろ対象範囲を、例えば大型詐欺罪、証券法違反、インサイダー取引とか、広げるべきだという話もあったと思うんですが、私、社民党の議員というのは実に金に縁がありませんで……（発言する者あり）いや、私はないですよ、本当に。私はないですね。政治献金なり、ちょっとマネーロンダリングと疑われるような心配というのは余りないんです。余りというかほとんど、残念ながらないんですけれども。

そうしますと、政治家に対する政治献金、例えば政治資金規正法などにもマネーロンダリングをはめるべきだとお考えにはなりませんか。

○渥美参考人 これは憲法上の投票権に関係する議論で、一人一票制という投票制を認めている以上は、憲法構造上の基本的な重要な、自由民主的な社会を規律する上での要件であるというふうにアメリカ合衆国最高裁判所は判断しました。そうなりますと、そこで行われるような活動、その権利を壊していくような活動、そういうものをどう取り扱ったらいいかということが問題になります。実際、RICO法にはそれに類したものが入っています。

日本の場合にそこまですべきかどうか、これは日本の実情に合わせて御検討されるべきでありまして、日本で個人献金が十分に集まるほど国民が政治に習熟していないとか、あるいは政党の方々の御努力が足りないとか、我々の支援が足りないとか、いろいろな面がございます。そこへいってない段階で、急に政党活動を限定するような方法を用いていいかどうかは、まさにこれは政策的

判断だと思えます。

〔橋委員長代理退席、委員長着席〕

○保坂委員 今回のマネーロンダリングの規定は、犯罪収益の收受であるとか、あるいは該当する犯罪に触れた場合には政治家として対象外にはなっていないという事は、ぜひそこは押さえて、委員の皆さんも知っていただきたいと思うんです。

新倉参考人に最後にお聞きいたしますが、ジャーナリズム出身、フリーでジャーナリストをやっていたんですが、最も犯罪情報に寄せられる機関というのは、ある意味で、新聞社に匿名の電話がかかってくる、あるいは警視庁のクラブにかかってくるという事はある得るわけですね。そしてまた、警察の中で、どこでどういうふうな情報が行くのか、新聞記者と捜査官の情報競争戦もあるわけですね。そういう意味で、ジャーナリズムの危機ということも当然、ジャーナリストは外されていなくていいわけですから、あり得るわけですね。何か起こったときに、例えば犯行声明だとか匿名電話等最もかけやすい機関であることも事実ですね。そういうあたりの問題点、ジャーナリズムと盗聴の問題点、お願いします。

○新倉参考人 まさに御指摘のとおり問題があるというふうに思います。

ジャーナリズムというのは、一応憲法上は報道の自由ということで厚く保護されているように見えますけれども、盗聴法との関係では恐らく同じように扱われるということになっていきますので、当然そこまですべきかどうかというふうに思います。ただ、どうしたらいいかという事は、むしろ私の方からお聞きしたいという感じがしますので、そういうことです。

○保坂委員 では、同じ点をもう一度渥美参考人に伺いたい。

たしかドイツの例だとかもそういう議論があったと思うので、少しそこいらも踏まえながらお願いします。

○渥美参考人 その場合に、憲法上の問題とし

て、先ほど申し上げましたように、生きる権利というものと、それから今度は表現の自由、報道の自由というのがありまして、その次にそれを入手するための方法を保護する、取材の自由の保障をする、その取材源の秘匿の問題を考える、そのときに、憲法では一体どこまで保障しているんだという議論がございます。

世界じゅうどこでも報道機関の報道の自由までは認めておりますが、あと、取材の自由については限定が加わっているのが大部分で、情報、取材源の秘匿について、それを認めている国はほとんどありません。これは全体のバランスをとる上からだと思います。

まさにここで問題になっているのは、人間が一定の質のいい生活を営むかどうかということにかかわるものだけですから、それ以外のことに関係ないわけですね。それについては報道機関は御自由に活動ができる。その点をよく御検討される必要がある。

傍受というものの、今度の場合は、ほかの国に比べますと日本は随分限定的なんです。こんなに限定的でいいんだらうかという気が私はしているんですが、その点も十分にお考えになった上で、本当に人間が危なくなってくるような活動について、むしろ報道機関は、そこに情報が寄せられた場合に、社会のメンバーとしてほかの者たちとチームワークを組みながら、ある人が殺されそうになっている、ある人が弾圧されそうになっている、ある人が大型詐欺に遭おうとしているときに、それに対してどういう有効な対処をするかという義務を果たすことこそ重要だ、私は逆にそう思っています。

○保坂委員 アメリカでは移動盗聴が認められて、特定の私の電話じゃなくて、私が行きそうなところ十数カ所、その電話すべてが盗聴できるというふうになって、例えばグリコ・森永事件のような劇場型犯罪があつて、特定の新聞社に犯行声明第一弾があつた場合にはそういうこともあるのかなというふうに思つて、大変この議論、本當に

奥が深いと思いますが、時間になったので終わります。どうもありがとうございました。

○杉浦委員長 以上で午前中の参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位におかれましては、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時三十分開議

○杉浦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第四百四十二回国会、内閣提出、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案の三案について、午前に引き続き、参考人から御意見を聴取いたします。

午後の参考人として、慶應義塾大学法学部教授平良木登規男君、大阪市立大学法学部教授高田昭正君、弁護士岩村智文君、以上三名の方々に御出席いただいております。

この際、参考人各位に委員会を代表して一言ごあいさつを申し上げます。

参考人各位には、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。それぞれの立場から忌憚のない御意見を御聞かせいただき、審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしく御意見をいたします。

次に、議事の順序について申し上げます。

平良木参考人、高田参考人、岩村参考人の順に、各十五分程度御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑に対してお答えをいただきますことと存じます。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は委員長許可を得ることになっております。また、

参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。

それでは、平良木参考人にお願いたします。

○平良木参考人 平良木でございます。

私は今度の法案に賛成の立場にありますが、これは以下のような理由に基づくものであります。私は一九九一年の秋から九四年三月までドイツのケルン大学におりました。留學するその前の年にドイツはいわゆる旧東ドイツを併合して、徐々にではあります。経済力に陰りが見え始めたという時期のことです。この東西の壁が崩壊するとともに、外国人、専ら東欧でありますけれども、これが流入してきたということでありまして、それとともに麻薬が多量に流れ込み始めました。当時の新聞の報道によりますと、私のおりますケルンがその中継基地になっているというものであります。急性の麻薬中毒による死者が、ケルンだけで年間二百人に上っている、そしてドイツ全体では二千人を超えているという状況にあったということでありまして。

ドイツでは、失業者の増大と治安の悪化というのは、これは外国人が増大したせいであるという意識が強く、いわゆるアウスレンダーハスといいますが、外国人排斥運動のことです。同時に、ネオナチがばつとして外国人を急襲し始めたという時期でありました。例えば、刃物で有名なゾーリンゲンではトルコ人が焼死する事件が起こりました。私の近所のドイツ人は、これはトルコ人同士の内紛に違いないということを言っておりまして、たけれども、実はそれがネオナチの犯行によるものだったということがわかって、大変なショックを受けたというふうな状況にあったわけでありまして。このような風潮に対して、ドイツは一体何をしたかといえます。まず最初に、当時の大統領でありますワイツゼッカー大統領がテレビ等を通じて、このアウスレンダーハスの風潮は恥ずべきことだという趣旨の大演説を行いました。何と驚く

べきことに、その演説を契機に市民レベルの外国人に対する態度が変わり始めた、そういう時期でありました。確かに、ワイツゼッカー大統領は元首という立場にありましたけれども、一人の政治家の発言がこれほど大きな影響力を持つということに、私は大変な感銘を受けたのであります。

そのような状況のもとで、それでは一体、そういう犯罪に対してドイツが何をやったかといえます。これはもう皆様既に御承知のことであろうかと思いますが、まずネオナチを非合法化したし、また、それとともに、麻薬犯罪、組織犯罪の撲滅のために徹底的に法律の整備を行ったということとあります。もちろん、このとき出されました法案につきましては、学界とかあるいは実務界から実は反対があったわけでありましたが、国は断固とした態度で麻薬犯罪及び組織犯罪の撲滅のための法律を制定したわけでありまして。それと時を合わせて、徹底した取り締まりを行っておりまして。当時の雑誌には、顔を隠した警察官が自動小銃を構えて麻薬取引の現場を急襲するという写真が掲載されております。

また、ケルンの都心には、我々が知っているだけでも五組のすりの集団がおります。それ以外にもたくさんすりがいたわけですが、これに対する徹底的な取り締まりを行ってそれを一掃したのであります。多分、ほかの都市、パリとかローマに逃れていったのではないかと思います。いずれにしても、ドイツの国民性を考えますとその徹底さは十分に御理解いただけるのではないかと思います。

また、ケルンで、麻薬の密売人がたむろしていると言われるノイマルクトという場所があります。ある夕刻、警察が一斉の取り締まりを行いました。その結果、百人近い密売人を検挙したというのでありますけれども、新聞の報道によりますと、その二時間後にはそれまでと変わらない数の密売人が出ていたということとあります。ドイツは、とにかくそのために大変なエネルギーを傾注したわけでありまして、残念ながら、この麻薬の

根を断つというところまでは到底できなかったわけでありまして。

言うまでもないことでありますけれども、犯罪が深刻なものになればなるほど、それに対する徹底的な立法と徹底した取り締まりの必要が出てきます。国民に対する大きな制約を必要とする前に、そうならないうちにできる限り早目に立法をしてくださるようには私は望むものであります。

さて、そこで今度は、今回の法案について、具体的に問題点と思われるところを申し上げます。これは私は賛成の立場にありますが、これまでも論文等によって明らかにされた反対論というものを見てみますと、若干そのところを答えておかなければいけない必要性というものがあろうかと思われまして。

まず、通信の傍受そのものは、現行刑法法のもとでも、これを肯定する裁判例が幾つか出されております。現行刑法法のもとで電話等の通信の傍受を行えるのであるならば、新たな立法の必要はないのではないかといいことであります。加えて、私は訴訟法学者の端くれであります。この立場からしますと、これもしばしば問題になっているように、この法案は従前の捜査の概念を超えるんではないか、こういう疑問も出てくるわけでありまして、これにどのように答えるかということとあります。

やや講学的な説明になりますけれども、捜査目的の通信等の傍受は、現行法上、検証として認めるといのが判例であります。しかし、通信の内容は、これを傍受してみなければわからないというところがあります。その意味では、通信の内容が該当する事項であるかどうかを探さなければならぬ、つまり捜査的な要素が入ってくるということも否定できないところであります。通信の傍受が捜索・差し押さえを根拠にすべきだと言われる一つのゆえんになっているところでありまして、このような事情もあって、学界では、少なくとも立法によって根拠を明確にすべきではないかという意見が有力に主張されているところであり

ます。

私も、通信の傍受は刑法法の検証を根拠に行うことができるかと考えておりますけれども、しかし、先ほども申し上げましたように、捜索を伴う検証というところになってしまつて、実は、刑法法では必ずしもこれを予定しているものではないといふことも言えるわけですね。その意味では、複合的な形で認めるべきだということになってきます。ざりざりの解釈論によって認められるというように言つた方がいいのかもしれない。

電話等の通信の傍受が現行法で許されるかといった場合に、このような立場から否定するといふ見解も有力であります。そのように根拠にさえ争いがあるという現状を踏まえるならば、むしろ立法によってその争いを絶つておくことが必要であるというふうに思ふわけでありまして。

次に、捜査概念との整合性ということとあります。私も「捜査法」という学生向けの本を出しております。そこでは司法警察と行政警察の区別、捜査の概念ということについて述べておりますが、本当に正直に申し上げますと、通信の傍受に関する今回の法案が出てきたときに、将来発生する犯罪についての令状の交付を認めておつて、実は困つたなというふうな感じがしたということも事実であります。

しかし、考えてみますと、現行法の解釈がそうなっているんだということだけであつて、これを越えた立法が可能であるか不可能であるかということとは別の議論である。むしろ、立法を制約するものは憲法しかあり得ないんじゃないかというように考えたわけでありまして。今度の法案は、むしろ従前の捜査の概念の訂正を迫るような内容を持つていてというふうに現在では考えるに至っております。その意味では、私は、今改訂版の準備をしておりますが、そこでは早速、この部分を入れた内容のものを準備しているところであります。

三番目に、要件の整備ということとあります。先ほど、ドイツでは九〇年代に入つて徹底した法の整備を行ったというふうに申し上げました

けれども、ドイツの刑事訴訟法は、そのほか以前から電話等の通信の傍受を認める条文を持っておりました。刑事訴訟法ではその要件を厳格に定めていたわけでありました。我が国の裁判例も、今回の法案の前に、ドイツと非常によく似た要件のもとに實際上の運用を図ってきたとおりです。

しかし、考えてみますと、裁判は、非常に深刻かつ重大な事態に遭遇したときに、全体のバランスとの関係から、手続的な瑕疵を救済する方向に向かう可能性があります。その意味では、いつまでも抑制的であるという保障がないわけであります。むしろ、立法によって限界を設けておくことがベターではないかというように思うわけであります。

次に、ブレインビュードクトリンと書いてありますが、これは緊急差し押さえのことであります。通信傍受法案の十四条、これがしばしば問題になりますが、この法理に近い法理を認めております。

現行刑事訴訟法は、確かに緊急逮捕は認めておりますけれども、ブレインビュードクトリンにつきましては、これを否定しております。例えば、捜索している際に、当該事件と全く関連性を有しないほかの事件の有力証拠が発見されたとしても、まず法禁物を所持しているのであればその者を現行犯人逮捕して、その上で差し押さえるということになります。それから、法禁物でないものにつきましても、これを任意提出させて領置するか、あるいは裁判所まで行って新たに差し押さえ令状を発付してもらう、こういう方法しかないわけであります。

しかし、緊急を要するときに、今申し上げました令状を発付してもらうというのが現実的でないことは明らかであります。裁判例を見ますときに、これをめぐってしばしば問題が生じているというところが明らかになっております。

さて、そこで、通信の傍受を令状によって開始したところ、とんでもない内容が飛び込んできたというときに、これを無視しなければならぬか

ということでありますけれども、少なくとも、通信傍受令状によって適法に傍受を開始したというものであります。そういうことを前提に、逮捕でいえば、緊急逮捕というよりも、むしろ現行犯人逮捕に近いものを傍受するというものでありますから、刑事手続の問題にされる一般のブレインビュードクトリンよりもはるかに抑制的な場合に限定されていると言ったことができるのではないかとこのように考えているわけであります。

通信の傍受で問題なのは、捜査に使うということではなくて、単なる情報収集のための電話傍受、こういうことが問題なんだろうと思われるものです。

例えば、アジアの国の中には、検察庁の中に全国の電話を傍受することの可能な設備があると言われております。これはやはり国情にさまざまなところがある、もし最悪な事態を引き起こされるということになりますと、それを無視すること自体が大変な失態につながるということから、ほとんどこれに反対する者はないという状況にあるんだと言われております。

現に、覚せい剤取引等が電話等の通信機器で行われているときに、これを取り締まれないということはないはずであります。犯罪に聖域を残しておくことは断じて避けるべきであると思うわけであります。

次に、組織犯罪対策法案及び刑事訴訟法の改正案について若干言及をいたします。

集団犯罪あるいは組織犯罪に限らず、複数の者による犯罪が重く処罰されなければならないというの、まず、赤信号みんなで渡れば怖くないに違法性の意識が鈍磨することであります。その中では、逆に犯罪遂行の意思が強化される。結果の実現の可能性が増大するというところであります。また一方で、個人に比べて企業の方が利益を上げられるということでありまして、犯罪も組織化することによってとても不正な利益を生み出し、それがさらに利益の再生産につながっていくという悪循環に向かうということでありま

す。

このような兆候が見えたときに、だれの目にも明らかになったときには、実はこれは手おくれであることが多いのでありまして、立法に当たっては、集団犯罪等においてこれまで生じた事実、あるいは考えられる事実等を取り締まりの対象にすることにならざるを得ないというように思っています。

それに加えて、あらゆる手を打たなければならぬということでありまして、これはこれまで、昭和三十三年に、例えば暴力団に対するものとして、凶器準備集合罪が新設されております。このときの経過を見ますと、これが場合によっては濫用につながる危険性がないのかということから、附帯決議がなされております。そういうことでこの立法がなされ、これだけではなくて、あわせて証人威迫罪とか、あるいは手続法の観点から保釈の除外事由あるいは取り消し、そしてさらには被害についての給付に関する法律、こういうものができていつているわけでありまして。

こういうように、あらゆる手だてを講じて、こういう犯罪を撲滅するという方向に向かうのでなければならぬだろうというように思うわけであります。

簡単であります。以上であります。(拍手)

○杉浦委員長 ありがとうございます。

次に、高田参考人にお断りをいたします。

○高田参考人 御断りをいただいた高田でございます。最初に、組織犯罪対策立法につきまして、慎重な審議を重ねてこられた先生方に対して、心よりの敬意を表させていただきますと存じます。

さて、私の専門は刑事訴訟法であります。そのために、組織犯罪対策立法のうち、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案が持つ問題点についてだけ、意見を述べさせていただきますと存じます。

という立場であります。

法案が許そうとします通信傍受について、私が最も懸念しておりますのは、裁判官によるコントロールが不十分であるという点にあります。

将来の通信を対象とします盗聴は、もともと、だれが、いつ、どのような通信手段を使って犯罪に関連する通信をするのか、事前には特定すること、予測することが難しいものであります。このために、法案につきましても、通信傍受の対象については、犯罪関連通信だけに厳格に限定することができず、いわゆる該当性判断のための傍受というものを認めざるを得ませんでした。すなわち、犯罪に無関連な通信も、必要最小限の範囲ですけれども、該当性判断のための傍受の対象になるといたしました。

ちなみに、法案では、傍受の対象を被疑者自身が発受信する通信に限定してはおりません。被疑者が不明であって、被疑者を割り出すための通信傍受さえ認められております。そのために、この該当性判断のための通信傍受は広い範囲で行われることが予想されます。

しかし、そもそも犯罪と関連しない通信は、本来は傍受される理由も必要もないものであります。それゆえに、この無関連通信の傍受まで許す問題性、その権利侵害性というのは、まことに重大だと言わなければなりません。

それにもかかわらず、法案では、無関連通信の傍受の範囲あるいは否が、犯罪関連通信自体の傍受の適法性、相当性にどう影響するのかという点について、裁判官が特に判断するということを求めています。例えば、集会、結社の自由など表現の自由といった憲法上の権利行使にかかわる通信が、該当性判断のための傍受、つまり、予備的、選別的な傍受の対象になる蓋然性があるというような場合、通信傍受が不相当なものになることもあります。

しかし、法案では、そのような点をチェックすることが裁判官の課題とは、少なくとも真正面からはされておられません。裁判官のコントロールが

不十分な問題があると思います。

第二に、同じ根拠を持つ問題ですけれども、法案では、通信傍受中に偶然聴取した別事件、別犯罪に関連する通信について、別件傍受というものを許しております。この別件傍受については、傍受可能犯罪の範囲が極めて広いものにされております。

しかし、それにもかかわらず、その傍受後、直ちに裁判官が要件をチェックし、本当に別件で傍受する理由や必要性、相当性があつたのかどうかを判断して、事後的であつても令状を交付するというような制度にはなっておりません。それゆえに、別件の通信傍受による権利侵害性の大きさに對する懸念というよりも、通信傍受による検挙の効率性に対する配慮の方が法案では強過ぎると言わなければなりません。

第三に、通信傍受の実施中における裁判官のコントロールというものの、法案では考えられておりません。

言うまでもありませんが、通信傍受というのは、事前に特定することが難しい将来の通信を長期間にわたつて傍受し続けて、それにより、憲法上の権利、例えば通信の秘密やプライバシーの権利の侵害を繰り返す、そういう性質の強制処分であります。こういう通信傍受の性質にかんがみますと、裁判官は、傍受に先立つて令状を一通交付しておけばその責任あるいは責務を果たしたというのではできないと私は考えます。

もともと、捜査上の重大な権利侵害については司法機関である裁判官こそが第一に責任を負うんだというのが憲法の考え方でありまして、それが、強制処分について事前の令状主義を採用した憲法の基本的な考え方でありまして、そして、盗聴による権利侵害の広さと深さについては事前に予測することが難しいものでしたから、通信傍受については、その実施中についてまで裁判官のコントロールが及ばなければならぬというものであります。

この点から法案を見ますと、法案では、通信傍

受の終了後に実施状況を裁判官に報告するだけで、傍受実施中の報告は行われません。そのような傍受実施中の報告を命令する権限も裁判官にはありません。したがつて、そのような中間報告に基づいて途中で通信傍受を取り消すとか終了させるといった権限も、法案では裁判官に与えられておりません。法案によれば、通信傍受を中止するかどうかは、専ら捜査機関の裁量にゆだねられております。ここでも、通信傍受に対して裁判官のコントロールを貫くというより、通信傍受の効率化に對する配慮の方が強いと言わなければなりません。

第四に、法案では、通信傍受令状を交付した裁判官自身が通知義務とか報告する義務を負わないという点も、裁判官のコントロールを不十分なものにする危険につながつております。

その意味は、こうであります。

裁判官は、権利侵害性の重大な、しかも、どうしても処分対象を限定しにくい、そういう問題がある通信傍受をあえて命令いたします。そのような裁判官は、通信傍受の権利侵害性と実効性について常にみずからこれを監視して、みずから令状を交付した意味とその結果について継続的に検証すべき責任があると云わなければなりません。通信傍受のような強制権限をあえて許す裁判官は、一人一人がその令状交付の重い責任を担わなければならぬと思ひます。そして、この責任を果たす重要な方法が、裁判官に通知義務、報告義務を課することだと思ひております。すなわち、傍受の対象犯罪、傍受の方法や期間などを、裁判官自身が傍受された者に通知して、あるいは公的にも国会などに報告をするということが必要だと考えます。

もちろん、関連して、通信傍受の頻度がどうであつたか、傍受により所期した成果を実際にも達成したのかどうかを捜査機関に詳細に報告させることも、裁判官自身の通知義務、報告義務の前提として可能とすべきものであります。盗聴の経過や結果を常に吟味して、通信傍受を命令したみず

からの判断が正しかつたのかどうか、裁判官は常に確認すべきものであります。

しかし、法案では、通知義務、報告義務は、専ら捜査機関が負うものとされております。通信傍受の強制処分権限を担うべき主体は裁判官でありますけれども、その手続上の責務は軽いものになつていふと言わなければなりません。私は、その裁判官の責務の軽さが通信傍受令状の安易な交付につながらないかと懸念いたします。

このように見てまいりますと、法案の構想では、通信傍受に対する裁判官のコントロールは不十分であると言ふはかないように思われます。それは、通信傍受の濫用を深く懸念させるものです。では、この裁判官のコントロールの不十分さ、つまり通信傍受に対する司法的抑制の不徹底というものをもたらした原因は何なのでありましょうか。

このように問題を立てた場合、私には、法案のもう一つ、正確には二つの特徴が重要だと思ひます。

それは、第一に、通信傍受の対象犯罪が法案では極めて広いという点であります。法案は、組織的犯罪対策としての通信傍受を標榜いたしますけれども、組織的な犯罪の処罰等の法律案が掲げない犯罪類型を独自に盗聴対象犯罪といたしました。例えば、刑法の内乱罪や外患誘致などであります。それらは、いずれも警備公安警察が情報収集活動の対象とする類型の犯罪です。傍受対象犯罪が単に広げられたというだけでなく、警備公安警察の情報収集対象の犯罪をカバーするものに通信傍受がなつていく点が重要だと思ひます。

第二に、法案は、将来に発生が予測される犯罪まで通信傍受の対象にしたという点であります。もともと、将来の犯罪に対する警察の調査活動は、情報収集目的の警備公安警察活動という機能、性格を持つものであります。ですから、将来の犯罪の捜査として通信を傍受するというのは、客観的に見ますと、将来の犯罪に対する警備公安警察の情報収集活動、すなわち情報収集目的の警

察盗聴の結果を後に司法の場で利用するというところにほかなりません。

このように、客観的に見ますと、本来我が国では情報収集目的の警備公安警察の調査手段として通信傍受が許されていふのに、その警察活動を将来の犯罪の捜査だと表現し直すことによつて、情報収集目的の警察盗聴を許そうというものにはほかなりません。

法案のこのような特徴にかんがみますと、法案の通信傍受につきましては、捜査目的の司法盗聴という形式のもので、実は情報収集目的の警察盗聴の実質というものを最大限実現しようというものになつていふと思ひます。立法者の意図がそうであるのではなく、法案の客観的な内容がそうになつてしまつていふものであります。この基本的な法案の性格あるいは特徴のために、結局、先ほど申しましたように、通信傍受に對する裁判官のコントロールはどうしても不十分なものにとどまつてしまふことになると思ひます。

このように法案の内容を評価しますために、私は、本法案による通信傍受の捜査権限の導入につきましては、強制捜査権限をコントロールするという重要な責務を裁判官に負わせた日本国憲法、特に憲法三十五條の趣旨に反するものになつていふと考へております。

通信傍受の強制捜査権限につきましては、通信の秘密を例外的な形で保障した憲法三十一條の趣旨にも反すると思ひておりますけれども、時間的制約もありますので、詳細を説明することは控えさせていただきますと思ひます。

いずれにせよ、本法案のような形で通信傍受の立法については反対せざるを得ないというのが私の意見でございます。

どうも御清聴ありがとうございました。(拍手)

○杉浦委員長 ありがとうございます。

次に、岩村参考人にお願ひいたします。

○岩村参考人 御紹介にあずかりました岩村です。お時間をいただきました、ありがとうございます。

ます。

私は、日弁連の意見書、これは衆議院調査局法務調査室がまとめられた冊子に記載されており、その日弁連の意見書と、あと、きょう皆様に配付させていただきました日弁連の四冊のパンフレットを踏まえて発言をしたいというふうに思います。

通信傍受という言葉は、国語辞書を見ても出ておりません。傍受という言葉は出ておりまして、これは無線通信を受信するという事になっておりまして、有線通信というものを傍受するというのは、通常、盗聴とか、あるいは警察では秘聴という言葉を使っておりますので、私は、これから述べる中で盗聴と言ったり傍受と言ったりする点がありまして、同じ意味ですので、その点をよろしくお願いしたいというふうに思います。

盗聴の本質を考えると、共産党の幹部である緒方さん宅盗聴事件を考えるのが最も適切と思われると思います。

東京高等裁判所の認定によりまして、少なくとも九月月間、一九八六年二月十四日から十一月二十七日ごろまで緒方さんの家の電話が盗聴されています。裁判所が認めたことと、この間盗聴された録音された通話の内容は、緒方さんの政治的な会話だけではなく、個人的な会話、さらには、専業主婦であった奥さんの電話を利用したさまざまな会話、クリスチャンであった母親の教会関係者や友人との会話など、家族全員のあらゆる会話に及んでいるわけでありまして、

高等裁判所は、このことにつき、だれと、いつ、いかなる内容の通話が盗聴されたかを知ることでもできない被害者の受ける被害は甚大であると述べました。まさにそのとおりでありまして、知らないうちに聞かれるということが盗聴の問題の本質であります。

それだけではありません。人と人との会話を聞くということでは、私たちの日常的な経験でもおわかりいただけますとおり、対話者の癖なり物の考え方なり、発想の仕方といえますか、そういう、

ある意味ですと、その人のそのものがつかまえられる、そういう特色を持っているわけでありまして、ですから、知らないうちに自分の人間としての特色がだれかにつかまれてしまう、このことが非常に危険なものだ、盗聴の恐ろしさというのはここにあるということをまずつかまえていただきたいと思っております。

もう一つは、この事件は、盗聴した警察の対応の問題を、深刻な問題として提示しております。訴訟前に行う裁判所の証拠保全という手続があるのですが、警察は、裁判所も認定していますとおり、この緒方さんの事件の場合は、この裁判所の手続を妨害しました。そのために、裁判所としての検証が行えなかったという事態が発生しております。また、裁判そのものが始まった後にも、実行者である現職警察官は出頭しませんでしたので、結局、裁判は十分な審理を行うことができないという状況にも立ち至ったわけでありまして、

そのほか、警察独自で家宅捜索を行ったわけですが、これの中で数十本の録音テープが押収されておりまして、これが検察庁に提出されておりまして、その音声は、いつ消されたかわかりませんが、すべて消されておりました。

裁判所が神奈川県警の組織的犯罪と断定した後も、警察は盗聴の事実を認めようとしておりません。過去も現在も電話盗聴はしていないというのが国会での答弁だということにも言われております。そうしますと、盗聴した警察は、裁判所、検察庁、国会にも協力しない、真実を述べようとしない、いなかたという事になります。こういう警察に盗聴する権限を与えてよいのかということ、立法に当たって十分に検討されるべき課題であります。

また、この法案が、法案に基づく限り、どのような人が、例えば、ある目的を達した立場の人が、あるいは警察であっても、そういう人が盗聴しようとも、その対象となる人や会話の内容が限定されるような仕組みになっているかどうか、だれが聞いても限定される仕組みになっているかどうか、

うか、そういうことを検証する必要があるというふうに考えております。

そういう立場から法案の仕組みを見てみますと、傍受対象となる通信は電話に限られておりません。法案の第二条によれば、ファクシミリ、コンピュータ通信も含まれます。ファクシミリなどは、一部分、犯罪に關係する部分だけがとられるのではなくて、すべて捜査官の手に入る仕組みになっております。犯罪に關連している内容のファクシミリかどうかというのは関係ありません。盗聴される電話機には、また不特定多数の人が使用する公衆電話も含まれております。そういう意味でも、広くいろいろな電話機が対象になるということでもあります。

法律が成立した場合の実際の運用は、各条文が組み合わせられて運用されるわけですから、どのように組み合わせられて運用されるかを考えてみながら、盗聴される内容が制限できるかどうかを検討する必要があります。

十三条の該当性判断のための傍受と、三条一項二号、三号の、将来犯罪にまで傍受できるというシステムと、十四条の他の犯罪の実行内容とする通信の傍受を組み合わせることを考えてみましょう。

犯罪に關係する通信を傍受するといっても、会話はまだ存在していないわけですから、關係するかどうかは、試みに聞いてみなければわかりません。それが該当性判断のための傍受です。予備盗聴とも言われております。試みに聞くわけですから、どこまで聞くのかの範囲は定かではありません。聞く者の姿勢で、その範囲は大きく変わらざるを得ません。法案は必要最小限の範囲と言っておりますが、必要最小限の範囲の基準ははっきりしておりませんし、その範囲を判断するのはだれかということも問題になります。法案では、結局、判断する者は、傍受している、盗聴している警察官その人が判断することになります。これでは、職務熱心の余り範囲が広がってしまうのではないのでしょうか。

本来なら、犯罪に無關係なことを聞きそうになつたら、ストップをかける第三者も必要なわけですが、法案十二条の規定する立会人には常時立ち会っている必要性もなく、無關係な会話を切斷する権限もありません。それどころか、九条一項によると、立会人には犯罪内容を示す被疑事実を知らせないでいいことになっております。そうしますと、立会人は、何を聞いていいかという令状の中身もわからないまま立ち会っているということになるわけでありまして、これでは第三者によるチェック機能は働きます。

通信傍受令状は、既に発生した犯罪だけでなく、まだ発生していない犯罪にも発付されますので、試みに聞く必要最小限の範囲はますます広がります。もしかすると引き続き違う会話があるかもしれないというところをついつい思いますよね。そうしますと、どんどん広がっていく、こういうふうになる。

別件盗聴あるいは緊急盗聴と言われているものと同じです。他の犯罪の実行内容とする通信傍受ができるようになっておりますから、試みに聞くときにはほかの犯罪のことが話されるかもしれないというところで、これも広がるおそれがあります。こうした組み合わせの運用を考えてみますと、法案の仕組みでは、盗聴する内容の限定は極めて難しいということになります。

盗聴する内容の限定が困難な上に、傍受令状の対象となる犯罪が組織犯罪に限定されておられません。組織犯罪という形で限定しなくても、犯罪組織が犯す犯罪、これは絶対犯罪組織しか犯さないという犯罪に限定されているかというところ、そういうふうに限定されているわけでもありません。組織的犯罪に対処するための法案というのなら、その工夫があつてしかるべきと思われまして、

そのほか、法案十六条によれば、通話が始まつたら直ちに通話相手の電話番号はすべてが逆探知されます。通話をしている人が犯罪に關係しているかどうか全く関係ありません。通話を通して、その対象となつた家族の交友関係、交際関係がすべてわかる仕組みになっております。

盗聴でプライバシーを最も侵害される人は、犯罪に無関係の人です。いつの、だれとの、どのような会話を聞かれるかわからないことほどプライバシーが侵害されるものはありません。犯罪と無関係の人を保護するシステムが法案にはあるのでしょうか。法案には残念ながらありません。二十三条は、こういう人には通知しないというふうになっております。無関係の会話をされた人には通知されない、犯罪に無関係な限り通知されない、こういうようなシステムが果たして正常でしょうか。

また、十九条によれば、傍受は通常二つのテープで行われます。一つは裁判所に提出し、一つは警察が保管することになっております。ここに問題が幾つか発生します。犯罪に無関係の記録が本間に警察で消されるかということ。これを確かめる方法はありません。また、警察ではそのほかに複製を幾つもつくる心配はないのかということ。二十二条四項の規定を見ると、幾つかつくりそうな規定になっております。さらに、盗聴した録音を刑事手続に使用しないで別の目的に流用するおそれはないのでしょうか。その不安は消せません。それなのに、法案には流用禁止規定がありません。

また、犯罪を犯した者に対する通信傍受に対しては通信傍受令状が必要ですが、これはもう当然この法律で定められておりますけれども、この法律に定める以外のやり方で盗聴することはすべて禁止するという規定がありません。当然だから規定しないというはおかしな話で、当然なら禁止規定を設けるべきではないでしょうか。

法案には、令状なしで盗聴し、あるいはこの法案の手續に違反したときの罰則が不十分もしくは存在していません。二十六条三項三号の規定によりますと、重大な手続違法でなければ多少の違法は構わないというふうに読めます。これでは法の厳格な運用をすることにはならないのではないのでしょうか。

国会に対する報告にも問題があります。盗聴に

かかった費用が報告されません。物的な費用に加えて、盗聴に携わった捜査官の数、捜査官の人員費も含め報告しなければ、盗聴の対費用効果、これだけ予算をかけても効果が上がったかということを検証できません。納税者の立場からしてもこの点は重要で、国会が国民の立場から監視する機関であることを没却してはならないというふうに思います。

こういった点から考えまして、今度の盗聴法案にはさまざまな問題があるというふうに出ております。

組織犯罪のほかの法案にも触れたいと思います。時間がなくなりましたので、この点で終わりたいと思います。御清聴どうもありがとうございます。（拍手）

○杉浦委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○杉浦委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山本有二君。

○山本（有）委員 三先生、本日に御報告ありがとうございます。大変傾聴に値するいい御意見でございました。

まず、三先生それぞれに共通に御質問をさせていただきます。我が国で通信傍受の法律は現在ありません。しかし、現実には判例で許されております。これは平良木先生からの御指摘もございました。この点、この判例の、理由も含めまして、これを支持されるかどうか、この判例のありようを支持されるかどうか、お聞きいたします。

○平良木参考人 私は、かつて裁判所に二十年近く勤務しておりましたので、これはもう当然のことだと思っております。

○高田参考人 結論だけ申し上げますと、支持いたしません。

一番簡単な理由は、例えば令状の提示を、捜査

の必要のためにネグレクトしてもいい手続保障だというふうにしてしまったことです。令状の提示は、本来、憲法の要求する市民的権利の内容だと思っております。判例ではそれを解釈でもって認めてしまったという問題があるというふうには私は思っております。

○岩村参考人 私は、令状主義といいますが、令状ですべて強制捜査をやるということを判例が逸脱したというふうに出ております。

ですから、本日にこの法案が必要かどうかというところをここで慎重に審議して、判例が認めた厳格な規定以上に厳格な要件が必要かどうか、またそういう法律を成立させることができるかどうか、そういう点も慎重に検討していただきたいというふうに出ております。

○山本（有）委員 高田先生の、憲法違反で、判例は許されないと御意見の中身は前後の御報告からもよく理解できるところであります。

しかし、この高裁の判例をつぶさに見てまいりますと、非常に慎重にこの判決を下している。特に、寛政の刑罰の専用電話である疑いが極めて強くというように対象犯罪を限定されておられます。また無関係な会話が傍受されるおそれがある、また無関係な通話について立会人に直ちに傍受機器の電源を切断せられるというよううな、要件を厳格にしてこれを認めているということにおいて、私は、今回のこの通信傍受の法案の行方を示唆しているというふうに思うわけであります。

そこで、反対の高田先生にお伺いいたします。先生は、先生の御報告の中に若干ありました、特徴として、対象犯罪が極めて広いから、これは刑事警察のみならず、公安警察に資するように、意図されてないにしろ、しかし、立法化の後にはそういう運用がなされるのではないかと、このことではあります。まさにこれを、対象犯罪を究極に限定したという場合に許されないものかどうか、高田先生にお伺いします。

○高田参考人 まず、判例の立場は、確かにかなり要件は限定しております。しかし、法案は実は判例の要件をさらに緩めているということは押さえておかねばならないというふうに思うのです。だから、判例に対する評価と本法案に対する評価とは違ってくるということもあるかと思ひます。

それから、仮に究極に盗聴対象犯罪を限定した場合に、憲法違反という問題がなお起きるのかという御質問であつたかと思ひます。

それは、本来、法案の盗聴対象犯罪は極めて広いもので、いわば法案に対する評価ということではなくて、一般論として申し上げます。私は、それでも盗聴については問題があると思います。それは、将来の会話を盗聴の対象とするという盗聴自身の性格によつております。将来の通話というのは、それ自体どうしても特定できない性格を持つておりますので、そういう通信を対象とする以上、盗聴については、特に通信の秘密を絶対的な形で保障した憲法二十一条に反するといふ疑いはぬぐえないのではないかというふうに思います。

○山本（有）委員 午前中の参考人質疑で、京都の弁護士さん、田中先生が、会津小鉄会という地元民の暴力団と対峙したその経験の中から、このいわゆる通信傍受で得られた証拠というのはクリンビューだ、すなわち非常に清らかな証拠である、こう言われました。私も耳を一瞬疑ったんですが、実際、確かに、拷問による自白強要といううな、そういう比較論からするとクリンビューかもしれない。あるいはまた、欺罔して、だましてとつた、別件逮捕等々ではない。

さらに、プライバシーという個人の私生活対も人命だという比較考量論に立つ場合には、このクリンビューというものはまさにそのとおり表現だというように私は感銘を受けたわけであります。この通信傍受によつて得られた、すなわち強要のない任意の会話、そこに、生の会話というものの生々しさからくる証拠価値というものを認

められるかどうか、まず平良木先生から、共通にお伺いします。

○平良木参考人 私は、この証拠につきまして、言ってみると、物によつては直接証拠的なところは出てくるものでありますので、極めて証拠価値は高いものというふうに考えております。

○高田参考人 私は、証拠価値は高くとも、そもそも証拠とする資格がないというふうに考えます。生の形でまさに個人の真情を吐露するあるいは個人の生活の上で必要な会話をすることについて、それが秘密に警察によつて聴取されることは極めて重大なプライバシー侵害であつて、市民生活の正常な運営のために大きな障害になるものと考えざるを得ません。

○岩村参考人 証拠価値という言い方がいかどうかわかりませんが、証明力という点では強烈なものを持つてゐると思ひます。

ただ、問題はそのクリーンさでありまして、とる方が、捜査機関側がクリーンなのかという問題が逆に残るわけでありまして、その捜査側の手続的な問題性、先ほど私が述べた生身のままでのものが出てくるというのは、逆に言えば、犯罪に係ない場合には生身の人間の本来のものがつかまれてしまふわけですから、そういうものとの関係で、証拠としていいかどうかというのは、別の問題として判断すべきだというふうに考えております。

○山本(有)委員 岩村弁護士さんにお伺いいたします。

弁護士会の冊子、私も読ませていただきましたし、先生の御意見、傾聴に値するし、非常に細かく議論をいただいて感謝するわけですが、現実の犯罪の中に身の代金誘拐罪というのがございます。この身の代金誘拐罪の特徴は、営利目的が主でありまして、特に財産的なものを代償にしておるわけでありまして、すなわち、その身柄の安全性と金銭という対決であるわけでありまして。そのときには政治的なもの、公安的なもの、そういうものは全く含まれないと思ひます。

特に、この身の代金誘拐罪においては、被害者、誘拐される側の被害者というのとは、被害者でありまして、子供であります。吉展ちゃん事件を筆頭に、戦後、この身の代金誘拐罪が現実に、現在多発しております。そして、グリコ・森永に見られるように、また富裕層等々、これはもう必ず、被害者の周辺の人間、殺されたら困つてしまう親御さん、あるいはこの人がいなければ困るような会社等に、相手がわからないような形で郵便物及び通信がなされるわけでありまして。

もうこの犯罪の過程が典型的に決まつておるんです。それをみすみすわかりながら、この通信さえ傍受できたらこの犯人がどこにいるかわかるよというふうなときの身の代金誘拐罪というものに對するこの証拠力というのは大変なものがあるというふうな、そんな犯罪類型からして必要だと私は考えておるわけですが、この点についていかがですか。

○岩村参考人 今の御質問に直接お答えすることになるかどうかかわからないんですが、設例がなかなか難しくわかりにくいんですが、けれども、通常、身の代金誘拐の場合には、被害者側の同意があれば傍受する、今もう現にしているわけですが、そういうシステムになつておまして、この法案が成立するしないにかかわらず、傍受は可能であるというものが現実の運用ですので、それ以外の何か特別な例かは私はわかりませんが、申しわけございませんが、この法案がなくてもできるのではないかとこのように考えております。

○山本(有)委員 終わります。

○杉浦委員長 次に、細川律夫君。

○細川委員 民主党の細川でございます。私の方は、通信傍受法案についてお伺いします。

まずは、憲法との関連についてお伺いをいたします。先ほど高田先生の方からは、三十五条に違反するのではないかと詳しいお話がございましたけれども、二十一条との関連についてお伺いをしたいと思います。

二十一条の二項は、「通信の秘密は、これを侵

してはならない。」と、ずばりそういう規定になつております。したがつて、今回のこの通信傍受法案、この二十一条二項との関係でどういふふうに参考人の皆さんはお考えになつておられるのか、それだけでもお聞きをいたしたいと思ひます。

○平良木参考人 私は、憲法二十一条の通信の秘密というものは大変重要なものであると考えておりますけれども、これを絶対的なものであるとは考えておりません。すなわち、例えば公共の福祉による制約があるのでありまして、現実に、刑法の中にも一部制約するような、つまり通信に関するものを差し押さえるような規定があることも事実であります。

○高田参考人 通信傍受と憲法二十一条の関係ですけれども、今御指摘のように、憲法二十一条は、通信の秘密を絶対的な文言でもつて保障しております。もちろん、平良木先生がおっしゃいましたように、公共の福祉を理由とする内在的な制約はあるだろう。つまり、通信の秘密が憲法改正を待たないで、例えば法律により違法に制限される場合もあるだろうというふうに考えられることも有力であります。

しかし、私は、内在的な制約があるという場合、例えばこの程度の例外的な権利制限であれば当然憲法上も予定されているだろうというふうな、そういう場合にやはり限られるべきだろうと思ひます。しかし、通信傍受、盗聴というふうな重大な秘密の制限、権利侵害を伴う処分まで憲法の立案者が当然に予定していたというふうに解するのはやはり無理だろうと思ひます。

通信傍受を許すには、憲法二十一条自身の改正を待たなければなりません。ドイツでも一九六八年に盗聴が許されるんですが、その場合、憲法二十一条に相当する憲法規定がドイツにもあるんですね。ドイツでは、その憲法規定自身を改正して、法律の留保を許すという改正を行った上で盗聴規定を置いております。

あと、第二点ですが、刑法は、確かに百条で郵便物の押収についても規定しております。ただ

し、これは、仮に憲法の二十一条の内在的な制約の一つの場合が郵便物の押収だというふうに考えるのであれば、それは、いわば境界事例だというふうに言うべきであります。

過去に発信された通信物を対象とすることとか、被告人が発受信する郵便物を押収するとかいうのが基本的には刑法の百条の規定でして、この点は、盗聴についてはそういう制約はありませんので、盗聴はやはり憲法の内在的な制約を超えるものだろうというふうに思つております。

○岩村参考人 通信の秘密が絶対かということについては、やはり絶対ではなくて、内在的な制約があるだろうというふうには考えております。

ただ、ここで考えなければいけないのは、通信の持つ現代的意味でありまして、現代の社会では、過去以上に、通信というものが個人のコミュニケーション、社会を成り立たせる上で非常に重要な要素になつてゐる。そういう社会になつてきているところでの制約というのを考えると、それは、逆に言えば、非常に慎重に検討をしなければならぬ、そういう結論になるのではないかとこのように思つております。

○細川委員 それでは、次に、被疑者のプライバシー保護ではなくて、第三者のこの侵害についてどのように考えられるのかということについてお伺いしたいと思います。

これは、被疑者については、本法によりまずと、令状をもつて、それで通信が傍受をされる。しかし、その被疑者との相手方、あるいは家族とか、そういう者たちの通信が侵される、これは当然だろうと思ひます。

先ほど岩村先生の方からはその点についてお話がございましたけれども、そういう第三者の通信の秘密の保護ということについて、この法案はその課題については余り規定されてありませんけれども、これについて一体どのようにお考えなのか。

岩村先生はもう御意見ありましたから、お二人にちよつとお聞きしたいと思います。

○平良木参考人 私は、これは被疑者が専ら問題になると思いますが、場合によつては、第三者についても、これが犯罪にかかわるという意味で問題が出てくることあるだろうと思ひます。

しかし、犯罪に関連するものである限り、先ほども申し上げましたけれども、プライバシー保護を理由にそれが捜査できないというのは、これは何か本末転倒のような感じがちよつとしております。

したがいまして、この法案自体が犯罪捜査のための傍受というものを前提にしている限り、第三者についても及ぶ場合があり得る、あつても構わないだろうというふうに考えております。

○高田参考人 本来、盗聴というのは、通信です。二人の、例えば被疑者であれば被疑者と第三者、あるいは第三者同士の犯罪関連通信というものを傍受するもので、どうしても第三者というものが盗聴の対象に入つてまいります。そもそもそういう大きな問題を持つてゐるという点が一つであります。

もう一つ、あと、いわゆる犯罪に関連しない通話の傍受を行わないという点で、私は、通話の当事者と、それから通話内容のモデルとか典型というものを盗聴の目的との関連で予想して、具体的に執行するといふような制度にせめてなつておく必要があるんじゃないかと思ひます。

しかし、現実には、盗聴を開始してしまふと、途中で通話当事者が交代しないとか、通話内容が変更されないとか、どうしても試験的にあるいは確認的に聞いてしまふ。結局、盗聴の対象が広く及んでしまふというのが、例えばアメリカの実務の趨勢だといふふうに聞いております。実務では、無関連通話の傍受の完全な排除は現実には非常に難しいといふふうに聞いておられまして、その点でも、第三者の権利保護については非常に危ういものがあると言わざるを得ません。

○細川委員 次に、それでは、一緒に三點ばかりお聞きをいたします。

この法案には、盗聴についての一般的な禁止規定

定といふものがございません。電気通信事業法などにはそういう規定がありますけれども、罰則は軽い。公務員を特に重くするといふ規定もないわけでございます。

さて、こういう法案が提出されるならば、その前提となる、通信傍受をしてはならないという、盗聴はしてはならないという、そういう禁止規定あるいはプライバシー保護の一般的な規定といふものを当然規定をしなければいけない。これは岩村先生もそういうふうにおっしゃつていたわけなんです。私が、私もそういうふうに思ひますけれども、この法案の中に書くのが難しいといふことになれば、別の法律できちんと一般則を設けるべきだといふふうに思ひます。そういう通信傍受、盗聴の一般規定を設けるべきではないか、こういう点が一つでございます。

それから、この法案で、いわゆる令状に基づく通信を傍受するといふ、令状なしに傍受をした場合、この罰則規定を特に定めなければいけないんじゃないか。令状違反の捜査官に対する罰則規定、これを規定すべきではないかといふふうに思ひますけれども、これはどのようにお考えなのか。もし罰則規定を設けるならば、どの程度がいいのか。三年とか五年とか十年とか、いろいろありますけれども、どの程度かといふのが二番目です。

それから、通信傍受、盗聴が禁止、こういうことになるとなるわけですね。そうしますと、今現在、盗聴の機器類といふのが、製造あるいは販売がいわば野放しの形で、市中に出回つてゐるわけでございます。これらについてもきちんと取り締まりの、禁止の規定も設けるべきではないかといふふうに思ひますけれども、どういふ御意見か。

この三つについて、それぞれお聞きをいたしまし

す。

○平良木参考人 一般的な禁止規定がないということでありまして、確かにこの法案自体には盛り込んでおりません。

しかし、ほかの関連の法律で既に前提となつて

いるといひますか、一般に禁止されているといふことが前提になつて、この部分だけをこの法案によつて解除して、いこうといふように解釈されることになるのではないかと考へておられます。

それから、二番目の点であります。令状なしに傍受した場合に罰則がないじゃないかといふこととあります。

確かにそのとおりであります。これがもし捜査目的といふことであります。恐らく重大な違反といふことでありますから、証拠上、これを裁判では使うことができないといふことになるだろうと思ひます。まず、そういうことによつて排除されることになつてくるであらうし、そのほかにも、民事の損害賠償による請求といふことも考えられます。

それから、さらには刑法規定の適用といふことも場合によつては考えられるんじゃないかといふふうに思ひます。この辺の罰則がないこと自体が、必ずしもこの法案の致命的なところといふようにはならないように思ひます。

それと、もつといふいろいろな規制の対象があるのではないかと、実はそのとおりであります。そして、まだまだ恐らく広げることが可能であるだろうと思ひます。私も警察の現場サイドの方と何人か話したことがありますけれども、そのときに、これでは不十分だろうといふことを言つてゐる人がおりました。

そういうように、すべてこれで十分といふものではないかもしれません。恐らくその後、場合によつては手直しといふことを考へていくのが筋ではないかといふふうに考へておられます。

盗聴の問題に關しましては、これは今捜査のために捜査の機関が行うといふことでありますから、そこは必ずしも関連するものではないだろうといふように思ひます。

○高田参考人 私、基本的には細川先生の三つの御指摘に賛同いたします。

特別に補足することもないのですけれども、基本的に、先ほど意見として述べさせていだき

ましたように、法案では裁判官の令状によるコントロールが弱い、不十分であるといふふうに思ひますので、盗聴について、違法な盗聴捜査になつてしまふ危険性が強いといふふうに考へますので、特別な罰則ないし違法収集証拠として排除する規定を設けるのがベターであるといふふうに考へておられます。

それ以外には先生の御指摘のとおりだと思つておられます。

○岩村参考人 私も細川先生のおっしゃるとおりだといふふうに思ひます。

一般禁止規定を設けるといふことは、ある意味でいうと、この法律をどういふふう運用するかという立法者の意思をきちんと示すわけですから、そのことは非常に重要な点だと思ひます。

それと、令状なし傍受をした場合に罰則を設けるべきではないか。これも日弁連としては、五年以下の懲役といふ重いものを提起しております。

ただ、私はもう一つ、違法な盗聴をしたその捜査官の個人の責任といふものをどういふふう組織的に立てていくかといふ、民事の損害賠償もそうですが、結局職務熱心といふことで、その個人は賠償の中で責任を負わないといふ仕組みになつております。

アメリカなどでは、検察庁の方からマニユアルを出しているときに、もしこの法律に違反して盗聴した場合にあなた個人の民事責任も問われますよといふことを伝えているのです。

これはなかなか非常に重要な点で、心構えとして、現場にゐる人たちがそういう心構えを持つといふ仕組みになるのではないかと考へておられます。

あと、市中の盗聴等については、もう少し検討して厳しく当たるべきだといふことには賛成であります。

○細川委員 次に、裁判官の令状についてお伺いをいたします。

先ほど、高田先生の方からは、裁判官の令状発付について、いろいろ責任がとれるかどうかといふような観点からこの法案を批判されておられま

したけれども、この法案そのものは、裁判官が傍受令状を発する、こういうことで濫用の抑制を図つてゐるということなわけです。しかし、これにつきましては、裁判官が令状を出す場合、これまでのいろいろな刑事手続におきます裁判官の令状の発付状況を見ますと、ほとんど検察官あるいは警察官の言いなりに発付をされているのが現実ではないか、こういう声もよく聞かれています。

この裁判官の令状発付がほとんど言いなりの形で発付されるということになりますと、この通信傍受、盗聴の濫用の危険性というのは大変大きくなるのではないか、この危険性を抑制できないのではないか、こういうことになろうかと思えます。そういう意見も強く言われているわけなんですけれども、これについてどのように御意見がござるか、お三方にお聞きをいたしたいと思ひます。

〔委員長退席、橘委員長代理着席〕

○平良木参考人 私は、先ほど二十年間裁判官をやつてゐるというふうに申し上げましたけれども、恐らく私だけではなくて、やはりその令状については慎重に判断してゐるのだらうというふうに思ひます。

しかし、もし仮に言いなりになっているという批判が当たるとするならば、それはそれで確かにおっしゃられるようなことになるだろうという、その危惧も出てこないわけではないと思います。しかし、この令状の審査というものは事前なのではありませんし、事後的なチェックというのは十全の、例えば刑事裁判手続におきましてもそれ以外の国家賠償におきましても、いろいろな形でできるものでありますので、その点の事後的な救済ということも恐らく可能であろうというように考えております。

○高田參考人 確かに、捜査段階で裁判官の令状審査について批判があります。強制捜査の請求の却下率が極めて低いというのは事実であります。被疑者を勾留する請求につきましても、その却下

率は千に一つ、〇・一％ぐらいにとどまっております。ただし、請求権者の捜査機関側あるいは検察側が縛りをかけているという評価もございまして、基準が客観化しているというような評価もあつて、確かにこの点はちよつとなかなか評価が難しいところではあるかと思ひます。

ただ繰り返しますが、現実極めて請求却下率が低いという事実については、裁判官の令状審査が形骸化しているのではないかという批判を現実には免れないものだろうと思います。

私が意見で述べさせていただきましたのは、アメリカなどではそうなのですが、強制処分権限の主体である裁判官が、みずからの個人責任として、いわば市民に対する権利侵害を命令したみずからの行為についてきちんと責任を持つ、そのための詳細な資料を捜査官側に事前にも事後にも要求して、みずからの裁判の正しさというものを事前にも事後にも確認するという手だてをとっております。

そういうような立場、態度というものを我が国の裁判官も、例えばこの盗聴、通信傍受についてとるべきである、そのための具体的な立法措置は少なくとも必要ではないのかというふうに考えております。

○岩村参考人 裁判官の令状審査に問題があるのではないかというのは、本日配付させていたいただきました「座談会」と称する冊子をお読みいただければおわかりいただけると思います。その中でも問題になっておりますが、結論的に言いますと、捜査側が作成した資料を見て裁判官が判断するのは、その裁判官としては、慎重に検討しても一方、その資料のみで判断せざるを得ない、そういう仕組みの中にいるんだということをやはり認識しておかなければならないというふうに思います。

私は、そういう中で、現実の傍受をする場合の

第三者の役割割というのは非常に重要になる。ですから立会人とかそういうシステムの要素が重要になるといふふうに考えておりまして、日弁連としていろいろな検討して、第三者に裁判官がという

わけにすぎないでしょうし、それが適当かという問題もあるというふうに考えますと、何か別の機関をつくってそういう現実の傍受活動をチェックするというようなシステムも本当は検討すべきではないかというふうに考えております。

○細川委員 次に、この法案の第三条の傍受の要

件についてお聞きをいたしますけれども、その中で、犯罪類型が三つありまして、第二、第三類型につきましては、過去だけではなくて将来の犯罪についても傍受を認めているわけなのです。これは、犯罪の予防、情報収集を目的とする行政警察活動でありまして、捜査概念を著しく拡大をするという批判もございいます。特に第三類型は、過去の犯罪と将来の犯罪とが同一でなくて、もう過去の犯罪がこの法案の犯罪対象でなくてもよいということとで、この規定が濫用される可能性がある、こういう指摘がなされております。

これについて、もう時間もありませんから、簡単に、どういうふうにこの点について考えられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。簡単に結構です。

○平良木参考人 この点は、確かに規定の文言、内容からしますと、そのとおりでありますけれども、この程度のことでありますと、現行の裁判例の中でも恐らくここは許容されるんじゃないかというふうに考えております。

ただ、その許容した場合に、過去の犯罪ということを前提に現行法では組み立てることになりま
すけれども、そういったときに、その盗贖した内
容自体が公訴提起されるという、いわばねじれ現
象があるので、そのねじれを正すというのが恐ら
くこの真意ではないかというように考えておりま
す。

したがしまして、この程度のことは現行法の解釈のもとでも当然許される範囲じゃないかというふうに考えております。

○高田参考人 時間の制約がありますので、原則的なことだけ申させていただきますが、法案は、確かに将来の犯罪に対する捜査、盗聴、通信傍受

を認めております。

私は本来、刑事手続における強制処分というのは、具体的な証拠的基礎というものを持つ過去の犯罪事実、その主張との関連で命令されるものではないかと思ひます。具体的な証拠的基礎が現にあるという、そういう点に内在的に限定された過去の犯罪事実の主張と関係しなければならぬ。ここから、刑事手続上の、刑事手続上の強制処分の範囲もおのづと限定されることになつてゐる。しかし、予測による将来の犯罪の捜査についてはそういう内在的な限定が働きません。したがつて、将来の犯罪を対象とする通信傍受による権利侵害性というのは齒どめなく大きなものになつてしまふ危険を持つというふうに懸念しておられます。

〔橘委員長代理退席、委員長着席〕

○岩村参考人 私は細川先生御指摘のとおりだといふふうに思います。

ここで一言、違った点から申し上げておきたいんですが、今度の法案、三法案全体が事前予防的的な色彩が極めて強い法案になっております。安全ということ、事前に予防していこうという方向に一步踏み出した法案というふうに思っておりますので、今後のこういう刑事罰等を考える場合に、事前予防的な方向にこの刑事体制が向かっていっているのかどうか、社会というものを事前予防で、先手先手を打って、安全のためになら先に何かを抑制していくという、規制していくというやり方がいいのかどうかという点が、今度の法案に問われているのではないかとというふうに考えておりますので、その点の角度からもよろしく御審議いただきたいと思います。

○細川委員 三人の先生方、お忙しいところをおいでいただきまして、御参考の意見をお聞かせいただきまして、ありがとうございました。終わります。

○杉浦委員長 次に、漆原良夫君。
○漆原委員 公明党・改革クラブの漆原でございます。

きようは本当にありがとうございます。

まず、平良木参考人からお聞きしたいと思うんですが、先生がドイツにいらつしやるときの経験を話していただきました。麻薬と犯罪組織撲滅の立法と取り締まりをドイツが強化して成果を上げたというふうな話でございましたが、今回の通信傍受法案との関連で見えますと、今回は麻薬に限られていないということで、非常に広い犯罪が対象になっているということが一つと、それから、二人以上の共謀があればいいということで、組織性も要求されていないという、この点について先生の御意見があればお聞かせ願いたいと思います。

○平良木参考人 確かにそのとおりでありますけれども、しかし、これは考えてみますと、先ほど早口で申し上げましたけれども、やはり複数による犯罪の危険性と、それから、特に通信というのはそういうときに使われる可能性が極めて高いということも考えていきますと、その必要性が出てくるだろうというように考えております。

先ほど特にこれは申しませんでしたけれども、ドイツの立法につきましては、組織犯罪ということが重要なターゲットになっているところでありまして、それに対する徹底的な取り締まりのために、例えば秘密捜査官の制度が前からあるというふうな非常に思い切った制度をとっているというふうなところもあります。

以上であります。

○漆原委員 三人の参考人の先生方に共通してお伺いしたいんですが、今回の通信傍受法案では将来の犯罪に対する傍受が認められております。

現行法では、犯罪が発生した後に捜査が行われるということが刑事訴訟法上の大原則となっておりますわけでございますけれども、将来犯罪のための通信傍受が認められるということで、司法警察と行政警察との境界がいまいになるのではないかと、この点に關して三人の参考人の御意見をお伺いしたいと思います。

○平良木参考人 これも先ほど申し上げたところと若干重複することになるかもしれませんが、確かに、この文言からすると、将来の犯罪というように読むことが可能でありまして、これをめぐって例えば学界でも非常に反対があるというところは事実であります。

しかし、それでは、翻って考えてみて、将来の犯罪というのはなぜだめなのか、そのための捜査がなぜだめなのかというと、私は、これは恐らくこの対象の不特定さ、不明確さということにつながつてくる危険性があるからだというふうに考えております。

ところが、今度の法案を見る限りでは、これは極めて抑制的であります。その意味では、将来の犯罪ということが非常にクローズアップされて、どうもひとり歩きし過ぎているようなところがありますけれども、そういう、先ほど申し上げたような観点からしますと、この限度はまだこの立法として可能であろうというように考えております。

また、司法警察と行政警察という点に關しましても、私も従前は、今、先生がおっしゃられたように考えておりました。しかし、最近、この司法警察と行政警察の区別というのが概念的には非常にはっきりしますけれども、しかし、例えば職務質問一つとってみても、これが本当に行政警察なのか、あるいは捜査の端緒になることなのかという区別が実は不明なところがあります。

そういうことを考えていきますと、このところを金科玉条のように守っていくというよりも、むしろもう少し観点を変えた立場から考え直してみるのがいいのかなというところで、先ほど私は本の改訂を考えているということを申し上げたものであります。

○高田参考人 行政警察活動の重要な目的の一つが犯罪の予防であります。将来の犯罪に対する警察の調査活動がこの犯罪の予防のためであれば、情報収集の警察活動の結果というものを犯罪の抑

止に結びつけることによって、警察活動は全体として行政警察の枠の中でいよいよ完結することになります。

これに対して、将来の犯罪の捜査として行われる通信の傍受については、そもそも犯罪の予防にはなりません。むしろ犯罪の発生を待つものとなります。犯罪を予防してしましますと、検挙すべき対象がなくなってしまうので、もはや捜査とはいえないという関係にあります。

しかし、先ほど申しましたように、将来の犯罪に対する警察の情報収集活動が行われた結果、関係の犯罪の検挙に結びつくというところはあるでしょうけれども、そして、その情報収集活動の結果が刑事司法の場で利用されるということはあるにしても、それだけのことだろうというふうに思います。両者を厳格に区別すべきだと思います。

それだけでなく、将来の犯罪に対する捜査というものを認めてしましますと、先ほど申しましたように、目の前に犯罪が起きているのを警察官としては手をこまねいて待たなければならぬという、犯罪の予防という、それ自体極めて重要な行政上の課題がなおざりにされてしまし、そういう不正常さも持っているところだと思います。

法案はやはり、先ほど申しましたように、むしろ情報収集目的の警察活動の実質というものを不当に司法活動、警察活動の中に持ち込んでしまうことにならないかという懸念を、私は持っております。

○岩村参考人 司法警察が行政警察と違う一つの特色は、令状によって強制力を持つということですね。身柄を拘束する、あるいは捜索、差し押さえるをする、こういう強制力を持します。

そうしますと、行政警察と強制力を持つことのできる刑事警察の境界がいまいになって、予防的な方向にも入っていくことは、逆に言うところ、この強制力が行政警察の分野までどういう形で及んでいくのか、そういう問題にかかわってくるわけですから、この点はよく慎重に考えて、やはり峻別する方向性を目指すべきだというふう

に考えております。

以上です。

○漆原委員 高田参考人にお尋ねしたいと思うんですが、先ほど、裁判官によるコントロールが十分ではないかという観点から、別件傍受の問題とか実施中におけるコントロールの問題とかをお話しいただいたわけですが、この別件傍受の際、あるいは実施中におけるコントロール、具体的にどんなことを御提案されるのか。その辺、御提案の内容をお聞かせいただければと思います。よろしくお願ひします。

○高田参考人 別件傍受の問題につきましては、裁判官が事後に、別件について通信を傍受すべき理由と必要性あるいは相当性が本当にあったのかどうかチェックして、事後であれば令状を交付するという手続が必要であろうと思ひます。通信の当事者に通知がなされる限りで不服申し立てという手段もございしますけれども、すべての別件盗聴について、少なくとも事後に裁判官が令状を交付してコントロールを強く及ぼすべきだろうというふうに思ひます。

それから、令状の執行中ですけれども、例えば、令状の執行中についても逐一リアルタイムで傍受の経過、結果について裁判官に報告しなさいというふうな義務づけるような措置が私は必要であると思ひます。その結果に基づいて、通信傍受を取り消すといった具体的な権限も裁判官に与えるべきであると思ひます。

関連して申しまして恐縮なんですけれども、例えば、法案では、十日間の通信傍受期間の経過後に、さらに十日ないし二十日といった限度で再傍受というものが認められております。この再傍受の件につきましては、結局、十日間通信を傍受した結果、何の成果もなかったというふうなケースで再傍受が求められてしましうことになるわけですが、こういうケースは本来もともと傍受すべきケースではなかったにもかかわらず、必要があれば再傍受が許されるというふうな非常に抽象的な要件で裁判官は令状を交付しなければなら

せん。

盗聴の要件があれば、それだけで令状を発付しなければならぬという、これは逆に、裁判官のコントロールというものが十分には機能しないということを前提にしまったものではないか。少なくとも、十日間の期間なぜ傍受が実効性がなかったのかというようにをきちんと報告させるといったことをやらなければ、裁判官のコントロールというものは十分に機能しないだろうと思います。

○漆原委員 岩村参考人にお尋ねしたいのですが、通信傍受の要件として、犯罪の高度の嫌疑あるいは通信の蓋然性あるいは補充性、いろいろな要件が条文上書いてあります。この要件が、きちっと裁判所が、令状発付の際にこの要件を守っているかどうか。今までの捜索・差し押さえ令状の却下率が〇・一％だということを聞いておりますが、幾ら厳密な要件を課したとしても、その要件が守られなければ、裁判所によるコントロールというのではないわけですから、長年の弁護士経験から御判断いただいて、裁判所が果たしてこの要件を厳格に守っている体制かどうか。どうお考えか、お知らせいただきたいと思ひます。

○岩村参考人 この点が非常に厳しいわけでありまして、私も弁護士目から見ておりますと、裁判官として考えてみても、厳しい要件があった場合、捜査機関からある資料が提出されて、令状発付を求められる。それに対して、足りないといったときに、そのままそこでだめというふうに言えるかという問題なんです。足りないからもう出さないというふうになると、結局、捜査機関がいろいろ資料をそろえて持つてきて、ああ、やはり犯罪が起きているというふうに思う方向にその気持ちが高まるといいますか、機能が働いてしまう。そういうことになっているというのを非常に危惧しておりますので、法案で要件だけを厳しくしたから十分だ、安心できるというふうにはならないと考えております。

うふうに働かせるかということ、やはり慎重に見ていかなければいけないというふうに考えております。

○漆原委員 岩村参考人に引き続きお尋ねしたいのですが、今回、立会人について判断権を認められておられません。そういう意味では、検証令状よりも後退をしたというふうに言われておられるんですが、実際にこの通信傍受令状が非常に幅広く申し立てられることになっておるわけですが、その幅広い犯罪対象に、果たして立会人に相当かどうかの判断ができるだろうか。

立会人という人は、通信手段を管理する管理者という立場の人が立ち会うわけですが、この管理者が果たして本当に、捜査令状の内容を判断してストップをかけるかどうか、そういう大きな判断にそもそなたえ得るのかどうか、そういう判断をこの管理者という立場の人に与えていいのかどうか。この辺はいかがでしょうか。

○岩村参考人 先生のおっしゃるとおりだというふうに思います。

この傍受の範囲が非常に幅広くなつて、将来犯罪とかそういう問題の関連性まで考えられるとなると、通常の立会人による判断をせよというのは過酷であり、やはり無理があるというふうに考えております。したがって、もしこういうシステムをとるのでしたら、その犯罪というものをどれほど限定するかとか、あるいはその立ち会う人を適切な形態に変えるとか、そういうシステムにしなければ有効性が発揮できないのではないかと、そういうふうに考えております。

○漆原委員 最後にもう一点だけお聞きしたいのですが、岩村参考人でございますが、今回の法案では、違法収集証拠の排除が厳格な意味では使われていない。捜査機関は、やはり必然的に捜査を拡張していくわけですから、場合によっては、無意識においてもその力を越えてしまう危険性もある。しかし、弁護人の立場から見ると、そここのところが違法収集証拠全部排除ということになれば、それが結局、翻って捜査機関の通信傍受を抑

制する結果になるのではないかと。そういう意味で、今回の法案は厳密な違法収集証拠排除の原則が適用されていないことについて、私は若干の疑問を持っておりますが、参考人の御意見をお聞きたいと思ひます。

○岩村参考人 おっしゃるとおりでありまして、先ほども述べさせていただきましたが、法案の中で二十六条三項というところで、普通の違法、普通の違法というところですが、重大でない限りはそれを証拠とすることの道が開かれておりますので、この点はやはり重大な問題があるというふうに考えております。

○漆原委員 質問を終わります。三人の参考人の方、ありがとうございました。御苦労さまです。

○杉浦委員長 次に、達増拓也君。

○達増委員 自由党の達増拓也でございます。

平良木参考人に質問したいと思ひます。

冒頭、賛成の根拠として、ドイツにおける経緯、麻薬について、幾ら売人を押さえても、組織犯罪としてその背景を押さえない限り、イタチごつこのような格好で結局問題は根絶しない、組織犯罪のそういう特殊性にかんがみ、やはりそれに対応した専門立法をする必要があるという趣旨と理解したんですけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

○平良木参考人 そのとおりであります。

○達増委員 そこで、通信傍受法案の立法の必要性についてでありますけれども、裁判例との関係というところで現行法上対応できるケースもある、しかしやはり新しい立法が必要であるという必要性について、もう少し敷衍してお話をいただきましたかと思ひます。

○平良木参考人 先ほども申し上げましたように、裁判例によつて通信の傍受というのは一定限度で認められているわけでありまして、しかし、その根拠につきましても、これは非常に多岐に分かれていて、肯定する側においても見解の対立がある、もちろん反対もあるということでありまして、そして、そのことを前提に、今度は要件を考えて

いくということになると、その前提によつてさらにその要件が異なってくる可能性が出てくるということでもあります。

そういう争いがあるのだとすると、むしろ根拠を明らかにすることがまず大事であつて、そしてそれに基づいて厳密な要件を定めていくということが、結局は電話傍受の限界を明らかにすることになるという意味でも必要なことだと思ひます。

○達増委員 さらに平良木参考人に質問いたしますが、根拠の明確化と要件の整備ということ、もう少しそこを敷衍して説明していただきたいと思ひます。

組織犯罪を列挙することによつて根拠を示し、それに対応した要件というものを示していると思ひますが、どこまでを入れるかということについてはいろいろな議論があると思ひますが、その基準をどのように考えればよいとお考えでしょうか。

○平良木参考人 もうひとつ御質問の趣旨が明確につかめないのではありませんが、例えば要件を考えている場合には、これは例えば、だれが請求して、あるいはどの日数で傍受を認めるかという問題が出てまいります。そういったときに、そのところはまず一般の令状、つまり検証なら検証、捜索・差し押さえなら捜索・差し押さえるの限度で認めるということにならざるを得ないわけでありまして、御承知のとおり、裁判例は今のところ非常に抑制的であります。

しかし、これはどこまで認めるかということになりますと、これは具体的な事案を通じて認めていくということになるわけでありまして、このところの要件というものは、例えば諸外国の要件を前提にしてこれを慎重に検討した上に個々具体的に定めていかなければいけないところだろうというふうに思ひます。

そしてまた、この犯罪対象につきましても、確かに限定する方向ということも考えられるわけでありまして、しかし、逆にこれでは足りな

いという問題も当然出てくるだろうと思います。そういつたときに、諸外国の立法傾向を見ていきますと、まず法定刑によってこの限度であるというように定めている立場と、それからもう一つは、日本のように、犯罪を具体的に特定してこの限度だというように定めている、そういう双方のやり方があるわけであります。

そういつたときに、その程度で十分かといえますと、これも先ほどちょっと申し上げましたけれども、警察の現場サイドで問題にしたのは、例えばのみ行為を電話で広くやっていると、こういふときに、電話一本で何千万というお金を動かしている、これを盗難できないじゃないか、これは盗難でなければ恐らくほとんど検挙不可能になつてしまふ、こういう問題があるんだということを指摘されております。しかし、このところは、現実の問題として盗難の対象になつていないというわけであります。

そういうように、どういう犯罪を対象にするかということについては、これはまだいろいろ考える余地があるだろうと思われまふけれども、ここは恐らくいろいろな形で今後の課題になるんじゃないかというようにも考えているところでありまふ。

○遠増委員 では、続いて高田参考人と岩村参考人にこれは同じ質問をさせていただきます。

先ほどから取り上げられております司法警察が行政警察かという、将来犯罪に関する通信傍受というものの性質についてなんですけれども、組織犯罪の特殊性として、犯罪の継続性といひますか、繰り返して同じパターンで犯罪が行われ、かつその一つ一つの行為者が違ふ行為者であつたとしても、同じ人物なり組織なりから命令が出ていて、そうした背後を押さえない限りきちつとした捜査にならないという問題点があると思ふんです。そうした組織犯罪の特殊性という観点から、伝統的な捜査概念というものに疑問が突きつけられていふところもあると思ふんですけれども、その点について、御意見を高田参考人と岩村参考人

に順番にお聞きしたいと思います。

○高田参考人 組織的犯罪の中核の一つであるのが薬物事犯なんですけれども、確かに薬物事犯については反復性あるいは組織性があるというふうな言われまふ。ただ、反復性、組織性があるというふうな言われまふ場合、逆に、既に過去の犯罪についての嫌疑があるということも言えるわけであり、過去の犯罪の捜査という枠の中で検挙の実を十分に上げることも可能であらうというふうな思ひます。反復性、組織性、それ自体が将来の犯罪に対する捜査それ自体を必要とさせるというふうか、多分そういう関係にはないのだからというふうな考へております。

先ほど申しましたように、刑事手続上の権利侵害の処分と申しますのは、現実に存在している具体的な証拠に基づいて過去の犯罪を根拠にするという形で内面的にその侵害の範囲というものが決まつてまいりますので、刑事手続上の権利侵害というものは極めて強いかつ深いものにならざるを得ませんので、今申しましたような、過去の犯罪の捜査に限定するという形で、許される強制処分の内容について厳格な縛りを、あるいは絞りをかけていくということが必要であらうというふうな思つております。

○岩村参考人 繰り返して同じ犯罪が行われるというのを御指摘になりました。覚えい刑事犯は確かにそうだとおもうに思ひます。この法案でいひますと、第三条一項の二号のイといひのは、これは今おつしやられた犯罪なんですけれども、口は若干これに近いことは近いんですが、少し違つております。

三号は、明らかに違ふ形態の将来犯罪を目標しているものでありまして、この通信傍受の対象となつておる犯罪ではないんですが、ある犯罪が行われたときに、その犯罪は捜査機関はつかんだんだけれども、これは将来殺人をするための前提犯罪だ、したがつて泳がせておいて、殺人をするという確証を電話傍受でとうとうというものなんです。起きた犯罪について電話傍受をとうとうという

のではなくて、次にやる殺人という犯罪の証拠を裁判になる前にそろえておこう、こういう、犯罪が発生する前に証拠をそろえるという不思議な形態になつていふんだということもちょっと申し上げておきたいと思ひます。

したがつて、そういう意味では、捕まえられるのは泳がせておいて、その後ろにいるのを何とか探りたいというための手法、泳がせというふうによく言われておりますが、そういうものだといふことが一つの特色であります。

それともう一つ、令状が発付されて、今まで覚せい剤事犯でいろいろ捜査が行われたわけですが、事実としては、大物は捕まつておりません。

それで、法務省等が事例として出している、電話が使われたという事例であっても、本当に盗聴があればその事案は防げたのか、あるいはもつと的確な捜査ができたのかということについては、法律ができていない限りはそういう定かでないことは言えないといひのが今まで法務省が私どもに説明してきたことの内容でもありますから、そういった点で、こういった点の検証といひのは非常に難しいといひうに考へております。

○遠増委員 私の質問、これで終わります。ありがとうございました。

○杉浦委員長 次に、木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫でございます。三人の参考人の先生方、本当にありがとうございます。

私も通信傍受に関して集中的に聞きたいのですが、この問題の一つの大きな問題は、やはり刑事警察としての日本の警察のあり方から、行政警察への変質、変貌だといひうに思つていられるわけでありまふ。

まず、平良木参考人にお聞きしますが、先ほど御答弁になりました。捜査概念の修正を迫るものだとおつしやられました。恐らくそれは、司法警察から行政警察への変化といひ意味のことであらうかと思ひます。そこでまず、先生がお使いになつていられる、この

レジュメにある司法警察の本質は何か、行政警察の本質は何か、両概念の基本的違いは何かという点をお聞きしたいのです。

これに対して、先ほど岩村参考人から、その違いの一つの中心は、令状が発付されて、強制力を持った警察活動になるか否かだといひ点が指摘されました。私もまことにそのとおりだと思ひます。事実上、司法警察といひ名をかりて、強制力を令状でもつて、やつていふことが行政警察だ。行政警察といひのは本来、市民、国民の理解と同意の上にやるべき性質の警察活動だと思ひます。やはり峻別が必要だと私も思ひます。先ほどの岩村参考人の立場と私も同じなのですが。

そういうことも踏まえて、この問題に先生としてはどういふ立場なのか。両基本概念の違いと峻別が必要ではないかといひ指摘に対して、先生、どう答えられるのか、お聞かせ願ひます。

○平良木参考人 おつしやられるとおりであります。私も従前は、捜査といひものは、嫌疑があつて、その上で犯人と証拠を捜査するといひのが本来でありまして、それが司法警察の役割だといひうに考へておりました。また、別に、犯罪を予防ないしは鎮圧するといひものは、これは行政警察の範囲に属するものといひうに理解しておりました。その点はまことにそのとおりなわけ

です。

そこで、さて、そのことを前提にいろいろ考へていきますときに、いろいろなことがありまふ。例えばオービスⅢといひ、高速道路で車がスピード違反をしたときにばつと光つてやるものがありまふ。あれは捜査のために使われることが非常に多いわけでありまふけれども、実は、犯罪があることを前提にあらかじめ備えていふものではないかといひうことであります。さらに、例えば、違法なデモが予想されるといひうときに、警察の方で、私は裁判でたくさん扱つてきましたけれども、探証班といひのをつくりまして、カメラを構えて待つております。そういう、待つていふ行為といひうのが、これは実は犯罪を前提にしていふもので

はないわけでありませうけれども、これができないかということなのであります。

そうすると、いわゆる司法警察というのは、確かに捜査ということが前提になって、しかも捜査というのは、従前は嫌疑があるということと前提に現行法は組み立てられておりましたけれども、今の現状というのは、もうそこを超えてしまっているものが幾つか入ってきているんじゃないかということでもあります。

このことを肯定するかどうかということが改めて我々につきつけられる問題ではないか、その延長の上で今度の法案も考えなければならぬということでありませうけれども、今度の法案に關しましては、確かに表現はそのとおりであります。しかし、これは、もとより従前のやり方に幾つか問題があると言われているところにも関連しまして、今の検証の方式でやるということになりますと、確かに過去に生じた犯罪を前提に行っております。その意味では、これは現行法にかなったやり方をやっているわけでありませう。しかし、実際の公訴提起というものをみますと、その検証の根拠になった被疑事実が起訴されているわけではなくて、現実に盗聴されたそのものが起訴されているということがあつてあります。

これも、なぜそうなるのかということについて幾つか理由が考えられますけれども、そのことはともかくとして、そういう現状が悪くはないということになるとすると、それはむしろ今のようないやうな方を前提にするというよりも、もう一つ見方を變えて、その限度で電話の傍受を許すというののも一つの考えじゃないかというように変わつてきたということでもあります。

○木島委員 今の件に關して、先ほど参考人は、司法警察と行政警察の区分けの問題に關して、憲法の制約に触れなければ、法律がきちつとできれば、行政警察的な活動に対しても令状を発行して強制処分してもいいのではないかとのお考えだと思つておる。しかし、きょう配付されております日弁連からの「よくわかる通信傍受法・組織

的犯罪対策法」の八ページのところにあります。が、憲法三十五條を指摘しております。これは将来犯罪に対して盗聴できるという問題に対する意見なんです。が、「憲法三十五條は、令状は「正当な理由」に基づいて発せられなければならない」と規定している。「正当な理由」に犯罪の発生を認め、この規定は憲法違反の規定」となるという文言があります。

改めて憲法三十五條を見ますと、これは搜索・押収の規定であります。が、「何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三條の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されぬ。」要するに、明示性という問題がやはり根本問題としてあるわけなんです。

午前中の参考人の一先生からも、明示性というのはやはり大問題だという指摘がありました。まさにこの通信傍受法、きょう時間がなから細かい私は述べませんが、この明示性が非常に崩れているという大問題があるわけですね。憲法三十五條の搜索だと先生もおっしゃられますが、搜索的要素があると。そうすると、やはり明示性という問題は避けて通れない。それは単なる法律をつくらばいいものじゃなくて、憲法三十五條のこの制限、制約をクリアできなければ、やはり違憲だというそしりを免れないと思うのですが、参考人の御意見、どうでしょうか。

○平良木参考人 おっしゃられるとおりであります。私も基本的にそのように考えております。ただ、一つは、憲法の規定を見る場合に、令状主義と言われるものには、対人的なものとして三十三條があります。そしてもう一つは三十五條があります。三十五條の文言というの、これは三十三條の文言との兼ね合いで考えていかなければならぬのだらうと思つておるわけなんです。

そういうときに、三十三條は、確かに犯罪の嫌疑ということ、これはどう見ても前提にして

おります。しかし、三十五條は必ずしもそういう文言を使つておりません。先ほど先生がおっしゃられたとおり、「正当な理由」ということで言葉を置きかえておられるわけでありませう。もし、これが必ず、絶対にいわゆる嫌疑ということと前提にするならば、そのことを前提にするということもあつてよかつたのではないかと気がいたします。

そのことはともかくとして、先ほど先生、明示性の問題だとおっしゃられましたけれども、私も全く同様に考えております。そういうときに、将来発生する犯罪について令状を発するということにつきましては、一般的にそのような問題が生じてきます。したがって、私もそれはできないと考えております。

ただ、今度の法案を見ましたときに、これは極めて限定があるんだ、例えば過去に同じような犯罪があるとか、そういうことが前提になつてい限りは、これは明示性に特に欠けることはないのではないか、その限りで、この法案は肯定できるのではないかと考えているということとであります。

○木島委員 その問題で岩村先生のお考えを聞きたいのですが、二つ聞きたいのです。

一つは、今、限定があると平良木先生おっしゃいましたが、それに対しての岩村先生のお考えと、先ほど平良木先生の方から、刑事司法警察と行政警察の峻別、区分けが現実の問題としては境界線がいまいちになつていではないか、スピード違反の問題しかり、ほかの問題しかり、そういう現実を肯定するかどうかこの法案によつて問われていんだという指摘がありました。こういう指摘に対して、岩村先生は、先ほど峻別が必要だというお立場でしたが、どう考えているのか、お聞かせ願ひたい。

後者の問題を、高田先生、どう考えているのか。高田先生の先ほどの陳述をお聞きしますと、警備公安警察の活動を司法の場を利用して与えてはならぬという立場だと思つて、やはり峻別し

なければいかぬという立場だと思つていますが、改めて、平良木先生から提起されたその問題についてのお考えを聞かせてください。

○岩村参考人 憲法三十五條によりまして、結局、物の特定と場所の特定というのが必要になつてくるわけですが、この盗聴法で難しいところは、物というのが特定できるか、そもそも会話というものは特定できるかという、これはもうまず大前提にあるのです。会話そのものがこれから起きることです。ですから、これから起きることを特定できるのか、これは普通はなかなか至難のわざだ。その人が何か、これはどうやっていたんだから今度もやるだろうということ、どうやると何か少しおぼろげに、会話があるかなという限定が来る程度で、会話の性質としては、特定というのはかなり困難だ。

その特定が困難な上に、今やつてい犯罪でない、今度それから発展するかもしれないしやるかもしれないという将来の犯罪についてまた特定しろというふうになると、二重三重にこういうふうな抽象的になつていくわけですから、物の特定という意味でも非常に厳しい。

場所の特定でもそうですね。電話といふけれども、電話といふのはいろいろな人がかかつてくる。物で考えますとアパートの一室というふうになるわけですが、電話がかかつて、四六時中聞くとすると、その場所というのは一体何なのか、携帯電話になつたら場所とは何なのだという問題になつてくるわけでありまして、そういう意味でも非常にあいまいだといふに考えております。

それともう一つ、行政警察と刑事警察の点でいまいちになつてきて、最近、行政警察の方面で、人に対して、信頼と合意というふうにおつしやられました。そうではなくて、ある意味で強制力を用いる場面が時々出てきて問題になつております。そういうときに、そういうものがあるから、ある意味でいふと、刑事警察と行政警察の峻別をやめて、その垣根を外して少しルーズにしてい

んだという方向に行くのか、そういう危険な事態も一方であるから、峻別をもう一度きちんとした上で、刑事警察は刑事警察、行政警察というのは市民と一緒にいろいろな日本の社会の安全を守っていくんだ、こういう形の二つの峻別をもう一度やり直すということをしなさいと、逆に危険なのではないかというふうに考えております。以上です。

○高田参考人 御質問の御趣旨は、例えばオービスⅢですとかあるいは車中のすりのいわゆる迎撃捜査というふうに申しますが、そういった捜査活動が行政警察と司法警察の峻別論では説明できないじゃないかという、多分、それを峻別論の立場からどう説明するんだという御質問であつたかと思うのですけれども、私は、問題にされているケースは、いずれもいわば事実上現行犯逮捕、現行犯でないとか検挙できない、あるいは検挙が非常ににくいケースなのですね。ですから、そういうケースが前提になっているということ。かつ、行政警察活動として行われている警察活動の延長線上に、流動的な形で犯罪の検挙、捜査の司法警察活動に発展していくというようなケースがある。

私は、車両のすりの迎撃捜査にしてもオービスⅢにしても、結局はそういうものだと理解すべきだろう。やはり途中までは、法的にはあるいは権限の上では行政警察活動として許されていることであり、行政警察活動として許されている権限しか認められていないのです。

ただし、犯罪の特殊性からして、捜査に変わる時には、変わる時点があるのですが、それはいわば現行犯として逮捕してしまうときとしかなく、そうすると、行政警察活動がある時点から突然に司法警察活動に変わるといことは、やはりこれは現実にはある。行政警察活動というものの横の広さによって、行政警察活動というものの横の広さによって、私は、両者の峻別論が意味を持たないものと思っております。両者の峻別論は、あくまでも行政警察ないし司法

警察における警察の権限の違いというものを法的に區別し説明するための理論であつて、この理論の持つ意味はなお大きいというふうに考えております。

○木島委員 ありがとうございます。終わります。

○杉浦委員長 次に、保坂展人君。

○保坂委員 社会民主党の保坂展人です。

まず、高田参考人にお聞きしたいのですが、午前中の質疑で、渥美東洋参考人にアメリカの最新の例を伺いまして、バリー・スタイン・ハードさんが最近来て、日弁連でアメリカの状況を語っていただいた中に、例えば、デジタル技術に通信が変わっていく中で、デジタル通信に盗聴装置を義務づけたら、あるいは携帯電話にその携帯電話の場所を特定できるシステムを組み入れていく、あるいは移動盗聴といつて、まさに私なら私の家の電話じゃなくて、私の事務所の電話だったり、あるいは党の電話だったり、あるいは関連する友人の事務所、つまり、使うだろうという電話すべて盗聴できる、かなり拡大を続けているというところについては非常に懸念を示された。渥美参考人も懸念を示されたわけなのです。

つまり、デジタル技術の飛躍的な向上ですね。昔なら考えられないことですが、例えば、今一軒の家の会話を驚くほど小さな容量のチップにおさめるということも、日ごとに向上していますから、先ほど参考人がおっしゃった、対象犯罪が広い中で、例えば内乱罪というのがあつて、警備公安警察が、その対象であれば、市民団体、労働組合、あるいはNPOなども対象として、すべて聞き続ける、いわばそういう危険があるのじゃないかということをおっしゃったと思うのですが、技術の飛躍的な拡大と絡めて、そのあたりをもう一言お願いします。

○高田参考人 一般論としまして、科学技術の進展による捜査活動の広がり、あるいは科学技術の進展による捜査技術の進展に伴う権利侵害の広さ、深さというのは現代的な問題として非常にあ

るところであります。

私は、むしろその点については、基本的には憲法の制約というものがかかってくるというのか、憲法の制約をどこまで厳密に考えるかということに基本的にはかかってくるだろうと思います。我が国の場合、ドイツに比べてもアメリカに比べても、盗聴に対する憲法的規制というのは一番厳しいんですね。

と申しますのは、ドイツについては先ほどちよつと申しましたけれども、憲法二十一一条に当たる規定というのがございます。ドイツではそれに法律の留保がついております。つまり、法律を制定すれば通信の秘密を制限してもいいということが明文で、憲法を改正して定められております。日本ではそれがありません。絶対的な規定です。ただし、ドイツでは憲法三十五條に相当する規定がないんですね。

アメリカでは、むしろ憲法三十五條に相当する規定があります。憲法二十一一条に相当する規定はございません。そのために、アメリカでは傍受対象の特定とかいうものが問題になっておりますが、アメリカの場合、蓋然的な理由があれば盗聴してもいいというような憲法的規制がかかってまいりますので、どうしても広くなるんです。しかし、この蓋然的な理由という文言は、日本の憲法三十五條にはありません。要するに、日本の憲法の盗聴に対する規定が一番世界でも厳しいんです。

私は、この憲法の規制が日本が一番厳しいということ、やはりこういう盗聴法案を考える際には基礎に置くべきことだろうというふうに思っています。

○保坂委員 次に、平良木参考人にお聞きしたい

んです。この法案の中で、いわゆるマネーロンダリングに関する部分なんですけれども、例えば、窃盗ないし別の犯罪によって収益を得た、これは隠匿した場合にまた隠匿罪ということ、今までは不可罰的事後行為というふうに処理をされていたもの

が、隠匿罪と。隠匿罪というのは具体的に考えてみてどうですかという議論を一年ほどしたんですけれども、例えば、押し入れの中に置いておくというのは隠匿に相当せずに、押し入れの屋根裏に置いたら隠匿かと。つまり、非常にあいまいな

んです。さらに、このあたりは突っ込んだ議論が必要かと思うのは、混和財産という規定がございます。この混和財産というところは、犯罪収益と正当な事業活動の収益がいまじつたものですよということですね。

そうしますと、例えば、暴力団の組員が正業に戻らなければならぬというふうに、いわば足抜けして、市民社会に戻るために店を開く。焼き鳥屋でもいいですよ。その場合に、組長からせんべつをもらった、百万円から百万円ももらった。それは果たして犯罪収益なのか、その組の一定の事業活動によって得た収益なのか、なかなかわかりませんよ。

あと、時効の問題もあると思うんですね。公訴時効、例えば窃盗なら七年と。ところが、その後、押し入れの屋根裏にそのお金を隠しちゃうと、あるいは預金すると、もう一回これは隠匿罪というふうになる。あるいは、情を知って七年前に窃盗で得た金をもらう、そうすると犯罪収益収受罪がまたそこで成立するというふうになると、際限なく訴追できていく。

ということは、確かにそれは厳しくなりますが、結果として、日本の暴力団などをさらにマフィア化させてしまふんじゃないか、いわゆる治安はより悪くなるんじゃないかと私どもは心配をしているんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○平良木参考人 マネーロンダリングの点であります。これは確かに隠匿というところは問題にされております。

しかし、例えばこの隠匿というものにつきましても、金銭ではありませんけれども、犯罪あるいは証拠、こういうものが対象になることがありま

すので、こころ辺がどこまで認められるかということにつきましても、これはもう具体的な事例が起きて、それに当てはめて、そして、そういう集積を待つ以外にないだろうという気がちよつといたします。

問題は、例えば混和財産とか、それ以外のものについて没収することができるといふことであります。これは従前、少なくとも現行法の解釈であります。犯罪事実というに非常に厳密に限定されているわけでありましても、逆に、そこら辺の規定が非常に厳しいために、少し混和してしまふとどうできないかということが指摘されていたところでもあります。

私が裁判官の当時やつた事件の中に、のみ行為があります。こののみ行為によつて例えば収益が何千万といふことでありますけれども、現実には訴された事実との関係で、これが極めて限定されてしまふ。そういう収益があることがわかりながら、現実には没収できないといふことがあつたわけでありま。

こういう組織犯罪の場合に、利益を上げようといふように考へていふところでは、そういう利益を上げることが徹底的に根絶しなければいけないといふことでありますから、何らかの方法によつて逃れる方策をあらかじめ断つておく必要といふのは、これはあるんだらうと思つたわけです。

こころ辺の立法につきましても、これは我が国だけではなくて、こころまでいくと、刑事手続ではなくて、むしろもつと民事的な考え方を導入すべきだといふ考えもあるやうであります。その意味でいいますと、暴力団の資金源になるやうなものを野放しにすることはむしろマイナスになつてしまふ、そのための方策を徹底的に考へるといふ意味では、まだこれでも手ぬるいといふ考え方も恐らく出てくる余地はあるだらうと思つた。

○保坂委員 それでは、最後に岩村参考人に伺います。

私も、これはもう日本の刑事政策を根本的に転換する大法案だ、したがって本当に徹底した審

議も必要だといふことで、こころ二年間ずっと議論してきた。今の点なども含めて、例えば、隠匿自身が罪になるんだつたら、窃盗で得た収益は飲み食いでも使ひ果たして遊興しちゃつた方がいいといふふうにも言えるんですね。だって、預金したり隠したら、もう一回そこで時効も切れちゃうわけなん。そういうところがどういふふうに整理されて体系化できるのかといふ問題。

さらに、本当の意味で組織犯罪対策という要件がかけないわけですね、マネーロンダリングも、それから通信傍受も。組織犯罪対策といふことを見ると、組織は別に条件じゃないといふことを見ると、どうもこういう手法を我が国に取り入れていくためには、今の警備公安警察といふのを大改革しなければならぬんじゃないか。

最近、グリーンピースの垂れ幕を下げたといふ事件がありましたけれども、これなども、グロース・スタンダードとよく法務省も言つておられましても、日本だけとめ置かれて十日間拘留されて、さらに、名簿、振り込み伝票の一切を押収したんです。これは世界のグリーンピースは驚いていゝるわけですね。日本といふのは何という国なんだ、警察国家か、こういう声も上がつていゝるので、そういうことについて一言岩村さんの御意見を願ひします。

○岩村参考人 直接どうお答えしていいか、なかなか難しい問題なんです。今回の三法案自体が、今までの日本の刑法の考え方、刑事訴訟法の考え方を根本的に変へます第一歩になるという点は間違いないといふふうに思つております。

ですから、例えば、今までは窃盗といふものは十年以下といふ非常に重い懲役になつていゝる。罰金もないわけですね。その理由として、一つには、窃盗をして、その後使つたり、その金を使つていろいろするといふことも含めて窃盗といふものを処罰するんだ、こういう概念で、財産犯といふものはそういうふうにして言い切つてきたんです。これからはその後ろも処罰されるという

ふうになると、今までの窃盗といふものは一体どうなるんだという、学者がどう考へるかわけじやなくて、現実には、今までの処罰範囲といふのが、これからは一体何を根拠に処罰するんだという問題が出てくる。

また、先ほど来から議論されていゝる予防の問題、刑事法が予防的な方向に行つていゝかといふ問題とか、そういうものがさまざまありまして、この法案は、これからの日本の刑事法のあり方、ある意味でいゝと人権を抑へてでも社会の安全を守るという方向に思ひ切つて進み出すのか、社会の安全とは一体何なんだといふことが問われてくる時代になるのではないかといふふうに考へております。

○保坂委員 一点だけ、平良木参考人に伺ひます。

午前中も聞いたのですけれども、アメリカのFRBは、いわゆる国際的な合意であつた、疑わしい取引を見た場合に金融機関が届け出る義務といふものを法制化しようとして、数十万通に及ぶ投書、プライバシー侵害だ、それからそれぞれの金融機関等はやつたられぬといふ声もあつて、これにやつて大きく六月のドイツ・サミットでの議論も動く、つまり前提を欠く話になるだらうといふこともあるので、その点についてだけ、簡単に伺ひます。

○平良木参考人 私は、この届け出義務につきましては十分に検討をしておりますが、しかし、疑わしいものについて、例えばこれをそのまま放置しますと、全然だれの目にも触れないといふことであります。

例えばドイツでは、私が留学したときに少しまとまつたお金を持つていゝたことがありましたが、これもやはり銀行独自で調査して、その結果を届けるんだといふやうなことを言われております。

これはやはりある意味では慎重にしなければならぬといふところがあるだらうとは思ひますけれども

も、しかし態様といふのが恐らく非常にさまざまいろいろありますので、具体的にどうだといふことではなくて、一般的に認めておくといふことある意味ではやむを得ないかといふふうに考へております。

○保坂委員 この議論をリードしてきたアメリカが国内立法を撤回する、こころいう段階なので、私どもは、こころいう法案はもう法制審差し戻して、徹底的にもう一回出し直すべきだといふ主張であります。

参考人の皆さん、ありがとうございました。終わります。

○杉浦委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位におかれましては、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。(拍手)

橘康太郎君

○橘委員 議事進行について発言を求めます。(発言する者、離席する者多し)

ただいま議題となつております各案審査のため、その審査中、参考人の出席を求め……(発言する者多し、聴取不能……(聴取不能))

○杉浦委員長 ただいまの動議に賛成の諸君の起立を求めます。(発言する者、離席する者多し)

(賛成者起立)

○杉浦委員長 起立多数。よつて、動議は成立いたしました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十三分散会

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

目次
第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の没収等(第三章―第十七条)

第三章 没収に関する手続等の特例(第十八条―第二十一条)

第四章 保全手続

第一節 没収保全(第二十二條―第四十一條)

第二節 追徴保全(第四十二條―第四十九條)

第三節 雑則(第五十條―第五十三條)

第五章 疑わしい取引の届出(第五十四條―第五十八條)

第六章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助手続等(第五十九條―第七十四條)

第七章 雑則(第七十五條・第七十六條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、組織的な犯罪が平穩かつ健全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることにかんがみ、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪による収益に係る没収及び追徴の特例並びに疑わしい取引の届出等について定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「団体」とは、共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織(指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下同じ。)により反復して行われるものをいう。

2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。
一 財産上の不正な利益を得る目的で犯した別

第一類第三号

法務委員会議録第九号 平成十一年四月二十八日

表に掲げる罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。)により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

二 次に掲げる罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば、ロ又は二に掲げる罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。)により提供された資金

イ 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第四十一條の十(覚せい剤原料の輸入等に係る資金等の提供等)の罪

ロ 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第十三條(資金等の提供)の罪

ハ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一條の十三(資金等の提供)の罪

ニ サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成七年法律第七十八号)第七條(資金等の提供)の罪

三 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第十條の二(第一項の違反行為に係る同法第十三條第三号(外国公務員等)に対する利益供与等)の罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば、当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。)により供与された財産

3 この法律において「犯罪収益に由来する財産」とは、犯罪収益の果実として得た財産、犯罪収益の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他犯罪収益の保有又は処分に基づき得た財産をいう。

4 この法律において「犯罪収益等」とは、犯罪収益、犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産

とこれらの財産以外の財産とが混和した財産をいう。

5 この法律において「薬物犯罪収益」とは、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。)第二

条第三項に規定する薬物犯罪収益をいう。

6 この法律において「薬物犯罪収益に由来する財産」とは、麻薬特例法第二條第四項に規定する薬物犯罪収益に由来する財産をいう。

7 この法律において「薬物犯罪収益等」とは、麻薬特例法第二條第五項に規定する薬物犯罪収益等をいう。

第二章 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の没収等

(組織的な殺人等)

第三条 次の各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動(団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。以下同じ。)として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、当該各号に定める刑に処する。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第百八十六條第一項(常習賭博)の罪 五年以下の懲役

二 刑法第百八十六條第二項(賭博場開張等図利)の罪 三年以上七年以下の懲役

三 刑法第百九十九條(殺人)の罪 死刑又は無期若しくは五年以上の懲役

四 刑法第二百二十條(逮捕及び監禁)の罪 三年以上七年以下の懲役

五 刑法第二百二十三條第一項又は第二項(強要)の罪 五年以下の懲役

六 刑法第二百二十五條の二(身の代金目的略取等)の罪 無期又は五年以上の懲役

七 刑法第二百三十三條(信用毀損及び業務妨害)の罪 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金

八 刑法第二百三十四條(威力業務妨害)の罪 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金

九 刑法第二百四十六條(詐欺)の罪 一年以上の有期懲役

十 刑法第二百四十九條(恐喝)の罪 一年以上の有期懲役

十一 刑法第二百六十條前段(建造物等損壊)の罪 七年以下の懲役

2 団体に不正権益(団体の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であつて、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう。以下この項において同じ。)を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で、前項各号(第一号、第二号及び第九号を除く。)に掲げる罪を犯した者も、同項と同様とする。

(未遂罪)

第四条 前条第一項第三号、第五号、第六号(刑法第二百二十五條の二)第一項に係る部分に限る。、第九号及び第十号に掲げる罪に係る前条の罪の未遂は、罰する。

(組織的な身の代金目的略取等における解放による刑の減輕)

第五条 第三條第一項第六号に掲げる罪に係る同条の罪を犯した者が、公訴が提起される前に、略取され又は誘拐された者を安全な場所に解放したときは、その刑を減輕する。

(組織的な殺人等の予備)

第六条 次の各号に掲げる罪で、これに当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものを犯す目的で、その予備をした者は、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

一 刑法第百九十九條(殺人)の罪 五年以下の懲役

二 刑法第二百二十五條(營利目的等略取及び誘拐)の罪(營利目的によるもの)に限

る。二年以下の懲役

2 第三条第二項に規定する目的で、前項各号に掲げる罪の予備をした者も、同項と同様とする。

(組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等)

第七条 禁錮以上の刑が定められている罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合において、次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 その罪を犯した者を蔵匿し、又は隠避させた者

二 その罪に係る他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者

三 その罪に係る自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者

2 禁錮以上の刑が定められている罪が第三条第二項に規定する目的で犯された場合において、前項各号のいずれかに該当する者も、同項と同様とする。

(団体に属する犯罪行為の組織物件等の没収)

第八条 団体の構成員が罪(これに当たる行為が、当該団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われたもの、又は第三条第二項に規定する目的で行われたものに限る。)を犯した場合、又は当該罪を犯す目的でその予備罪(これに当たる行為が、当該団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われたもの、及び同項に規定する目的で行われたものを除く。)を犯した場合において、当該犯罪行為を組織し、又は当該犯罪行為の用に供し、若しくは供しようとした物が、当該団体に属し、かつ、当該構成員が管理するものであるときは、刑法第十九条第二項本文の規定にかかわらず、その物が当該団体及び犯人以外の者に属しない

場合に限り、これを没収することができる。ただし、当該団体において、当該物が当該犯罪行為を組織し、又は当該犯罪行為の用に供され、若しくは供されようとするこの防止に必要な措置を講じていたときは、この限りでない。(不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為)

第九条 第二条第二項第一号若しくは第三号の犯罪収益若しくは薬物犯罪収益(麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪の犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に限る。第十三条第一項第三号及び同条第三項において同じ。)、これらの保有若しくは処分に基づき得た財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産(以下「不法収益等」という。)を用いることにより、法人等(法人又は法人でない社團若しくは財団をいう。以下この条において同じ。の株主等(株主若しくは社員又は発起人その他の法人等の設立者を含む。以下同じ。))の地位を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、その株主等の権限又は当該権限に基づく影響力を行使し、又は当該第三者に行使させたときは、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 当該法人等又はその子法人の役員等(取締役、理事、管理人その他のいかなる名称を有するものであるかを問わず、法人等の経営を行う役職にある者をいう。以下この条において同じ。))を選任し、若しくは選任させ、解任し、若しくは解任させ、又は辞任させること。

二 当該法人等又はその子法人を代表すべき役員等の地位を変更させること(前号に該当するものを除く。)

2 不法収益等を用いることにより、法人等に対する債権を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、又は第三者に取得させたときは、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に関し、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときも、前項と同様とする。不法収益等を用いることにより、法人等に対する債権を取得し、又は第三者に取得させたときも、同様とする。

一 当該法人等又はその子法人の役員等を選任させ、若しくは解任させ、又は辞任させること。

二 当該法人等又はその子法人を代表すべき役員等の地位を変更させること(前号に該当するものを除く。)

3 不法収益等を用いることにより、法人等の株主等に対する債権を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に関し、当該株主等に対する権限又は当該権限に基づく影響力を行使させて、前項各号のいずれかに該当する行為をしたときも、第一項と同様とする。不法収益等を用いることにより、法人等の株主等に対する債権を取得しようとし、又は第三者に取得させようとする者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に關し、当該株主等に対する権限又は当該権限に基づく影響力を行使させて、前項各号のいずれかに該当する行為をしたときも、同様とする。

4 この条において「子法人」とは、一の法人等が発行済株式(議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式(議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。))又は持分を所有する法人をいい、一の法人等及びその子法人又は一の法人等の子法人が発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分を所有する法人は、当該法人等の子法人とみなす。

(犯罪収益等隠匿)

第十条 犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を偽装し、又は犯罪収益等を隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。犯罪収益の発生の原因につき事実を偽装した者も、同様とする。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(犯罪収益等收受)

第十一条 情を知って、犯罪収益等を收受した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者又は契約(債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。)の時に当該契約に係る債務の履行が犯罪収益等によって行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。

(国外犯)

第十二条 第九条第一項から第三項まで及び前二条の罪は、刑法第三条の例に従う。

(犯罪収益等の没収等)

第十三条 次に掲げる財産は、不動産若しくは動産又は金銭債権(金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ。))であるときは、これを没収することができる。

一 犯罪収益(第六号に掲げる財産に該当するものを除く。)

二 犯罪収益に由来する財産(第六号に掲げる財産に該当する犯罪収益の保有又は処分に基づき得たものを除く。)

三 第九条第一項の罪に係る株主等の地位に係る

る株式又は持分であつて、不法収益等(薬物犯罪収益、その保有若しくは処分に基づき得た財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産であるもの(第三項において「薬物不法収益等」という。を除く。以下この項において同じ。を用いることにより取得されたもの

四 第九條第二項又は第三項の罪に係る債権であつて、不法収益等を用いることにより取得されたもの(当該債権がその取得に用いられた不法収益等である財産の返還を目的とするものであるときは、当該不法収益等)

五 第十條又は第十一條の罪に係る犯罪収益等六 不法収益等を用いた第九條第一項から第三項までの犯罪行為又は第十條若しくは第十一條の犯罪行為により生じ、若しくはこれらの犯罪行為により得た財産又はこれらの犯罪行為の報酬として得た財産

七 第三号から前号までの財産の果実として得た財産、これらの各号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他これらの各号の財産の保有又は処分に基き得た財産

2 前項各号に掲げる財産が犯罪被害財産(財産に対する罪、刑法第二百二十五條の二第二項の罪に係る第三條の罪、同法第二百二十五條の二第二項若しくは第二百二十七條第四項後段の罪若しくは別表第七号、第二十七号、第三十一号、第三十三号若しくは第四十四号に掲げる罪の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産又は当該財産の保有若しくは処分に基づき得た財産をいう。以下同じ。であるときは、これを没収することができない。前項各号に掲げる財産の一部が犯罪被害財産である場合において、当該部分についても、同様とする。

3 次に掲げる財産は、これを没収する。ただし、第九條第一項から第三項までの罪が薬物犯罪収益又はその保有若しくは処分に基づき得た財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産に係る場合において、これらの罪につき次に掲げる財産の全部を没収することが相当でない認められるときは、その一部を没収することができる。

一 第九條第一項の罪に係る株主等の地位に係る株式又は持分であつて、薬物不法収益等を用いることにより取得されたもの
二 第九條第二項又は第三項の罪に係る債権であつて、薬物不法収益等を用いることにより取得されたもの(当該債権がその取得に用いられた薬物不法収益等である財産の返還を目的とするものであるときは、当該薬物不法収益等)

三 薬物不法収益等を用いた第九條第一項から第三項までの犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産
四 前三号の財産の果実として得た財産、前三号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他前三号の財産の保有又は処分に基き得た財産

4 前項の規定により没収すべき財産について、当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でない認められるときは、同項の規定にかかわらず、これを没収しないことができる。

(犯罪収益等が混和した財産の没収等)
第十四條 前条第一項各号又は第三項各号に掲げる財産(以下「不法財産」という。が不法財産以外の財産と混和した場合において、当該不法財産を没収すべきときは、当該混和により生じた財産(次条第一項において「混和財産」という。のうち当該不法財産(当該混和に係る部分に限る。の額又は数量に相当する部分を没収することとができる。

(没収の要件等)
第十五條 第十三條の規定による没収は、不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属しない場合に限る。ただし、犯人以外の者が、犯罪の後

情を知つて当該不法財産又は混和財産を取得した場合(法令上の義務の履行として提供されたものを收受した場合又は契約(債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。の時に当該契約に係る債務の履行が不法財産若しくは混和財産によつて行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した場合を除く。は、当該不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属する場合であつても、これを没収することができ

2 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産を第十三條の規定により没収する場合において、犯人以外の者が犯罪の前に当該権利を取得したとき、又は犯人以外の者が犯罪の後情を知らないで当該権利を取得したときは、これを存続させるものとする。

(追徴)
第十六條 第十三條第一項各号に掲げる財産が不動産若しくは動産若しくは金銭債権でないときは、その他これを没収することができないとき、又は当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でない認められるときは、その価額を犯人から追徴することとができる。ただし、当該財産が犯罪被害財産であるときは、この限りでない。

2 第十三條第三項の規定により没収すべき財産を没収することができないとき、又は同条第四項の規定によりこれを没収しないときは、その価額を犯人から追徴する。

(両罰規定)
第十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第九條第一項から第三項までの罪を犯したときは、その法人又は人は人に対して第三條の罰金刑を科する。

第三章 没収に関する手続等の特例

(第三者の財産の没収手続等)
第十八條 不法財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条第一項及び第二十一條において同じ。が被告人以外の者以下この条において「第三者」という。に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第十三條の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第十五條第二項の規定により当該権利を存続せしめるときは、裁判所は、没収の言渡しと同時に、その旨を宣告しなければならない。

4 第十五條第二項の規定により存続せしめべき権利について前項の宣告がない没収の裁判が確定したときは、当該権利を有する者で自己の責めに帰することのできない理由により被告事件の手続において権利を主張することができなかったものは、当該権利について、これを存続させるべき場合に該当する旨の裁判を請求することができ

5 前項の裁判があつたときは、刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)に定める処分された没収物に係る補償の例により、補償を行う。

6 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十三年法律第三十八号)の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)
第十九條 没収された債権等は、檢察官がこれを処分しなければならない。

2 債権の没収の裁判が確定したときは、檢察官は、当該債権の債務者に対し没収の裁判の裁判

書の抄本を送付してその旨を通知するものとす
る。

(没収の裁判に基づく登記等)

第二十條 権利の移転について登記又は登録(以下「登記等」という。)を要する財産を没収する裁判に基づき権利の移転の登記等を関係機関に嘱託する場合において、没収により効力を失った処分権の制限に係る登記等若しくは没収により消滅した権利の取得に係る登記等があり、又は当該没収に關して次章第一節の規定による没収保全命令若しくは附帯保全命令に係る登記等があるときは、併せてその抹消を嘱託するものとす
る。

(刑事補償の特例)

第二十一條 債権等の没収の執行に対する刑事補償法による補償の内容については、同法第四條第六項の規定を準用する。

第四章 保全手続

第一節 没収保全

(没収保全命令)

第二十二條 裁判所は、別表若しくは第二條第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号に規定する罪又は第九條第一項から第三項まで、第十條若しくは第十一條の罪に係る被告事件に關し、不法財産であつてこの法律その他の法令の規定により没収することができると認め(以下「没収対象財産」という。)に当たると思料するに足りる相当な理由があり、かつ、これを没収するため必要があると認めるときは、檢察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を發して、当該没収対象財産につき、この節の定めるところにより、その処分を禁止することができる。

2 裁判所は、地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産について没収保全命令を發した場合又は発しようとする場合において、当該権利が没収により消滅すると思料するに足りる相当な理由がある場合であつて当該財産を没収するため必要があると認めるとき、又は当該

権利が仮装のものであると思料するに足りる相当な理由があるとき、檢察官の請求により、又は職権で、附帯保全命令を別に發して、当該権利の処分を禁止することができる。

3 没収保全命令又は附帯保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事実の要旨、没収の根拠となるべき法令の条項、処分を禁止すべき財産又は権利の表示、これらの財産又は権利を有する者(名義人が異なる場合は、名義人を含む。)の氏名、發付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。
4 裁判長は、急速を要する場合には、第一項若しくは第二項に規定する処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。
5 没収保全(没収保全命令による処分)の禁止をいう。以下同じ。に關する処分は、第一回公判期日までは、裁判官が行う。この場合において、裁判官は、その処分に關し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

6 没収保全がされた不動産又は動産について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定により押収することを妨げない。
(起訴前の没収保全命令)
第二十三條 裁判官は、前條第一項又は第二項に規定する理由及び必要があると認めるときは、公訴が提起される前であつても、檢察官又は司法警察官(警察官たる司法警察官については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。次項において同じ。)の請求により、同條第一項又は第二項に規定する処分をすることができる。

2 司法警察官は、その請求により没収保全命令又は附帯保全命令が發せられたときは、速やかに、関係書類を檢察官に送付しなければならない。
3 第一項の規定による没収保全は、没収保全命令が發せられた日から三十日以内に当該保全がされた事件につき公訴が提起されないときは、

その効力を失う。ただし、共犯に対して公訴が提起された場合において、その共犯に關し、当該財産につき前條第一項に規定する理由があるときは、この限りでない。

4 裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、檢察官の請求により、三十日ごとに、前項の期間を更新することができる。この場合において、更新の裁判は、檢察官に告知された時にその効力を生ずる。
5 第一項又は前項の規定による請求は、請求する者の所屬する官公署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官にしなければならない。
6 第一項又は第四項の規定による請求を受けた裁判官は、没収保全に關し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

7 檢察官は、第一項の規定による没収保全が、公訴の提起があつたためその効力を失うことがなくなるに至つたときは、その旨を没収保全命令を受けた者(被告人を除く。)に通知しなければならない。この場合において、その者の所在が分からないため、又はその他の理由によつて、通知をすることができないときは、通知に代えて、その旨を檢察官の掲示場に七日間掲示して公告しなければならない。
(没収保全に關する裁判の執行)
第二十四條 没収保全に關する裁判で執行を要するものは、檢察官の指揮によつて、これを執行する。

2 没収保全命令の執行は、当該命令により処分を禁止すべき財産を有する者にその贖本が送達される前であつても、することができ
(没収保全の効力)
第二十五條 没収保全がされた財産(以下「没収保全財産」という。)について当該保全がされた後にされた処分は、没収に關しては、その効力を生じない。ただし、第三十七條第一項の規定により没収の裁判をすることができない場合における同項に規定する手続(第四十條第三項の規定により第三十七條第一項の規定を準用する手

続を含む。)及び没収保全財産に対して実行することができたる担保権の実行としての競売の手続による処分については、この限りでない。
(代替金の納付)
第二十六條 裁判所は、没収保全財産を有する者の請求により、適當と認めるときは、決定をもつて、当該没収保全財産に代わるものとして、その財産の価額に相當する金銭(以下「代替金」という。)の額を定め、その納付を許すことができる。

2 裁判所は、前項の請求について決定をするには、檢察官の意見を聴かなければならない。
3 第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができ
4 代替金の納付があつたときは、没収保全は、代替金についてされたものとみなす。
(不動産の没収保全)
第二十七條 不動産(民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第四十三條第一項に規定する不動産及び同條第二項の規定により不動産とみなされるものをいう。以下この条(第七項本文を除く。)、次条、第二十九條第一項及び第三十五條第一項において同じ。)の没収保全は、その処分を禁止する旨の没収保全命令を發して行う。

2 前項の没収保全命令の贖本及び第二十三條第四項の規定による更新の裁判の裁判書の贖本(以下「更新の裁判の贖本」という。)は、不動産の所有者(民事執行法第四十三條第二項の規定により不動産とみなされる権利についてはその権利者とし、当該不動産又は権利に係る名義人が異なる場合は名義人を含む。)に送達しなければならない。
3 不動産の没収保全命令の執行は、没収保全の登記をする方法により行う。
4 前項の登記は、檢察事務官が嘱託する。この場合において、嘱託は、檢察官が没収保全命令の執行を指揮する書面に基づいて、これを行う。

5 不動産の没収保全の効力は、没収保全の登記

がされた時に生ずる。

6 不動産の没収保全の効力が生じたときは、検査官は、当該不動産の所在する場所に公示書を掲示する方法その他相当の方法により、その旨を公示する措置を執らなければならない。

7 不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の登記の後に没収保全の登記がされた場合において、その仮処分の債権者が保全すべき登記請求権に係る登記をするときは、没収保全の登記に係る処分の制限は、仮処分の登記に係る権利の取得又は消滅と抵触しないものとみなす。ただし、その権利の取得を当該債権者に対抗することができない者を不動産を有する者として当該没収保全の登記がされたときは、この限りでない。

8 民事執行法第四十六条第二項及び第四十八条第二項の規定は、不動産の没収保全について準用する。この場合において、同法第四十六条第二項中「債務者」とあるのは「没収保全財産を有する者」と、同法第四十八条第二項中「前項」とあるのは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第二十七条第四項」と、「執行裁判所」とあるのは「登記の嘱託をした検査事務官の所属する検査庁の検査官」と読み替えるものとする。

（船舶等の没収保全）

第二十八条 登記される船舶、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の規定により登録を受けた飛行機若しくは回転翼航空機第三十五条第一項において単に「航空機」という）、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）の規定により登録を受けた自動車（同項において単に「自動車」という）又は建設機械（同項において単に「建設機械」という）の没収保全については、不動産の没収保全の例による。

第二十九条 動産（不動産及び前条に規定する物

以外の物をいう。以下この条において同じ。）の没収保全は、その処分を禁止する旨の没収保全命令を発して行う。

2 前項の没収保全命令の謄本及び更新の裁判の謄本は、動産の所有者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。）に送達しなければならない。

3 動産の没収保全の効力は、没収保全命令の謄本が所有者に送達された時に生ずる。

4 刑事訴訟法の規定による押収がされていない動産又は同法第二百一十一条第一項の規定により、看守者を置き、若しくは所有者その他の者に保管させている動産について、没収保全の効力が生じたときは、検査官は、公示書をはり付ける方法その他相当の方法により、その旨を公示する措置を執らなければならない。

（債権の没収保全）

第三十条 債権の没収保全は、債権者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。以下この条において同じ。）に対し債権の取立てその他の処分を禁止し、及び債務者に対し債権者への弁済を禁止する旨の没収保全命令を発して行う。

2 前項の没収保全命令の謄本及び更新の裁判の謄本は、債権者及び債務者に送達しなければならない。

3 債権の没収保全の効力は、没収保全命令の謄本が債務者に送達された時に生ずる。

4 民事執行法第五十条、第五百六条第一項及び第三項並びに第六十四条第四項の規定は、債権の没収保全について準用する。この場合において、同法第五十条及び第五百六条第一項中「差押え」とあり、及び同法第五十条中「裁判所書記官」とあるのは「没収保全」と、同条中「裁判所書記官は、申立てにより」とあるのは「検査事務官は、検査官が没収保全命令の執行を指揮する書面に基づいて」と、同法第五百六条第一項及び第三項中「第三債務者」とあるのは「債務者」と、同項中「執行裁判所」とあるのは「没収保全命令を発した裁判所」と、同法第六十六

十四条第四項中「差し押さえられた債権」とあるのは「没収保全がされた債権」と、「支払又は供託」とあるのは「供託」と、「裁判所書記官は、申立てにより」とあるのは「検査事務官は、検査官が登記等の抹消の嘱託を指揮する書面に基づいて」と、「債権執行の申立てが取り下げられたとき」と、又は差押命令の取消決定が確定したとき」とあるのは「没収保全が効力を失ったとき」と、又は代替金が納付されたとき」と読み替えるものとする。

（その他の財産権の没収保全）

第三十一条 第二十七条から前条までに規定する財産以外の財産権（以下この条において「その他の財産権」という。）の没収保全については、この条に特別の定めがあるもののほか、債権の没収保全の例による。

2 その他の財産権で債務者又はこれに準ずる者がいないもの（次項に規定するものを除く。）の没収保全の効力は、没収保全命令の謄本が権利者に送達された時に生ずる。

3 第二十七条第三項から第五項まで及び第七項並びに民事執行法第四十八条第二項の規定は、その他の財産権で権利の移転について登記等を要するものについて準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十一条第三項において準用する同法第二十七条第四項」と、「執行裁判所」とあるのは「登記等の嘱託をした検査事務官の所属する検査庁の検査官」と読み替えるものとする。

（没収保全命令の取消）
第三十二条 没収保全の理由若しくは必要がなくなったとき、又は没収保全の期間が不当に長くなったときは、裁判所は、検査官若しくは没収保全財産を有する者（その者が被告人であるときは、その弁護人を含む。）の請求により、又は職権で、決定をもって、没収保全命令を取り消さなければならない。

2 裁判所は、検査官の請求による場合を除き、

前項の決定をするときは、検査官の意見を聴かなければならない。

（没収保全命令の失効）

第三十三条 没収保全命令は、無罪、免訴若しくは公訴棄却（刑事訴訟法第三百三十八条第四号及び第三百三十九条第一項第一号の規定による場合を除く。）の裁判の告知があったとき、又は有罪の裁判の告知があった場合において没収の言渡しがなかったときは、その効力を失う。

2 刑事訴訟法第三百三十八条第四号又は第三百三十九条第一項第一号の規定による公訴棄却の裁判があった場合における没収保全の効力については、第二十三条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「没収保全命令が発せられた日」とあるのは、「公訴棄却の裁判が確定した日」と読み替えるものとする。

（失効等の場合の措置）

第三十四条 没収保全が効力を失ったとき、又は代替金が納付されたときは、検査官は、速やかに、検査事務官に当該没収保全の登記等の抹消の嘱託をさせ、及び公示書の除去その他の必要な措置を執らなければならない。この場合において、没収保全の登記等の抹消の嘱託は、検査官がその嘱託を指揮する書面に基づいて、これを行う。

（没収保全財産に対する強制執行の手続の制限）
第三十五条 没収保全がされた後に、当該保全に係る不動産、船舶（民事執行法第二百二条に規定する船舶をいう）、航空機、自動車若しくは建設機械に対し強制競売の開始決定がされたとき又は当該保全に係る動産（同法第二百二十二条第一項に規定する動産をいう。第四十二条第二項において同じ。）に対し強制執行による差押えがされたときは、強制執行による売却のための手続は、没収保全が効力を失った後又は代替金が納付された後でなければ、することができない。

2 没収保全がされている債権（民事執行法第百

四十三条に規定する債権をいう。以下同じ。に
対し強制執行による差押命令が発せられたとき
は、当該差押えをした債権者は、差押えに係る
債権のうち没収保全がされた部分については、
没収保全が効力を失った後又は代替金が納付さ
れた後でなければ、取立て又は同法第六十三
条第一項の規定による請求をすることができな
い。

3 第一項の規定は、没収保全がされた後に強制
執行による差押命令が発せられた債権で、条件
付若しくは期限付であるもの又は反対給付に係
ることその他の事由によりその取立てが困難で
あるものについて準用する。

4 没収保全がされているその他の財産権(民事
執行法第六十七條第一項に規定するその他の
財産権をいう。)に対する強制執行については、
没収保全がされている債権に対する強制執行の
例による。

(第三債務者の供託)

第三十六條 金銭債権の債務者(以下「第三債務
者」という。)は、没収保全がされた後に当該保
全に係る債権について強制執行による差押命令
の送達を受けたときは、その債権の全額に相当
する金銭を債務の履行地の供託所に供託するこ
とができる。

2 第三債務者は、前項の規定による供託をした
ときは、その事情を没収保全命令を発した裁判
所に届け出なければならない。

3 第一項の規定による供託がされた場合におい
ては、執行裁判所は、供託された金銭のうち、
没収保全がされた金銭債権の額に相当する部分
については没収保全が効力を失ったとき又は代
替金が納付されたときに、その余の部分につい
ては供託されたときに、配当又は弁済金の交付
を実施しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定は、強制執行による
差押えがされている金銭債権について没収保全
がされた場合における第三債務者の供託につい
て準用する。この場合において、同項中「没収

保全命令を発した裁判所」とあるのは、「執行裁
判所」と読み替えるものとする。

5 第一項(前項において準用する場合を含む。)
の規定による供託がされた場合における民事執
行法第六十五條の規定の適用については、同
条第一号中「第五百六條第一項又は第二項」と
あるのは、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益
の規制等に関する法律第三十六條第一項(同条
第四項において準用する場合を含む。)」とす
る。

(強制執行に係る財産の没収の制限)
第三十七條 没収保全がされる前に強制競売の開
始決定又は強制執行による差押えがされている
財産については、没収の裁判をすることができ
ない。ただし、差押債権者の債権が仮装のもの
であるとき、差押債権者が没収対象財産である
ことの情を知りながら強制執行の申立てをした
ものであるとき、又は差押債権者が犯人である
ときは、この限りでない。

2 没収対象財産の上に存在する地上権その他の
権利であつて附帯保全命令による処分が禁止が
されたものについて、当該処分の禁止がされる
前に強制競売の開始決定又は強制執行による差
押えがされていた場合において、当該財産を没
収するときは、その権利を存続させるものと
し、没収の言渡しと同時に、その旨の宣告をし
なければならない。ただし、差押債権者の債権
が仮装のものであるとき、差押債権者が没収に
より当該権利が消滅することの情を知りながら
強制執行の申立てをしたものであるとき、又は
差押債権者が犯人であるときは、この限りでな
い。

3 強制競売の開始決定又は強制執行による差押
えがされている財産について没収保全命令が発
せられた場合における当該財産については、差
押債権者(被告人である差押債権者を除く。)が
被告事件の手続への参加を許されていないとき
は、没収の裁判をすることができない。前項に
規定する場合における財産の没収についても、
同様とする。

4 第十八條第四項及び第五項の規定は第二項の
規定により存続させるべき権利について同項の
宣告がない没収の裁判が確定した場合につい
て、同条第六項の規定は前項の没収に関する手
続について準用する。

(強制執行の停止)

第三十八條 裁判所は、強制競売の開始決定又は
強制執行による差押えがされている財産につい
て没収保全命令を発した場合又は発しようとし
る場合において、前条第一項ただし書に規定す
る事由があると認料するに足りる相当な理由が
あると認めるときは、檢察官の請求により、又
は職権で、決定をもって、強制執行の停止を命
ずることができる。

2 檢察官が前項の決定の裁判書の謄本を執行裁
判所に提出したときは、執行裁判所は、強制執
行を停止しなければならない。この場合におけ
る民事執行法の規定の適用については、同法第
三十九條第一項第七号の文書の提出があつたも
のとみなす。

3 裁判所は、没収保全が効力を失ったとき、代
替金が納付されたとき、第一項の理由がなく
なつたとき、又は強制執行の停止の期間が不当
に長くなつたときは、檢察官若しくは差押債権
者の請求により、又は職権で、決定をもって、
同項の決定を取り消さなければならない。第三
十二條第二項の規定は、この場合に準用する。
(担保権の実行としての競売の手続との調整)
第三十九條 没収保全財産の上に存在する担保権
で、当該保全がされた後に生じたもの又は附帯
保全命令による処分の禁止がされたものの実行
(差押えを除く。)は、没収保全若しくは附帯保
全命令による処分の禁止が効力を失った後又は
代替金が納付された後でなければ、することがで
きない。

2 担保権の実行としての競売の手続が開始され
た後に当該担保権について附帯保全命令が発せ
られた場合において、檢察官が当該命令の謄本
を提出したときは、執行裁判所は、その手続を
停止しなければならない。この場合における民
事執行法の規定の適用については、同法第八
十三條第一項第七号(同法第八十九條、第九
十二條又は第九十三條第二項において準用
する場合を含む。)の文書の提出があつたもの
とみなす。

(その他の手続との調整)
第四十條 第三十五條の規定は、没収保全がされ
ている財産に対し滞納処分(国税徴収法(昭和三
十四年法律第四十七号)による滞納処分及び
その例による滞納処分をいう。以下同じ。)によ
る差押えがされた場合又は没収保全がされてい
る財産を有する者について破産宣告若しくは和
議の開始決定(第三項において「破産宣告等」と
いう。)がされた場合若しくは没収保全がされて
いる財産を有する会社その他の法人について更
生手続開始の決定、整理開始の命令若しくは特
別清算開始の命令(同項において「更生手続開始
決定等」という。)がされた場合におけるこれら
の手続の制限について準用する。

2 第三十六條の規定は没収保全がされている金
銭債権に対し滞納処分による差押えがされた場
合又は滞納処分による差押えがされている金銭
債権について没収保全がされた場合における第
三債務者の供託について、同条第一項、第二項
及び第四項の規定は没収保全がされている金銭
債権に対し仮差押えの執行がされた場合又は仮
差押えの執行がされている金銭債権について没
収保全がされた場合における第三債務者の供託
について準用する。

3 第三十七條の規定は没収保全がされる前に当
該保全に係る財産に対し仮差押えの執行がされ
ていた場合又は没収対象財産の上に存在する地
上権その他の権利であつて附帯保全命令による
処分の禁止がされたものについて当該処分の禁
止がされる前に仮差押えの執行がされていた場
合におけるこれらの財産の没収の制限につい
て、同条第一項本文の規定は没収保全がされる

前に当該保全に係る財産に対し滞納処分による差押えがされていた場合又は没収保全がされる前に当該保全に係る財産を有する者について破産宣告等がされていた場合若しくは没収保全がされる前に当該保全に係る財産を有する会社その他の法人について更生手続開始決定等がされていた場合におけるこれらの財産の没収の制限について、同条第二項本文の規定は没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものについて当該処分の禁止がされる前に滞納処分による差押えがされていた場合又は没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものを有する者について当該処分の禁止がされる前に破産宣告等がされていた場合若しくは没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものを有する会社その他の法人について当該処分の禁止がされる前に更生手続開始決定等がされていた場合におけるこれらの財産の没収の制限について準用する。

4 第三十八条の規定は、仮差押えの執行がされている財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合における強制執行の停止について準用する。

4 第三十八条の規定は、仮差押えの執行がされている財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合における強制執行の停止について準用する。

4 第三十八条の規定は、仮差押えの執行がされている財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合における強制執行の停止について準用する。

2 附帯保全命令による処分の禁止については、特別の定めがあるもののほか、没収保全に関する規定を準用する。

2 附帯保全命令による処分の禁止については、特別の定めがあるもののほか、没収保全に関する規定を準用する。

2 附帯保全命令による処分の禁止については、特別の定めがあるもののほか、没収保全に関する規定を準用する。

で、第十条若しくは第十一条の罪に係る被告事件に關し、この法律その他の法令の規定により不法財産の価額を追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができなくなるおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、檢察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を発して、被告人に対し、その財産の処分を禁止することができる。

2 追徴保全命令は、追徴の裁判の執行のため保全することを相当と認める金額(第四項において「追徴保全額」という。)を定め、特定の財産について発しなければならぬ。ただし、動産については、目的物を特定しないで発することができる。

3 追徴保全命令においては、処分を禁止すべき財産について、追徴保全命令の執行の停止を得るため、又は追徴保全命令の執行としてされた処分の取消しを得るために被告人が納付すべき金銭(以下「追徴保全解放金」という。)の額を定めなければならない。

4 追徴保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事実の要旨、追徴の根拠となるべき法令の条項、追徴保全額、処分を禁止すべき財産の表示、追徴保全解放金の額、発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

5 第二十二條第四項及び第五項の規定は、追徴保全(追徴保全命令による処分の禁止をいう。以下同じ。)について準用する。

5 第二十二條第四項及び第五項の規定は、追徴保全(追徴保全命令による処分の禁止をいう。以下同じ。)について準用する。

2 第二十三條第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追徴保全について準用する。

(追徴保全命令の執行)
第四十四條 追徴保全命令は、檢察官の命令によつてこれを執行する。この命令は、民事保全法(平成元年法律第九十一号)の規定による仮差押命令と同一の効力を有する。

2 追徴保全命令の執行は、追徴保全命令の謄本が被告人又は被疑者に送達される前であつても、これを行うことができる。

3 追徴保全命令の執行は、この法律に特別の定めがあるもののほか、民事保全法その他仮差押えの執行の手續に關する法令の規定に従つてする。この場合において、これらの法令の規定において仮差押命令を発した裁判所が保全執行裁判所として管轄することとされる仮差押えの執行については、第一項の規定による命令を発した檢察官の所屬する檢察庁の対応する裁判所が管轄する。

(金錢債權の債務者の供託)
第四十五條 追徴保全命令に基づく仮差押えの執行がされた金錢債權の債務者が、当該債權の額に相當する額の金銭を供託したときは、債權者の供託金の還付請求權につき、当該仮差押えの執行がされたものとみなす。

2 前項の規定は、追徴保全解放金の額を超える部分に係る供託金については、これを適用しない。

(追徴保全解放金の納付と追徴等の裁判の執行)
第四十六條 追徴保全解放金が納付された後に、追徴の裁判が確定したとき、又は仮納付の裁判の言渡しがあつたときは、納付された金額の限度において追徴又は仮納付の裁判の執行があつたものとみなす。

(追徴保全命令の取消し)
第四十七條 裁判所は、追徴保全の理由若しくは必要がなくなつたとき、又は追徴保全の期間が不当に長くなつたときは、檢察官、被告人若しくはその弁護人の請求により、又は職権で、決定をもつて、追徴保全命令を取り消さなければならない。第三十二條第二項の規定は、この場合に準用する。

(追徴保全命令の失効)
第四十八條 追徴保全命令は、無罪、免訴若しくは公訴棄却(刑事訴訟法第三百三十八條第四号及び第三百三十九條第一項第一号の規定による場合を除く。)の裁判の告知があつたとき、又は有罪の裁判の告知があつた場合において追徴の言渡しがなかつたときは、その効力を失う。

2 刑事訴訟法第三百三十八條第四号又は第三百三十九條第一項第一号の規定による公訴棄却の裁判があつた場合における追徴保全命令の効力については、第三十三條第二項の規定を準用する。

(失効等の場合の措置)
第四十九條 追徴保全命令が効力を失つたとき、又は追徴保全解放金が納付されたときは、檢察官は、速やかに、第四十四條第一項の規定によりした命令を取り消し、かつ、追徴保全命令に基づく仮差押えの執行の停止又は既にした仮差押えの執行の取消しのため、必要な措置を執らなければならない。

第三節 雜則
(送達)
第五十條 没収保全又は追徴保全(追徴保全命令に基づく仮差押えの執行を除く。以下この節において同じ。)に關する書類の送達については、最高裁判所規則に特別の定めがある場合を除き、民事訴訟に關する法令の規定を準用する。

この場合において、民事訴訟法(平成八年法律第九十号)第九十條第三項に規定する公示送達以外の公示送達については、その経過により送達の効力が生ずる期間は、同法第九十二條第一

項本文及び第二項の規定にかかわらず、七日間とする。

（上訴提起期間中の処分等）

第五十一条 上訴の提起期間内の事件でまだ上訴の提起がないもの又は上訴中の事件で訴訟記録が上訴裁判所に到達していないものについて、没収保全又は追徴保全に関する処分をすべき場合には、原裁判所がこれをしなければならぬ。

（不服申立て）

第五十二条 没収保全又は追徴保全に関して裁判所のした決定に対しては、抗告をすることができ。ただし、没収又は追徴すべき場合に該当すると思料するに足りる相当な理由がないこと（第二十一条第二項の規定による決定に関しては同項に規定する理由がないこと）を、第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定に関しては第三十八条第一項に規定する理由がないことを含む。）を理由としてすることはできない。

2 没収保全又は追徴保全に関して裁判官のした裁判に不服がある者は、その裁判官の所属する裁判所（簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所）にその裁判の取消し又は変更を請求することができ。前項ただし書の規定は、この場合に準用する。

3 前項の規定による不服申立てに関する手続については、刑事訴訟法第四百二十九条第一項に規定する裁判官の裁判の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。

（準用）

第五十三条 没収保全及び追徴保全に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事訴訟法の規定を準用する。

第五章 疑わしい取引の届出

（金融機関等による疑わしい取引の届出等）

第五十四条 銀行その他の政令で定める金融機関及びその他政令で定める者（以下この条にお

て「金融機関等」という。）は、政令で定める業務において收受した財産が犯罪収益等若しくは薬物犯罪収益等である疑いがあり、又は当該業務に係る取引の相手方が当該業務に第十條の罪若しくは麻薬特例法第六條の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を主務大臣（主務大臣が内閣総理大臣である場合にあつては金融監督庁長官とし、政令で定める金融機関等にあつては都道府県知事とする。）に届け出なければならぬ。

2 金融機関等その役員及び使用人を含む。）は、前項の規定による届出を行おうとすること又は行ったことを当該届出に係る取引の相手方又はその者の関係者に漏らしてはならない。

3 都道府県知事は、第一項の届出を受けたときは、速やかに、当該届出に係る事項を主務大臣（主務大臣が内閣総理大臣である場合にあつては、金融監督庁長官）に通知するものとする。

4 主務大臣は、第一項の届出又は前項の通知を受けたときは、主務大臣が内閣総理大臣である場合を除き、速やかに、当該届出又は通知に係る事項を金融監督庁長官に通知するものとする。

（郵政大臣による疑わしい取引の通知）

第五十五条 郵政大臣は、郵便貯金の業務その他の政令で定める業務において收受した財産が犯罪収益等若しくは薬物犯罪収益等である疑いがあり、又は当該業務に係る取引の相手方が当該業務に第十條の罪若しくは麻薬特例法第六條の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定める事項を金融監督庁長官に通知するものとする。

（捜査機関等への情報提供等）

第五十六条 金融監督庁長官は、前二條の規定により金融監督庁長官に届け出られ又は通知された事項、この章に規定する金融監督庁長官の職

務に相当する職務を行う外国の機関から提供された情報及びこれらを整理し又は分析した結果（以下「疑わしい取引に関する情報」という。）が検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は税関職員若しくは証券取引等監視委員会の職員（以下この条において「捜査官等」という。）による別表若しくは第二條第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号に規定する罪、第九條第一項から第三項まで、第十條若しくは第十一條の罪、麻薬特例法第二條第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六條若しくは第七條の罪に係る刑事事件の捜査又は犯罪事件の調査に資すると認めるときは、これを捜査官等に提供するものとする。

2 捜査官等は、前項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯罪事件の調査のため必要があると認めるときは、金融監督庁長官に対し、疑わしい取引に関する情報の記録の閲覧若しくは謄写又はその写しの送付を求めることができ。（外国の機関への情報提供）

第五十七条 金融監督庁長官は、前条第一項に規定する外国の機関に対し、その職務（この章に規定する金融監督庁長官の職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める疑わしい取引に関する情報を提供することができる。

2 前項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供については、当該疑わしい取引に関する情報が前条第一項に規定する外国の機関の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事件の捜査その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限り。）又は審判（以下この条において「捜査等」という。）に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 金融監督庁長官は、外国からの要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した疑わしい取引に関する情報を当該要請に係る刑事事件の捜

査等を使用することについて同意をすることができる。

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 国際約束（第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供に関する国際約束をいう。第五項において同じ。）に別段の定めがある場合を除き、当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本の法令によれば罪に当たらないとき。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

4 金融監督庁長官は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

5 第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供が、疑わしい取引に関する情報を使用することができるとする外国の刑事事件の捜査等（政治犯罪についての捜査等以外の捜査等に限る。）の範囲を定めた国際約束に基づいて行われたときは、その範囲内における当該疑わしい取引に関する情報の使用については、第三項の同意があるものとみなす。

（関係行政機関の協力）
第五十八条 関係行政機関は、この章の規定の実施について、相互に協力するものとする。

第六章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全

第六條 没収及び追徴の裁判の執行又は没収若しくは追徴の確定裁判の執行又は没収若し

（共助の実施）

第五十九条 外国の刑事事件（麻薬特例法第十六條第二項に規定する薬物犯罪等に当たる行為に係るものを除く。）に関して、当該外国から、没収若しくは追徴の確定裁判の執行又は没収若し

くは追徴のための財産の保全の共助の要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該要請に係る共助をすることができる。

一 共助犯罪（共助の要請において犯されたとされている犯罪をいう。以下この項において同じ。）に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が別表若しくは第二条第二項第二号イからゴまでに掲げる罪、同項第三号に規定する罪又は第九条第一項から第三項まで、第十条若しくは第十一条の罪に当たるものでないとき。

二 共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、日本国の法令によればこれについて刑罰を科すことができないと認められるとき。

三 共助犯罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について日本国の裁判所において確定判決を経たとき。

四 没収の確定裁判の執行の共助又は没収のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、要請に係る財産が日本国の法令によれば共助犯罪について没収の裁判をし、又は没収保全をすることができると認められるとき。

五 追徴の確定裁判の執行の共助又は追徴のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、日本国の法令によれば共助犯罪について追徴の裁判をし、又は追徴保全をすることができると認められるとき。

六 没収の確定裁判の執行の共助については要請に係る財産を有し又はその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると認料するに足りる相当な理由のある者が、追徴の確定裁判の執行の共助については当該裁判を受けた者が、自己の責めに帰することのできない理由により、当該裁判に係る手続において自

己の権利を主張することができなかったと認められるとき。

七 没収又は追徴のための保全の共助については、要請国の裁判所若しくは裁判官のした没収若しくは追徴のための保全の裁判に基づく要請である場合又は没収若しくは追徴の裁判の確定後の要請である場合を除き、共助犯罪に係る行為が行われたと疑うに足りる相当な理由がないとき、又は当該行為が日本国内で行われたとした場合において第二十二條第一項若しくは第四十二條第一項に規定する理由がないと認められるとき。

八 日本国が行う同種の要請に應ずる旨の要請国の保証がないとき。

2 麻薬特例法第十六條第二項に規定する薬物犯罪等に当たる行為に係る外国の刑事事件に關して、当該外国から、条約に基づかないで、前項の共助の要請があつたときは、同項第八号又は麻薬特例法第二十一條各号のいずれかに該当する場合を除き、その要請に係る共助をすることができ。

3 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産に係る没収の確定裁判の執行の共助をするに際し、日本国の法令により当該財産を没収するとすれば当該権利を存続させるべき場合に当たるときは、これを存続させるものとす。

（追徴とみなす没収）

第六十條 不法財産又は麻薬特例法第十一條第一項各号若しくは第三項各号に掲げる財産（以下この条において「不法財産等」という。）に代えて、その価額が不法財産等の価額に相当する財産であつて当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請にあつては、当該確定裁判は、この法律による共助の実施については、その者から当該財産の価額を追徴する確定裁判とみなす。不動産若しくは動産又は金銭債権以外の第十三條第一項各号に掲げる財産であつて当該裁判を受けた者が有

するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請についても、同様とする。

2 前項の規定は、不法財産等に代えてその価額が不法財産等の価額に相当する財産を没収するための保全及び不動産若しくは動産又は金銭債権以外の第十三條第一項各号に掲げる財産を没収するための保全に係る共助の要請について準用する。

（要請の受理）

第六十一條 共助の要請の受理は、外務大臣が行う。ただし、緊急その他特別の事情がある場合において、外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとする。

（裁判所の審査）

第六十二條 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、檢察官は、裁判所に對し、共助をすることができるときに該當するかどうかについて審査の請求をしななければならない。

2 裁判所は、審査の結果、審査の請求が不適法であるときは、これを却下する決定をし、共助の要請に係る確定裁判の全部若しくは一部について共助をすることができるときに該當するとき、又はその全部について共助をすることができない場合に該當するときは、それぞれその旨の決定をしなければならない。

3 裁判所は、没収の確定裁判の執行の共助の要請につき共助をすることができるときに該當する旨の決定をする場合において、第五十九條第三項の規定により存続させなければならない権利があるときは、当該権利を存続させる旨の決定を同時にしなければならない。

4 裁判所は、追徴の確定裁判の執行の共助の要請につき、共助をすることができるときに該當する旨の決定をするときは、追徴すべき日本円の金額を同時に示さなければならない。

5 第一項の規定による審査においては、共助の要請に係る確定裁判の当否を審査することができない。

6 第一項の規定による審査に關しては、次に掲げる者（以下「利害關係人」という。）が当該審査請求事件の手続への参加を許されていないときは、共助をすることができるときに該當する旨の決定をすることができない。

一 没収の確定裁判の執行の共助については、要請に係る財産を有し、若しくはその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると認料するに足りる相当な理由のある者又はこれらの財産若しくは権利について没収保全がされる前に強制競売の開始決定、強制執行による差押え若しくは仮差押えの執行がされている場合における差押債権者若しくは仮差押債権者

二 追徴の確定裁判の執行の共助については、当該裁判を受けた者

7 裁判所は、審査の請求について決定をするときは、檢察官及び審査請求事件の手続への参加を許された者（以下「参加人」という。）の意見を聴かななければならない。

8 裁判所は、参加人が口頭で意見を述べたい旨を申し出たとき、又は裁判所において証人若しくは鑑定人を尋問するときは、公開の法廷において審問期日を聞き、参加人に当該期日に出頭する機会を与えなければならない。この場合において、参加人が出頭することができないときは、審問期日に代理人を出頭させ、又は書面により意見を述べる機会を与えたことをもって、参加人に出頭する機会を与えたものとみなす。

9 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会ふことができる。

（抗告）

第六十三條 檢察官及び参加人は、審査の請求に係る決定に對し、抗告をすることができる。

2 抗告裁判所の決定に對しては、刑事訴訟法第四百五條各号に定める事由があるときは、最高裁判所に特に抗告をすることができ。

3 前二項の抗告の提起期間は、十四日とする。（決定の効力）

第六十四条 没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請につき共助をすることができるときは、当該没収又は追徴の確定裁判は、共助の実施に關しては、日本国の裁判所が言い渡した没収又は追徴の確定裁判とみなす。

(決定の取消し)

第六十五条 没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請につき共助をすることができるときは、当該要請に係る確定裁判が取り消されたとき、檢察官又は利害關係人の請求により、決定をもつて、共助をすることができるときは、決定をもつて、決定を取り消さなければならない。

2 前項の取消しの決定が確定したときは、刑事補償法に定める没収又は追徴の執行による補償の例により、補償を行う。

3 第六十三条の規定は、第一項の請求に係る決定について準用する。

(没収保全の請求)

第六十六条 共助の要請が没収のための保全に係るものであるときは、檢察官は、裁判官に、没収保全命令を発して要請に係る財産につきその処分を禁止することを請求しなければならない。この場合において、檢察官は、必要と認めるときは、附帯保全命令を発して当該財産の上に存在する地上権、抵当権その他の権利の処分を禁止することを請求することができる。

2 第六十二条第一項の審査の請求があつた後は、没収保全に關する処分は、審査の請求を受けた裁判所が行う。

(追徴保全の請求)

第六十七条 共助の要請が追徴のための保全に係るものであるときは、檢察官は、裁判官に、追徴保全命令を発して、追徴の裁判を受けるべき者に對しその財産の処分を禁止することを請求しなければならない。

2 前条第二項の規定は、追徴保全に關する処分

について準用する。

(公訴提起前の保全の期間)

第六十八条 没収又は追徴のための保全の共助の要請が公訴の提起されていらない事件に關してされた場合において、没収保全命令又は追徴保全命令が発せられた日から四十五日以内に要請国から当該事件につき公訴が提起された旨の通知がないときは、当該没収保全又は追徴保全命令は、その効力を失う。

2 要請国から、前項の期間内に公訴を提起できないことについてやむを得ない事由がある旨理由を付して通知があつたときは、裁判官は、檢察官の請求により、三十日間を限り、保全の期間を更新することができる。更新された期間内に公訴を提起できないことについてやむを得ない事由がある旨理由を付して通知があつたときも、同様とする。

(手続の取消し)

第六十九条 共助の要請を撤回する旨の通知があつたときは、檢察官は、速やかに、審査、没収保全若しくは追徴保全の請求を取り消し、又は没収保全命令若しくは追徴保全命令の取消しを請求しなければならない。

2 前項の請求があつたときは、裁判所又は裁判官は、速やかに、没収保全命令又は追徴保全命令を取り消さなければならない。

(事実の取調べ)

第七十条 裁判所又は裁判官は、この章の規定による審査をし、又は没収保全若しくは追徴保全に關する処分をするため必要があるときは、事実の取調べをすることができる。この場合においては、証人を尋問し、検証を行い、又は鑑定、通訳若しくは翻訳を命ずることができる。

(檢察官の処分)

第七十一条 檢察官は、この章の規定による没収保全若しくは追徴保全の請求又は没収保全命令若しくは追徴保全命令の執行に關して必要があると認めるときは、關係人の出頭を求めてこれを取り調べ、鑑定を囑託し、実況見分をし、書

類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求め、公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求め、又は裁判官の発する令状により、差押え、搜索若しくは検証をすることができる。

2 檢察官は、檢察事務官に前項の処分をさせることができる。

(管轄裁判所)

第七十二条 この章の規定による審査、没収保全若しくは追徴保全又は令状の発付の請求は、請求する檢察官の所屬する檢察庁の所在地を管轄する地方裁判所又はその裁判官にしなければならない。

(準用)

第七十三条 この章に特別の定めがあるもののほか、裁判所若しくは裁判官の審査、処分若しくは令状の発付、檢察官若しくは檢察事務官のする処分又は裁判所の審査への利害關係人の参加については第三章及び第四章、刑事訴訟法(第一編第二章及び第五章から第十三章まで、第二編第一章、第三編第一章及び第四章並びに第七編に限る)、刑事訴訟費用に關する法令並びに刑事事件における第三者所有物の没収手続に關する応急措置法の規定を、共助の要請を受理した場合における措置については國際捜査共助法(昭和五十五年法律第六十九号)第四條、第五條第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第七條第一項並びに逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)第三條、第八條第二項並びに第十一條第一項及び第二項の規定を、それぞれその性質に反しない限り、準用する。

(逃亡犯罪人の引渡しに關する特例)

第七十四条 逃亡犯罪人引渡法第一條第三項に規定する引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われたとしたならば第十條第三項の罪に当たるものである場合における同法第二條の規定の適用については、同條第三号及び第四号中「三年」とあるのは、「二年」とする。

第七章 雜則

(政令等への委任)

第七十五条 この法律に定めるもののほか、没収保全と滞納処分との手続の調整に關して必要な事項で、滞納処分に關するものは、政令で定める。

2 この法律に定めるもののほか、第十八條の規定による第三者の参加及び裁判に關する手続、第四章に規定する没収保全及び追徴保全に關する手続並びに前章に規定する國際共助手続に關して必要な事項(前項に規定する事項を除く。)は、最高裁判所規則で定める。

(経過措置)

第七十六条 この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に定める日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)後となる場合には、当該各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二條第二項第三号の規定 不正競争防止法の一部を改正する法律(平成十年法律第

号)の施行の日

二 第五十四條第四項、第五十六條第一項及び第五十七條の規定 金融監督庁設置法(平成九年法律第百一十号)の施行の日

三 別表第二十三号の規定 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第 号)の施行の日

四 別表第五十七号の規定 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第 号)の施行の日

(経過措置)

第二條 第九條第一項から第三項までの規定は、

この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した懲役以上の刑が定められている罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばその罪に当たり、かつ、当該行為の法令により罪に当たるものを含む)であつて、この法律の施行後に日本国内において行われたとしたならば別表に掲げる罪に当たるものにより生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に關してこの法律の施行後にした行為に對しても、適用する。この場合においては、これらの財産は、第二條第二項第一号の犯罪収益とみなす。

2 第九條第一項から第三項までの規定は、施行日が不正競争防止法の一部を改正する法律の施行の日後となる場合において、この法律の施行前に犯した不正競争防止法の一部を改正する法律による改正後の不正競争防止法第十條の二第一項の違反行為に係る同法第十三條第三号の罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばその罪に当たり、かつ、当該行為の法令により罪に当たるものを含む)により供与された財産に關してこの法律の施行後にした行為に對しても、適用する。この場合においては、当該財産は、第二條第二項第三号の犯罪収益とみなす。

3 第九條第一項から第三項までの規定は、この法律の施行前に犯した麻薬特例法第二條第二項に規定する薬物犯罪の犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産(麻薬特例法附則第二項に規定する財産を含む)に關してこの法律の施行後にした行為に對しても、適用する。

4 第十條及び第十一條の規定は、第一項及び第二項に規定する財産並びにこの法律の施行前に犯した第二條第二項第二号イからニまでに掲げる罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとし

たならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為の法令により罪に当たるものを含む)により提供された資金に關してこの法律の施行後にした行為に對しても、適用する。この場合においては、これらの財産及び資金は、犯罪収益とみなす。

第三條 不正競争防止法の一部を改正する法律の施行の日が施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間に於ける第二十二條第一項、第四十二條第一項、第五十六條第一項、第五十九條第一項第一号及び次条の規定の適用については、これらの規定中「掲げる罪、同項第三号に規定する罪」とあるのは、「掲げる罪」とする。

第四條 金融監督庁設置法の施行の日が施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間に於ける第五十四條第一項及び第三項、第五十五條並びに第五十六條第二項の規定の適用については、第五十四條第一項中「主務大臣(主務大臣が内閣総理大臣である場合に於ては金融監督庁長官とし、とあるのは「主務大臣」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項中「主務大臣(主務大臣が内閣総理大臣である場合に於ては金融監督庁長官とし、とあるのは「主務大臣」と、第五十五條中「金融監督庁長官に通知する」とあるのは「帳簿に記録する」と、第五十六條第二項中「検査官等」とあるのは「検査官、検査事務官若しくは司法警察職員又は税関職員若しくは証券取引等監視委員会の職員」と、前項に規定する罪」とあるのは「別表若しくは第二條第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号に規定する罪、第九條第一項から第三項まで、第十條若しくは第十一條の罪、麻薬特例法第二條第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六條若しくは第七條の罪」と、金融監督庁長官に對し、疑わしい取引に關する情報の記録」とあるのは「第五十四條第一項若しくは第三項の規定により主務大臣に届け出られ、若しくは通知された事項の記

録、同条第一項の規定により都道府県知事に届け出られた事項の記録又は前条の規定により郵政大臣が記録した帳簿」と、若しくは「謄写又はその写しの送付を求める」とあるのは「又は謄写をする」とする。

第五條 第五章の規定(前条の規定により読み替へて適用される場合を含む)の適用については、附則第十二條の規定による改正前の麻薬特例法(以下「旧麻薬特例法」という)第五條第一項の規定による届出は第五十四條第一項の規定による届出と、旧麻薬特例法第五條第三項の規定による文書の写しの送付は第五十四條第三項の規定による通知とみなし、旧麻薬特例法第六條の規定により記録した帳簿は、前条に規定する場合においては、同条の規定により読み替へて適用される第五十五條の規定により記録した帳簿とみなす。

2 前条に規定する場合においては、大蔵大臣は、金融監督庁設置法の施行後、速やかに、旧麻薬特例法第五條第一項の規定による届出(前条の規定により読み替へて適用される第五十四條第一項の規定による届出を含む)に係る事項を金融監督庁長官に通知するものとする。この場合においては、当該通知は、第五十四條第四項の規定による通知とみなす。

3 郵政大臣は、この法律(前条に規定する場合においては、金融監督庁設置法の施行後、速やかに、旧麻薬特例法第六條の規定により記録した帳簿(前条に規定する場合においては、同条の規定により読み替へて適用される第五十五條の規定により記録した帳簿を含む)の写しを金融監督庁長官に送付するものとする。この場合においては、帳簿の写しの送付は、第五十五條の規定による通知とみなす。

第六條 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外国からの共助の要請及び逃亡犯罪人の引渡し請求についても、適用する。

第七條 特許法等の一部を改正する法律(平成十

年法律第 号)の施行の日が施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間に於ける別表第三十六號の規定の適用については、同号中「第百九十六條」とあるのは、「第百九十六條第一項」とする。

第八條 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日が施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間に於ける別表第五十五號の規定の適用については、同号中「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とあるのは、「金融機関の更生手続の特例等に関する法律」とする。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)

第九條 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二号中「第百八十六條の罪」の下に「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十年法律第 号)第三條第一項(同項第一号又は第二号に係る部分に限る)の罪」を加える。

(義務教育諸学校の教科用圖書の無償措置に関する法律の一部改正)

第十條 義務教育諸学校の教科用圖書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項第一号ハ中「第二百三十三條の罪」の下に「若しくは組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十年法律第 号)第三條第一項(同項第七号に係る部分に限る)若しくは同条第二項(同条第一項第七号に係る部分に限る)の罪」を加える。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第十一條 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表に次の一号を加える。

三十二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十年法律第 号)第二章に規定する罪

(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正)

第十二条 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 第七号」を「第三章 第四号」に、「第八章 第十九号」を「第五章 第十五号」に、「第二十条 第二十三号」を「第十六号 第五号」を「第五章 保全手続」

第十八条に、
第一節 没収保全(第二十四
第二節 追徴保全(第四十四
第三節 雑則(第五十二号 第

条 第四十三号)を「第五章 保全手続(第十九
条 第五十一号)に、

「第二十条」に、「第五十六号 第七十号」を「第二十一号 第二十三号」に、「第七十一号 第七十二号」を「第二十四号 第二十五号」に改める。

第一条中「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に、「国際約束等」を「国際約束」に改める。

第二条第二項中(当該罪と他の罪とが刑法(明治四十年法律第四十五号)第五十四号第一項に規定する関係にある場合においては、当該他の罪を含む。)を削り、同項第一号を次のように改める。

一 第五条、第八条又は第九条の罪

第二条第三項及び第四項中「不法収益」を「薬物犯罪収益」に改め、同条第五項中「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に、「不法収益、不法収益」を「薬物犯罪収益、薬物犯罪収益」に改める。

第三条第一項中「次条第一項及び第七号」を「及び次条第一項」に改める。

第五条から第七号までを削る。

第八条中「第十一号」を「第八条」に改め、第三章中同条を第五号とする。

第九条の見出し中「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に改め、同条第一項中「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に、「不法収益の」を「薬物犯罪収益の」に改め、同条を第六号とする。

第十条(見出しを含む)中「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に改め、同条を第七号とする。

第十一条を第八号とする。

第十二条中「第九号」を「第六号」に、「第十号」を「第七号」に改め、同条を第九号とする。

第十三条中「第八号から第十号まで」を「第五号から第七号まで」に改め、「刑法」の下に(明治四十年法律第四十五号)を加え、同条を第十号とする。

第十四条の見出し中「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に改め、同条第一項ただし書中「第九号第一項」を「第六号第一項」に、「第十号」を「第七号」に、「不法収益」を「薬物犯罪収益」に改め、同項第一号及び第二号中「不法収益」を「薬物犯罪収益」に改め、同項第三号中「第九号第一項」を「第六号第一項」に、「第十号」を「第七号」に、「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に改め、同項第四号中「第九号第一項」を「第六号第一項」に、「第十号」を「第七号」に改め、同条第三項第一号及び第二号中「不法収益」を「薬物犯罪収益」に改め、同項第三号中「第九号第三項」を「第六号第三項」に、「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に改め、同項第四号中「第九号第三項」を「第六号第三項」に改め、同条を第十一号とし、同条の次に次の一条を加える。

(薬物犯罪収益等が混和した財産の没収等)
第十二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十年法律第 号。以下「組織的な犯罪処罰法」という。)第十四条及び第十五条の規定は、前条の規定による

没収について準用する。この場合において、組織的な犯罪処罰法第十四条中「前条第一項各号」とあるのは、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第十一号第一項各号」と読み替えるものとする。

第十五条及び第十六号を削る。

第十七条第一項中「第十四号第一項」を「第十一号第一項」に改め、同条第二項中「第十四号第三項」を「第十一号第三項」に改め、同条を第十三号とする。

第十八条の見出し中「不法収益」を「薬物犯罪収益」に改め、同条中「第八号」を「第五号」に、「不法収益」を「薬物犯罪収益」に改め、同条を第十四号とする。

第十九条中「第八号から第十二号まで」を「第五号から第九号まで」に改め、第三章中同条を第十五号とする。

第二十条第一項中「不法財産」を「第十一号第一項各号又は第三項各号に掲げる財産」に、「次条及び第二十三号」を「第十八号」に改め、同条第二項中「第九号若しくは第十号」を「第六号若しくは第七号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 組織的な犯罪処罰法第十八条第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第十二号において準用する組織的な犯罪処罰法第十五条第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。

第二十条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第四章中同条を第十六号とし、同条の次に次の一条を加える。

(没収された債権等の処分等)

第十七条 組織的な犯罪処罰法第十九条の規定は、第十一条の規定による没収について、組織的な犯罪処罰法第二十条の規定は権利の移転につ

いて登記又は登録を要する財産を没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について準用する。この場合において、同条中「次章第一節」とあるのは、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第五章」と読み替えるものとする。

第二十一条及び第二十二号を削る。

第二十三条中「刑事補償法」の下に(昭和二十五年法律第一号)を加え、第四章中同条を第十八号とする。

第五章第一節の節名を削り、第二十四号第一項中「この節の定めるところにより」を削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 裁判官は、前二項に規定する理由及び必要があるとき、検察官又は司法警察員(麻薬取締官、麻薬取締員、警察官又は海上保安官に限るものとし、警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。)の請求により、前二項に規定する処分をすることができ、

4 前三項に定めるもののほか、これらの規定による処分については、組織的な犯罪処罰法第四章の規定による没収保全命令及び附帯保全命令による処分の禁止の例による。

第二十四条第五項及び第六項を削り、第五章中同条を第十九号とする。

第二十五条から第四十三号までを削る。

第五章第二節の節名を削り、第四十四号第一項中「第十七号」を「第十三号」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 裁判官は、前項に規定する理由及び必要があるとき、検察官の請求により、同項に規定する処分をすることができ、

3 前二項に定めるもののほか、これらの規定

による処分については、組織的犯罪処罰法第四章の規定による追徴保全命令による処分の禁止の例による。

第四十四条第四項及び第五項を削り、同条を第二十条とする。

第四十五条から第五十一条までを削る。

第五章第三節を削る。

第五十六条第一項第六号中「第二十四条第一項又は第四十四条第一項を」を「第十九条第一項又は第二十条第一項」に改め、同条第二項を削り、第六章中同条を第二十一条とする。

第五十七条中「不法財産に」を「第十一条第一項各号又は第三項各号に掲げる財産に」に、「不法財産の」を「当該財産の」に改め、同条を第二十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(組織的犯罪処罰法による共助の例)

第二十三条 前二条に定めるもののほか、第二十一条の規定による共助については、組織的犯罪処罰法第六章の規定による共助の例による。

第五十八条から第七十条までを削る。

第七十一条第二項中「第二十条」を「第十六条」に、「最高裁判所が」を「最高裁判所規則で」に改め、第七章中同条を第二十四条とする。

第七十二条を第二十五条とする。

附則第二項中「第九条及び第十条」を「第六条及び第七条」に、「不法収益」を「薬物犯罪収益」に改める。

附則第三項中「第二十四条第一項」を「第十九条第一項」に、「第四十四条第一項」を「第二十条第一項」に、「第十七条」を「第十三条」に、「第十九条ノ二」を「第十九条の二」に改める。

(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした前条の規定による改正前の国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るため

の麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(金融監督庁設置法の一部改正)

第十四条 金融監督庁設置法の一部を次のように改正する。

第四十二条二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十年法律第 号)第五章の規定に基づいて、金融機関等からの届出に係る事項等の整理及び分析並びに疑わしい取引に関する情報の提供を行うこと。

別表(第一、第十三条、第二十二、第四十二条、第五十六条、第五十九条関係)

一 第三条(組織的な殺人等)、第四条(未遂罪)

若しくは第六条第一項第一号(組織的な殺人の予備の罪、同号に掲げる罪に係る同条第二項団体の不正権益に係る殺人の予備)の罪又は第十條第一項(犯罪収益等隠匿)若しくは第二項(未遂罪)の罪

二 刑法第八八条(現住建造物等放火)、第九

九条第一項(非現住建造物等放火)若しくは第九十條第一項(建造物等以外放火)の罪、同法第九十五條の規定により同法第九九條第一項若しくは第九十條第一項の例により処断すべき罪又はこれらの罪(同法第九十條第一項の罪及び同項の例により処断すべき罪を除く)の未遂罪

ロ 刑法第三十七條(あへん煙吸食器具輸入等)若しくは第三十九條第二項(あへん煙吸食のための場所提供)の罪又はこれらの罪の未遂罪

ハ 刑法第四十八條(通貨偽造及び行使等)若しくは第四十九條(外国通貨偽造及び行使等)の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は同法第五十三條(通貨偽造等準備)の罪

ニ 刑法第五十五條第一項(有印公文書偽造)若しくは第二項(有印公文書変造)の罪、これらの規定の例により処断すべき罪、同法第五十七條第一項(公正証書原本不実記載)の罪若しくはその未遂罪若しくはこれらの罪(同法第五十七條第一項の罪の未遂罪を除く)に係る同法第五十八條(偽造公文書行使等)の罪、同法第五十九條第一項(有印私文書偽造)若しくは第二項(有印私文書変造)の罪若しくはこれらの罪に係る同法第六十一條(偽造私文書等行使)の罪又は同法第六十一條の二(電磁的記録不正作出及び供用)の罪

ホ 刑法第六十二條(有価証券偽造等)又は第六十三條(偽造有価証券行使等)の罪へ 刑法第六十五條(偽造物頒布等)の罪

ト 刑法第八十六條(常習賭博及び賭博場開張等図利)の罪

チ 刑法第九十七條から第九十七條の四まで(収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あつせん収賄)の罪

リ 刑法第九十九條(殺人)の罪又はその未遂罪

ヌ 刑法第二百四條(傷害)又は第二百五條(傷害致死)の罪

ル 刑法第二百二十條(逮捕及び監禁)又は第二百二十一條(逮捕等致死傷)の罪

ヲ 刑法第二百二十四條から第二百二十八條まで(未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者收受等、未遂罪)の罪

ワ 刑法第二百三十五條から第二百三十六條まで(窃盗、不動産侵奪、強盗)、第二百三十八條から第二百四十一條まで(事後強盗、昏迷強盗、強盗致死傷、強盗強姦及び同致死)又は第二百四十三條(未遂罪)の罪

カ 刑法第二百四十六條から第二百五十條ま

で(詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪)の罪

ヨ 刑法第二百五十三條(業務上横領)の罪

タ 刑法第二百五十六條第二項(盗品有償譲受け等)の罪

レ 刑法第二百六十條(建造物等損壊及び同致死傷)の罪又は同条の例により処断すべき罪

三 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)第一条から第六条まで(爆発物の使用、製造等)の罪

四 商法(明治三十二年法律第四十八号)第四百八十六條から第四百八十八條まで(特別背任、未遂罪)、第四百九十條(不実文書行使)、第四百九十四條第一項(会社荒らし等)に関する収賄)又は第四百九十七條第二項(株主の権利の行使に関する利益の受供与)若しくは第四項(株主の権利の行使に関する利益の受供与等)についての威迫行為)の罪

五 外国において流通する貨幣紙幣銀行証券偽造変造及び模造に関する法律(明治三十八年法律第六十六号)第一条(偽造等)、第二条(偽造外国流通貨幣等の輸入)、第三条第一項(偽造外国流通貨幣等の行使等)若しくは第四条(偽造外国流通貨幣等の行使等)若しくは第四條(偽造等準備)の罪又はこれらの罪の未遂罪

六 印紙犯罪処罰法(明治四十二年法律第三十九号)第一条(偽造等)又は第二条(偽造印紙等の使用等)の罪

七 破産法(大正十一年法律第七十一号)第三百七十四條(詐欺破産)の罪、同条の例により処断すべき罪又は同法第三百七十八條(第三者の詐欺破産)の罪

八 暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一条ノ二第一項(加重傷害)若しくは第二項(未遂罪)又は第一条ノ三(常習傷害等)の罪

九 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第二条から第四条まで(常習特殊強盗、常習強盗、常習強姦、常習強姦致傷

持込み、未遂罪)の罪

四十四 人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十三年法律第四十八号)第一条から第四条まで(人質による強要等、加重人質強要、人質殺害等の罪)

四十五 無限連鎖講の防止に関する法律(昭和五十三年法律第一号)第五条(開設等)の罪

四十六 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第九条(製造等)の罪

四十七 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第四十七条第二号(無登録営業)の罪

四十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五十八条(有害業務目的労働者派遣)の罪又は同法第四十条第三項に係る同法第五十九条第一号(適用対象業務以外の業務についての労働者派遣事業)の罪

四十九 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第九十四条(仮装取引等)の罪

五十 麻薬特例法第六十一条(薬物犯罪収益等隠匿)又は第二項(未遂罪)の罪

五十一 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第四十九条(不実文書行使)の罪

五十二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第三十八条から第四十条まで(化学兵器の使用、製造等)の罪

五十三 サリン等による人身被害の防止に関する法律第五條(発散させる行為)又は第六條第一項から第三項まで(製造等)の罪

五十四 保険業法(平成七年法律第五十五号)第二百二十二条(保険管理人等の特別責任)、第二百二十三条(債権者集会の代表者等の特別責任)又は第二百二十五条(不実文書行使)の

罪

五十五 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第九十五条第一項(詐欺更生)又は第九十六条第一項(第三者の詐欺更生)の罪

五十六 臓器の移植に関する法律(平成九年法律第四十号)第二十条第一項(臓器売買等)の罪

五十七 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十一条(発起人、取締役等の特別責任)、第七十二条(特定債権者集会の代表者等の特別責任)、第七十四条(不実文書行使)、第七十九条第一項(特定目的会社荒らし等)に関する取組)又は第八十二条第二項(社員の特権の行使に関する利益の受供与)若しくは第四項(社員の特権の行使に関する利益の受供与等)についての威迫行為)の罪

最近における組織的な犯罪の実情及び犯罪収益の運用等の状況並びにこれらの処罰及び規制に関する国際的な動向にかんがみ、組織的に行われた殺人などの行為に対する処罰を強化し、犯罪収益の隠匿及び収益並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪収益に係る没収及び追徴の特例並びに疑わしい取引の届出等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理 由

第一章 総則(第一条、第二条)

第二章 通信傍受の要件及び実施の手続(第三、七条)

第三章 通信傍受の記録等(第十九条、第二十条)

第四章 通信の秘密の尊重等(第二十八条、第二十九条)

三十条

第五章 補則(第三十一条、第三十二条)

第一章 総則

第一条 この法律は、数人の共謀によつて実行される殺人、身の代金目的略取、薬物及び銃器の不正取引に係る犯罪等の重大犯罪において、犯人間の相互連絡等に用いられる電話その他の電気通信の傍受を行わなければならない事案の真相を解明することが著しく困難な場合が増加する状況にあることにかんがみ、これに適切に対処するため必要な刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)に規定する電気通信の傍受を行う強制的処分に關し、通信の秘密を不当に侵害することなく事案の真相の確かな解明に資するよう、その要件、手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「通信」とは、電話その他の電気通信であつて、その伝送路の全部若しくは一部が有線(有線以外の方式で電波その他の電磁波を送り、又は受けるための電氣的設備に附属する有線を除く)であるもの又はその伝送路に交換設備があるものをいう。

3 この法律において「通信事業者等」とは、電気通信を行うための設備(以下「電気通信設備」という)を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供する事業を営む者及びそれ以外の者であつて自己の業務のために不特定又は多数の者の通信を媒介することのできる電気通信設備を設置している者をいう。

第二章 通信傍受の要件及び実施の手続(傍受令状)

第三条 検察官又は司法警察員は、次の各号のい

ずれかに該当する場合において、当該各号に規定する犯罪(第二号及び第三号にあつては、その一連の犯罪をいう)の実行、準備又は証拠隠滅等の事後措置に関する謀議、指示その他の相互連絡その他当該犯罪の実行に關連する事項を内容とする通信(以下この項において「犯罪関連通信」という。)が行われると疑うに足る状況があり、かつ、他の方法によつては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であるときは、裁判官の発する傍受令状により、電話番号その他の発信元又は発信先を識別するための番号又は符号(以下「電話番号等」という。)によつて特定された通信の手段(以下「通信手段」という。)であつて、被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているもの(犯人による犯罪関連通信に用いられる疑いがないと認められるものを除く)又は犯人による犯罪関連通信に用いられると疑うに足るものについて、これを用いて行われた犯罪関連通信の傍受をすることができ

る。

一 別表に掲げる罪が犯されたと疑うに足る十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足る状況があるとき。

二 別表に掲げる罪が犯され、かつ、引き続き次に掲げる罪が犯されると疑うに足る十分な理由がある場合において、これらの犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足る状況があるとき。

イ 当該犯罪と同様の態様で犯されるこれと同一又は同種の別表に掲げる罪

ロ 当該犯罪の実行を含む一連の犯行の計画に基づいて犯される別表に掲げる罪

三 禁錮以上の刑が定められている罪が別表に掲げる罪の実行に必要な準備のために犯され、かつ、引き続き当該別表に掲げる罪が犯されると疑うに足る十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるもの

四十五

であるに疑うに足る状況があるとき。

2 別表に掲げる罪であつて、譲渡し、譲受け、貸付け、借受け又は交付の行為を罰するものについては、前項の規定にかかわらず、数人の共謀によるものであると疑うに足る状況があることを要しない。

3 前二項の規定による傍受は、通信事業者等の看守する場所で行う場合を除き、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内においては、これを行うことができない。ただし、住居主若しくは看守者又はこれらの者に代わるべき者の承諾がある場合は、この限りでない。

(令状請求の手続)

第四条 傍受令状の請求は、検察官(検事総長が指定する者に限る。次項及び第七条において同じ。)又は司法警察員(国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の警察官、厚生大臣が指定する麻薬取締官及び海上保安庁長官が指定する海上保安官に限る。同項及び同条において同じ。)から地方裁判所の裁判官にこれをしなければならぬ。ただし、急速を要し、地方裁判所の裁判官に請求することができないときは、簡易裁判所の裁判官にこれをすることができる。

2 検察官又は司法警察員は、前項の請求をする場合において、当該請求に係る被疑事実の全部又は一部と同一の被疑事実について、前に同一の通信手段を対象とする傍受令状の請求又はその発付があつたときは、その旨を裁判官に通知しなければならない。

(傍受令状の発付)

第五条 前条第一項の請求を受けた裁判官は、同項の請求を理由があると認めるとき簡易裁判所の裁判官にあつては、同項の請求が理由があり、かつ、急速を要し、地方裁判所の裁判官に傍受令状を請求することができないと認めるときは、傍受ができる期間として十日以内(簡易裁判所の裁判官にあつては、五日以内)の期間を定めて、傍受令状を発する。

2 裁判官は、傍受令状を発する場合において、傍受の実施(通信の傍受をすること及び通信手段について直ちに傍受をすることができるとして通信の状況を監視すること)をいう。以下同じ。)に關し、適当と認める条件を付することができる。

(傍受令状の記載事項)

第六条 傍受令状には、被疑者の氏名、被疑事実の要旨、罪名、罰条、傍受すべき通信、傍受の実施の対象とすべき通信手段、傍受の実施の方法及び場所、傍受ができる期間、傍受の実施に關する条件、有効期間及びその期間経過後は傍受の処分に着手することができず傍受令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の日月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。ただし、被疑者の氏名については、これが明らかでないときは、その旨を記載すれば足りる。

(傍受ができる期間の延長)

第七条 地方裁判所の裁判官は、必要があると認めるときは、検察官又は司法警察員の請求により、十日以内の期間を定めて、傍受ができる期間を延長することができる。ただし、傍受ができる期間は、通じて三十日を超えないことができる。

2 前項の延長は、傍受令状に延長する期間及び理由を記載し記名押印してこれをしなければならない。

(同一事実に関する傍受令状の発付)

第八条 裁判官は、傍受令状の請求があつた場合において、当該請求に係る被疑事実の前に発付された傍受令状の被疑事実と同一のものが含まれるときは、同一の通信手段については、更に傍受をすることを必要とする特別の事情があると認めるときに限り、これを発付することができる。

(傍受令状の提示)

第九条 傍受令状は、通信手段の傍受の実施をする部分の管理する者(会社その他の法人又は団体にあつては、その役員。以下同じ。)又はこれに代わるべき者に示さなければならない。ただし、被疑事実の要旨については、この限りでない。

2 傍受ができる期間が延長されたときも、前項と同様とする。

(必要な処分等)

第十条 傍受の実施については、電気通信設備に傍受のための機器を接続することその他の必要な処分をすることができ。

2 検察官又は司法警察員は、検察事務官又は司法警察職員に前項の処分をさせることができる。

(通信事業者等の協力義務)

第十一条 検察官又は司法警察員は、通信事業者等に対して、傍受の実施に關し、傍受のための機器の接続その他の必要な協力を求めることができる。この場合においては、通信事業者等は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(立会い)

第十二条 傍受の実施をするときは、通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者又はこれに代わるべき者を立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができないときは、地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、立会人を常時立ち会わせることができないやむを得ない事情があるときは、その事情がある間に限り、立会人を立ち会わせることを要しない。ただし、傍受の実施の開始、中断及び終了並びに傍受をした通信を記録する媒体(以下「記録媒体」という。)の交換の際は、この限りでない。

(該当性判断のための傍受)

第十三条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をしていない間に行われた通信であつて、傍受令状に記載された傍受すべき通信(以下単に「傍受すべき通信」という。)に該当するかどうか明らかでないものについては、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断するため、これに必要な最小限度の範囲に限り、当該通信の傍受をすることができる。

2 外国語による通信又は暗号その他その内容を即時に復元することができない方法を用いた通信であつて、傍受の時にその内容を知ることが困難なため、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断することができないものについては、その全部の傍受をすることができる。この場合においては、速やかに、傍受すべき通信に該当するかどうかの判断を行わなければならない。

(他の犯罪の実行を内容とする通信の傍受)

第十四条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をしていない間に、傍受令状に被疑事実として記載されている犯罪以外の犯罪であつて、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものを実行したこと、実行していること又は実行することを内容とするものと明らかに認められる通信が行われたときは、当該通信の傍受をすることができる。

(医師等の業務に關する通信の傍受の禁止)

第十五条 医師、歯科医師、助産婦、看護婦、弁護士(外国法事務弁護士を含む。)、弁理士、公証人又は宗教の職にある者(傍受令状に被疑者として記載されている者を除く。)との間の通信については、他人の依頼を受けて行うその業務に關するものと認められるときは、傍受をしてはならない。

(相手方の電話番号等の探知)

第十六条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をしていない間に行われた通信について、これが傍受すべき通信若しくは第十四条の規定により傍受をすることができない通信に該当するものであるとき、又は第十三条の規定による傍受すべき通信に該当するかどうかの判断に資すると認めるときは、傍受の実施の場所において、当該通信の相手方の電話番号等の探知をすることが

できる。

できる。この場合においては、別に令状を必要としない。

2 検察官又は司法警察員は、通信事業者等に対して、前項の処分に関し、必要な協力を求めることができる。この場合においては、通信事業者等は、正当な理由がないのに、これを拒んではない。

3 検察官又は司法警察員は、傍受の実施の場所以外の場所において第一項の探知のための措置を必要とする場合には、当該措置を執ることができる通信事業者等に対し、同項の規定により行う探知である旨を告知して、当該措置を執ることを要請することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

(傍受の実施を中断し又は終了すべき時の措置)
第十七条 傍受令状の記載するところに従い傍受の実施を中断し又は終了すべき時に現に通信が行われているときは、その通信手段の使用以下「通話」という。が終了するまで傍受の実施を継続することができる。

(傍受の実施の終了)
第十八条 傍受の実施は、傍受の理由又は必要がなくなったときは、傍受令状に記載された傍受ができる期間内であっても、これを終了しなければならない。

第三章 通信傍受の記録等

(傍受をした通信の記録)
第十九条 傍受をした通信については、すべて、録音その他通信の性質に応じた適切な方法により記録媒体に記録しなければならない。この場合においては、第二十二条第二項の手続の用に供するため、同時に、同一の方法により他の記録媒体に記録することができる。

2 傍受の実施を中断し又は終了するときは、その時に使用している記録媒体に対する記録を終了しなければならない。

(記録媒体の封印等)
第二十条 前条第一項前段の規定により記録をした記録媒体については、傍受の実施を中断し又は終了したときは、速やかに、立会人にその封印を求めなければならない。傍受の実施をして

いる間に記録媒体の交換をしたときその他記録媒体に対する記録が終了したときも、同様とする。

2 前項の記録媒体については、前条第一項後段の規定により記録をした記録媒体がある場合を除き、立会人にその封印を求める前に、第二十二条第二項の手続の用に供するための複製を作成することができる。

3 立会人が封印をした記録媒体は、遅滞なく、傍受令状を交付した裁判官が所属する裁判所の裁判官(簡易裁判所の裁判官が傍受令状を交付した場合)は、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官に提出しなければならない。

(傍受の実施の状況を記載した書面の提出)
第二十一条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を、前条第三項に規定する裁判官に提出しなければならない。第七條の規定により傍受ができる期間の延長を請求する時も、同様とする。

一 傍受の実施の開始、中断及び終了の年月日時
二 立会人の氏名及び職業
三 第十二条第二項の規定により立会人を立ち会わせなかった場合は、その時間及び理由
四 傍受の実施をしていない間における通話の開始及び終了の年月日時
五 傍受をした通信については、傍受の根拠となつた条項、その開始及び終了の年月日時並びに通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項
六 第十四条に規定する通信については、当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条
七 記録媒体の交換をした年月日時
八 前条第一項の規定による封印の年月日時及び封印をした立会人の氏名

九 その他傍受の実施の状況に関し最高裁判所規則で定める事項
(傍受記録の作成)
第二十二条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施を中断し又は終了したときは、その都度、速やかに、傍受をした通信の内容を刑事手続において使用するための記録(以下「傍受記録」という。)一通を作成しなければならない。傍受の実施をしている間に記録媒体の交換をしたときその他記録媒体に対する記録が終了したときも、同様とする。

2 傍受記録は、第十九条第一項後段の規定により記録をした記録媒体又は第二十条第二項の規定により作成した複製から、次に掲げる通信以外の通信の記録を消去して作成するものとする。

一 傍受すべき通信に該当する通信
二 第十三条第二項の規定により傍受をした通信であつて、なおその内容を復元するための措置を要するもの
三 第十四条の規定により傍受をした通信及び第十三条第二項の規定により傍受をした通信であつて第十四条に規定する通信に該当すると認められるに至つたもの
四 前三号に掲げる通信と同一の通話の機会に行われた通信

3 前項第二号に掲げる通信の記録については、当該通信が傍受すべき通信及び第十四条に規定する通信に該当しないことが判明したときは、傍受記録から当該通信の記録及び当該通信に係る同項第四号に掲げる通信の記録を消去しなければならない。ただし、当該通信と同一の通話の機会に行われた同項第一号から第三号までに掲げる通信があるときは、この限りでない。

4 検察官又は司法警察員は、傍受記録を作成した場合において、他に第二十条第三項の規定により裁判官に提出した記録媒体(以下「傍受の原記録」という。)以外の傍受をした通信の記録をした記録媒体又はその複製等(複製その他他記録

の内容の全部又は一部をそのまま記録した物及び書面をいう。以下同じ。)があるときは、その記録の全部を消去しなければならない。前項の規定により傍受記録から記録を消去した場合において、他に当該記録の複製等があるときも、同様とする。

5 検察官又は司法警察員は、傍受をした通信であつて、傍受記録に記録されたもの以外のものについては、その内容を他人に知らせ、又は使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(通信の当事者に対する通知)

第二十三条 検察官又は司法警察員は、傍受記録に記録されている通信の当事者に対し、傍受記録を作成した旨及び次に掲げる事項を書面で通知しなければならない。

一 当該通信の開始及び終了の年月日時並びに相手方の氏名判明している場合に限る。

二 傍受令状の交付の年月日時

三 傍受の実施の開始及び終了の年月日時

四 傍受の実施の対象とした通信手段

五 傍受令状に記載された罪名及び罰条

六 第十四条に規定する通信については、その旨並びに当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条

2 前項の通知は、通信の当事者が特定できない場合又はその所在が明らかでない場合を除き、傍受の実施が終了した後三十日以内にこれを発しなければならない。ただし、地方裁判所の裁判官は、捜査が妨げられるおそれがあると認めるときは、検察官又は司法警察員の請求により、六十日以内の期間を定めて、この項の規定により通知を発しなければならない期間を延長することができる。

3 検察官又は司法警察員は、前項本文に規定する期間が経過した後に、通信の当事者が特定された場合又はその所在が明らかになつた場合には、当該通信の当事者に対し、速やかに、第一項の通知を発しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(傍受記録の聴取及び閲覧等)

第二十四条 前条第一項の通知を受けた通信の当事者は、傍受記録のうち当該通信に係る部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成することができる。

(傍受の原記録の聴取及び閲覧等)

第二十五条 傍受の原記録を保管する裁判官(以下「原記録保管裁判官」という。)は、傍受記録に記録されている通信の当事者が、前条の規定により、傍受記録のうち当該通信に係る部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成した場合において、傍受記録の正確性の確認のために必要があると認めるときは、他正当な理由があるとして認めるときは、当該通信の当事者の請求により、傍受の原記録のうち当該通信に相当する部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成することを許可しなければならない。

2 原記録保管裁判官は、傍受をされた通信の内容の確認のために必要があると認めるときは、他正当な理由があるとして認めるときは、傍受記録に記録されている通信以外の通信の当事者の請求により、傍受の原記録のうち当該通信に係る部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成することを許可しなければならない。

3 原記録保管裁判官は、傍受が行われた事件に關し、犯罪事実の存否の証明又は傍受記録の正確性の確認のために必要があると認めるときは、他正当な理由があるとして認めるときは、検察官又は司法警察官の請求により、傍受の原記録のうち必要と認める部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成することを許可することができる。ただし、複製の作成については、次に掲げる通信(傍受記録に記録されているものを除く。)に係る部分に限る。

- 傍受すべき通信に該当する通信
- 犯罪事実の存否の証明に必要な証拠となる通信(前号に掲げる通信を除く。)
- 前三号に掲げる通信と同一の通話の機会に

行われた通信

4 次条第三項の規定により記録の消去を命じた裁判がある場合においては、前項の規定による複製を作成することの許可の請求は、同項の規定にかかわらず、当該裁判により消去を命じられた記録に係る通信が新たに同項第一号又は第二号に掲げる通信であつて他にこれに代わるべき適当な証明方法がないものであることが判明するに至つた場合に限り、傍受の原記録のうち当該通信及びこれと同一の通話の機会に行われた通信に係る部分について、することができ。ただし、当該裁判が同条第三項第二号に該当するとしてこれらの通信の記録の消去を命じたものであるときは、この請求をすることができない。

5 原記録保管裁判官は、検察官により傍受記録又はその複製等の取調べの請求があつた被告事件に關し、被告人の防御又は傍受記録の正確性の確認のために必要があると認めるときは、他正当な理由があるとして認めるときは、被告人又はその弁護人の請求により、傍受の原記録のうち必要と認める部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成することを許可することができる。ただし、被告人が当事者でない通信に係る部分の複製の作成については、当該通信の当事者のいづれかの同意がある場合に限る。

6 検察官又は司法警察官が第三項の規定により作成した複製は、傍受記録とみなす。この場合において、第二十三条の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項並びに第二十五条第三項の複製を作成することの許可があつた旨及びその年月日」とし、同条第二項中「傍受の実施が終了した後」とあるのは「複製を作成した後」とする。

7 傍受の原記録については、第一項から第五項までの規定による場合のほか、これを聴取させ、若しくは閲覧させ、又はその複製を作成させてはならない。ただし、裁判所又は裁判官が、刑事訴訟法の定めるところにより、検察官

により傍受記録若しくはその複製等の取調べの請求があつた被告事件又は傍受に關する刑事事件の審理又は裁判のために必要であると認め、傍受の原記録のうち必要と認める部分を取り調べる場合においては、この限りでない。(不服申立て)

第二十六条 裁判官がした通信の傍受に關する裁判に不服がある者は、その裁判官が所属する裁判所(簡易裁判所の裁判官がした裁判に對しては、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所)に、その裁判の取消し又は変更を請求することができる。

2 検察官又は檢察事務官がした通信の傍受に關する処分不服がある者はその檢察官又は檢察事務官が所属する檢察庁の所在地を管轄する地方裁判所に、司法警察職員がした通信の傍受に關する処分不服がある者はその職務執行地を管轄する地方裁判所に、その処分の取消し又は変更(傍受の実施の終了を含む。)を請求することができる。

3 裁判所は、前項の請求により傍受の処分を取り消す場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、檢察官又は司法警察官に對し、その保管する傍受記録(前条第六項の規定により傍受記録とみなされたものを除く。以下この項において同じ。)及びその複製等のうち当該傍受の処分に係る通信及びこれと同一の通話の機会に行われた通信の記録の消去を命じなければならない。ただし、第三号に該当すると認める場合において、当該記録の消去を命ずることが相当でないと認めるときは、この限りでない。

- 当該傍受に係る通信が、第二十二條第二項各号に掲げる通信のいずれにも当たらないとき。
- 当該傍受において、通信の当事者の利益を保護するための手続に重大な違法があると

三 前三号に該当する場合を除き、当該傍受の

手続に違法があるとき。

4 前条第三項の複製を作成することの許可が取り消されたときは、檢察官又は司法警察官は、その保管する同条第六項の規定によりみなされた傍受記録(その複製等を含む。)のうち当該取り消された許可に係る部分を消去しなければならない。

5 第三項に規定する記録の消去を命ずる裁判又は前項に規定する複製を作成することの許可の取消しの裁判は、当該傍受記録又はその複製等について既に被告事件において証拠調べがされているときは、証拠から排除する決定がない限り、これを当該被告事件に關する手続において証拠として用いることを妨げるものではない。

6 前項に規定する裁判があつた場合において、当該傍受記録について既に被告事件において証拠調べがされているときは、当該被告事件に關する手続においてその内容を他人に知らせ又は使用する場合以外の場合においては、当該傍受記録について第三項の裁判又は第四項の規定による消去がされたものとみなして、第二十二條第五項の規定を適用する。

7 第一項及び第二項の規定による不服申立てに關する手続については、この法律に定めるもののほか、刑事訴訟法第四百二十九條第一項及び第四百三十條第一項の請求に係る手続の例による。

(傍受の原記録の保管期間)

第二十七條 傍受の原記録は、第二十三條第三項の規定による提出の日から五年を経過する日又は傍受記録若しくはその複製等が証拠として取り調べられた被告事件若しくは傍受に關する刑事事件の最終の日から六月を経過する日のうち最も遅い日まで保管するものとする。

2 原記録保管裁判官は、必要があると認めるときは、前項の保管の期間を延長することができる。

第四章 通信の秘密の尊重等
(関係者による通信の秘密の尊重等)

第二十八條 檢察官、檢察事務官及び司法警察職員並びに弁護人その他通信の傍受に關与し、又はその状況若しくは傍受をした通信の内容を職務上知り得た者は、通信の秘密を不当に害しないように注意し、かつ、捜査の妨げとならないように注意しなければならない。

(国会への報告等)

第二十九條 政府は、毎年、傍受令状の請求及び発付の件数、その請求及び発付に係る罪名、傍受の対象とした通信手段の種類、傍受の実施をした期間、傍受の実施をしてゐる間における通話の回数、このうち第二十二條第二項第一号又は第三号に掲げる通信が行われたものの数並びに傍受が行われた事件に關して逮捕した人員数を国会に報告するとともに、公表するものとする。ただし、罪名については、捜査に支障を生ずるおそれがあるときは、その支障がなくなつた後においてこれらの措置を執るものとする。

(付審判の請求)

第三十條 捜査又は調査の権限を有する公務員がその捜査又は調査の職務を行うに當り犯した電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第四百四條第一項若しくは有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第十四條第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪について告訴又は告発をした者は、檢察官の公訴を提起しない処分に不服があるときは、刑事訴訟法第二百六十二條第一項の請求をすることができる。

第五章 補則

(刑事訴訟法との關係)
第三十一條 通信の傍受に關する手續については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事訴訟法による。

(最高裁判所規則)

第三十二條 この法律に定めるもののほか、傍受令状の発付、傍受ができる期間の延長、記録媒体の封印及び提出、傍受の原記録の保管その他の取扱い、傍受の実施の状況を記載した書面の提出、通信の当事者に対する通知を發しなけれ

ばならない期間の延長、裁判所が保管する傍受記録の聴取及び閲覧並びにその複製の作成並びに不服申立てに關する手續について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 第三十條の規定は、この法律の施行後に公訴を提起しない処分をした事件について、適用する。

別表(第三條關係)

一イ 刑法明治四十年法律第四十五号)第七十七條第一項第一号若しくは第二号前段(内

乱)の罪又はこれらの罪の未遂罪
ロ 刑法第八十一條(外患誘致)、第八十二條(外患援助)又は第八十七條(未遂罪)の罪、

ハ 刑法第八八條(現住建造物等放火)の罪、同条の例により処断すべき罪又はこれらの罪の未遂罪

ニ 刑法第二百六十六條(汽車転覆等及び同致死)の罪若しくは同条第一項若しくは第二項の罪の未遂罪又は同法第二百七十七條往來危険による汽車転覆等)の罪

ホ 刑法第二百六十六條後段(水道毒物等混入致死)の罪

ヘ 刑法第四百四十八條(通貨偽造及び行使等)の罪又はその未遂罪

ト 刑法第九十九條(殺人)の罪又はその未遂罪

チ 刑法第二百二十條(逮捕及び監禁)又は第二百二十一條(逮捕等致死傷)の罪

リ 刑法第二百二十四條から第二百二十八條まで(未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者收受等、未遂罪)の罪

又 刑法第二百四十條(強盜致死傷)若しくは第二百四十一條(強盜強姦及び同致死)の罪又はこれらの罪の未遂罪
二 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)第一条(爆発物の使用)又は第二条(使用の未遂)の罪

三 盜犯等の防止及び処分に關する法律(昭和五年法律第九号)第四条(常習強盜致傷等)の罪

四 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)第二十四條(栽培、輸入等)又は第二十四條の二(所持、譲渡し等)の罪

五 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第四百四條第二項後段(一般乗合旅客自動車運送事業用自動車転覆等致死)の罪又は同項後段の例により処断すべき罪

六 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第四十一條(輸入等)若しくは第四十一條の二(所持、譲渡し等)の罪、同法第四十一條の三(第一項第三号)覚せい剤原料の輸入等若しくは第四号)覚せい剤原料の製造)の罪若しくはこれらの罪に係る同条第二項(営利目的の覚せい剤原料の輸入等)の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は同法第四十一條の四(第一項第三号)覚せい剤原料の所持若しくは第四号)覚せい剤原料の譲渡し等)の罪若しくはこれらの罪に係る同条第二項(営利目的の覚せい剤原料の所持、譲渡し等)の罪若しくはこれらの罪の未遂罪

七 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十四條(集團密航者を不法入国させる行為等)、第七十四條の二(集團密航者の輸送)又は第七十四條の四(集團密航者の收受等)の罪

八 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四條(アセチルモルヒネ等の輸入等)、第六十四條の二(アセチルモルヒネ等の譲渡し、所持等)、第六十五條(ジ

アセチルモルヒネ等以外の麻薬の輸入等)、

第六十六條(ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の譲渡し、所持等)、第六十六條の三(向精神薬の輸入等)又は第六十六條の四(向精神薬の譲渡し等)の罪

九 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百十五号)第三十一條(銃砲の無許可製造)又は第三十一條の二(第一号)銃砲以外の武器の無許可製造の罪

十 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)第五十一條(けしの栽培、あへんの輸入等)又は第五十二條(あへん等の譲渡し、所持等)の罪

十一 高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二十七條第二項後段(高速自動車国道損壊等による自動車転覆等致死)の罪

十二 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一條から第三十三條の四まで(けん銃等の発射、輸入、所持、譲渡し等)、第三十一條の七から第三十一條の九まで(けん銃実包の輸入、所持、譲渡し等)、第三十一條の十一(第一項第二号)けん銃部品の輸入)若しくは第二項(未遂罪)又は第三十一條の十六(第一項第二号)けん銃部品の所持若しくは第三号(けん銃部品の譲渡し等)若しくは第二項(未遂罪)の罪

十三 航空機の強取等の処罰に關する法律(昭和四十五年法律第六十八号)第一条(航空機の強取等)又は第二条(航空機強取等致死)の罪

十四 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に關する法律(昭和四十九年法律第八十七号)第二条(航行中の航空機を墜落させる行為等の罪)若しくは同条第一項の罪の未遂罪又は同法第三条第二項(業務中の航空機の破壊等致死)の罪

十五 人質による強要行為等の処罰に關する法律(昭和五十三年法律第四十八号)第一条から第四条まで(人質による強要等、加重人質強要、人質殺害)の罪

十六 流通食品への毒物の混入等の防止等に關する特別措置法(昭和六十二年法律第三号)

第九条第二項(流通食品への毒物混入等致死傷)の罪

十七 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)第五条(業として行う不法輸入等)の罪

十八 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第三十八条(化学兵器の使用)の罪

十九 サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成七年法律第七十八号)第五条第一項(発散させる行為)又は第二項(未遂罪)の罪

二十 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十年法律第 号)第三号第一項第三号、第四号若しくは第六号に掲げる罪に係る同条(組織的な殺人等)の罪又はこれらの罪(同項第四号及び第六号(刑法第二百二十五条の二第二項に係る部分に限る))に掲げる罪に係るものを除く。の未遂罪

理由

刑事訴訟法に基づく電気通信の傍受を行う強制の処分に関し、傍受令状発付の要件及び手続、傍受の実施の手続き、傍受の記録の取扱い、傍受に関する裁判及び処分についての不服申立てその他必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法の一部を改正する法律

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二百二十二条の次に次の一条を加える。

第二百二十二条の二 通信の当事者のいずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行う強制の処分については、別に法律で定めるところによる。

第二百九十五条に次の一項を加える。

裁判長は、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人

を尋問する場合において、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあり、これらの者の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定される事項が明らかにされたならば証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人が十分な供述をすることができないと認めるときは、当該事項についての尋問を制限することができる。ただし、検察官のする尋問を制限することにより犯罪の証明に重大な支障を生ずるおそれがあるとき、又は被告人若しくは弁護人のする尋問を制限することにより被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

第二百九十九条の次に次の一条を加える。

第二百九十九条の二 検察官又は弁護士は、前条第一項の規定により証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人の氏名及び住居を知る機会を与え又は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人若しくは証拠書類若しくは証拠物にその氏名が記載されている者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、相手方に対し、その旨を告げ、これらの者の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定される事項が、犯罪の証明若しくは犯罪の捜査又は被告人の防御に関し必要がある場合を除き、関係者(被告人を含む。)に知られないようにすることその他これらの者の安全が脅かされることがないよう配慮することを求めることができる。

附則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

理由

最近における犯罪情勢及び刑事手続の運用の実

情にかんがみ、通信の当事者のいずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行う強制の処分についてその根拠を定めるとともに、証人等の身体又は財産への加害行為等の防止を図るための措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十一年十月六日印刷

平成十一年十月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局